

昭和時代

昭和二年一月、大阪書林俱樂部にて關西支部會開催、幹事改選の結果、次の如く重任した。

鈴木常松、佃要三郎(以上大阪)、永澤信之助(京都)

支部長 鈴木常松(重任)

同年一月、神田區一ツ橋如水會館にて定時總會開催、幹事の改選を行つた。其の結果左の通り全部重任した。

坂本嘉治馬、大葉久吉、森下松衛、龜井豊治、目黒甚七、上原才一郎、松本繁吉、辻本卯藏、田中六藏、瀬川光行

會長坂本嘉治馬、副會長森下松衛(重任)

同年三月、兵庫縣及び広島縣中等教科書販賣協會の設立を承認した。

同年四月、大阪府中等教科書販賣協會の設立承認。

同年七月、東京書籍商組合、全國書籍商組合聯合會、東京出版協會及東京各新聞社と聯合して、書籍の運賃低減に付鐵道省へ次の請願書を提出した。

書籍の運賃低減に付請願

謹啓 我國文化の急速なる進展に就き新聞紙、雜誌、書籍の功績は認めざるべからざる義と存候尙

將來に於ても國家文化に貢獻し、國民の思想善導、知識啓發の上に渾然一體となりて此重大なる使命を果すべきものに有之候然して其の全國的配給に付ては敏速を旨とし賃率も極めて低廉なるべきを要し候この意味に於て當局の共通的保護より書籍の鐵道輸送賃率が他の二者に比較して高率なるは當業者の甚だ苦痛と致すところにして延ては購買者及出版者の負擔を重からしめ、文化普及上大なる影響を免れず候即ち大貨物の場合は最低賃金に、客車小荷物に就ては特定賃金法を設けられ哩數制限を撤廢せられ度、何卒特別の御詮議を以て此請願の主旨御採用相成度此段及陳情候 敬具

同年十一月、次年度臨時定價六割五分以内増額の許可があつた。

同三年一月、大阪書林俱樂部にて關西支部會開催、幹事改選の結果次の如く何れも重任。

鈴木常松、佃要三郎(以上大阪)、永澤信之助(京都)

支部長 鈴木常松(重任)

同年一月、丸の内中央亭にて定時總會開催、幹事改選の結果當選者次の如し。

坂本嘉治馬、森下松衛、龜井豊治、目黒甚七、大葉久吉、松本繁吉、上原才一郎、辻本卯藏、杉山常次郎、田中六藏

會長坂本嘉治馬、副會長森下松衛(重任)

同年一月、和歌山縣中等教科書協會の設立を承認した。

同年六月、中等教科書生産標準案を附議し、生産協約を廢棄してこれに代ゆることを可決した。

同年九月、常集會開催、中學制度改正案を附議し、實施期限一ヶ年延期の請願をなすことに決した

同年九月、秋田縣中等教科書販賣協會の設立承認。

同年十一月、次年度の臨時定價六割五分以内増額の許可があつた。

同四年一月、京都府宇治町萬碧樓にて關西支部會開催、支部幹事改選の結果當選者次の如し。

鈴木常松、柏佐一郎(以上大阪)、永澤信之助(京都)

支部長 鈴木常松(重任)

同年一月、麴町區東京會館にて定時總會開催、幹事改選の結果當選者次の通り。

坂本嘉治馬、目黒甚七、龜井豊治、大葉久吉、森下松衛、松本繁吉、上原才一郎、杉山常次郎、

辻本卯藏、檜山友藏

會長坂本嘉治馬、副會長森下松衛(重任)

同年十一月、次年度の臨時定價六割三分以内増額の許可があつた。

同年十一月、中等教科書註文用紙の様式を定め、其の實行方法について左の事項を決した。

一、差當り註文用箋五千部を印刷し、全國の販賣業者約一千八百軒へ一部づゝ無料にて配附すること

一、右以外は一冊實費金二十錢にて頒つこと

同五年一月、大阪市大阪書林俱樂部にて支部會開催、支部幹事の改選を行つた。當選者次の如し。

鈴木常松、三宅莊藏(以上大阪)、武藤 欽(京都)

支部長 鈴木常松(重任)

同年一月、麴町區東京會館にて定時總會開催、幹事の改選を行つた。當選者次の如し。

龜井豊治、坂本嘉治馬、森下松衛、目黒甚七、松本繁吉、上原才一郎、大葉久吉、檜山友藏、辻

本卯藏、杉山常次郎

會長坂本嘉治馬、副會長森下松衛(重任)

同年二月、岩手縣中等教科書販賣協會の設立を承認した。

同年十一月、次年度臨時定價五割八分以内増額の許可があつた。

同年十二月、會館にて臨時總會を開き、中等教育改善案實施に關する在記圖書局長よりの内示事項に付協議した。

一、中等教育改善案は昭和六年四月より全國に亘り一齊に實施すること

但し實施の方法は第一學年より始むること、尙ほ作業科、實業科は其の實施を五ヶ年猶豫すること
一、古鈔科書は從來のものを使用するも差支なきこと

追而右に關する法令並に教授要目は昭和六年一月頃發表の豫定なること

これに對し一應右實施猶豫の請願書を當局に提出することに決した。

同六年一月十二日、大阪書林俱樂部にて支部會開催、支部幹事の改選を行つた。當選者次の如し。

鈴木常松、三宅莊藏、柏佐一郎(以上大阪)、永澤信之助(京都)
支部長 鈴木常松(重任)

同年一月二十日、麴町區丸の内會館にて定時總會開催。決議次の通り。

一、本會規約修正の件可決

一、中等教科書取引規定修正の件可決

ついで幹事の改選を行つた。當選者次の如し。

坂本嘉治馬、目黒甚七、上原才一郎、森下松衛、大葉久吉、松本繁吉、龜井豊治、檜山友藏、辻木卯藏

幹長坂本嘉治馬、副會長森下松衛(重任)

同年三月十日、檢定方針に關し、文部省圖書局長から次の示達があつた。

檢定に就て文部省圖書局からの示達

一般檢定方針

一、將來は些少の修正を施さしむる場合の外大修正を要するものは檢定を與へざる方針なること

一、教科書中の別刷畫又は「カット」にして教育上左程有效と認め難きものは圖書中より斷然削除せしむること

一、修身、國語、漢文、外國語教科書に別刷畫を挿入する場合に於ては約五十頁に付一葉を限度と

し特に必要と認むるものに付てのみ多少斟酌を加ふること

又數學教科書には原則として別刷畫を認めず

一、國語漢文讀本には自修文を入れる場合と雖も「ベタ」組を許さず

一、用器畫教科書等の如きものは原則として用紙の半面のみに印刷することを認めず

一、圖書の名稱は教科書たるに適切なるものを選定すること

一、圖書に用ゐる度量衡は原則として新度量衡法に依り「メートル」「グラム」「リットル」等の名稱を使用すること

中學校令施行規則改正に伴ふ檢定上の取扱方針

一、修身は従前通り

一、公民科は全部揃ひたるもの

一、國語は従前通り第一學年用より第五學年用まで一揃とする事

一、漢文は第二學年用より第五學年用まで一揃とする事

一、東洋史は甲號表に依るもの乙號表に依るものを各別に取扱ふこと

一、西洋史は甲號表乙號表共通にて可なること

一、國史は甲號表は第一學年用及び第四第五學年用を一揃とすること、乙號表は第三第四學年用と第五學年用とを一揃とすること

- 一、地理は甲號乙號各別に取扱ふこと
 - 一、外國語は従前通り
 - 一、數學は基本増課の兩科目用一揃となりたるものは勿論兩科各別に出願するも可なること、但し算術、代數、幾何、三角法を各別に取扱ふことを妨げず
 - 一、理科は博物、物理、化學共従前の通り、但し一般理科及び應用理科は書名に一般理科又は應用理科なることを明示すること（一般理科は博物、物理、化學篇の分別を認めず）
 - 一、實業は従前通り
 - 一、圖畫は従前の取扱に準ず
 - 一、音樂は従前の取扱に準ず
- 〔中等教科書協會に對する舊通達にして此の定めに牴觸するものは自然消滅とす〕
- 改正中學校令施行規則に依る國語讀本及び漢文讀本
檢定標準を左の通り定む

國語讀本

- 第一學年 現代文を主として平易なる近世文を交へ漢文の入門に資すべき教材を加ふること
- 第二學年 現代文及び近世文とす
- 第三學年 現代文・近世文を主とし平易なる近古文を交ふること

- 第四學年 現代文・近世文・近古文を主とし平易なる中古文を交ふること
- 第五學年 現代文・近世文・近古文を主とし平易なる中古文・簡易なる上古文を交ふること（上古文は二篇以内とす）

（注意）

- 一、國語讀本の教材及び頭註に於ける漢文の返點、送假名等は漢文讀本に準ずること
- 一、上古文は總べて假名交り書下しにすること
- 一、近世・近古に於ける名著の抄本の外、副讀本類は當分檢定せず

漢文讀本

- 第二學年 句讀點・返點・送假名を施すこと
- 第三學年 同上
- 第四學年 句讀點・返點を施し成るべく送假名を施すこと
- 第五學年 句讀點・返點を施し送假名は省くことを得

習字

- 第一學年 楷書、行書、假名とす
- 第二學年 行書を主とし楷書、假名を交ふ

同年八月二十日、事務所にて臨時總會開催、教科書最高標準定價決定の件を附議し、文部省の内示を承認することに決した。

同年十月六日、事務所にて臨時總會を開き、檢定済教科書の定價に關する件を附議し、次の如く決定した。

一、昭和六年八月二十四日以前の檢定済教科書の定價は原定價の五割三分増(厘位四捨五入)を以て定價とすること

(今後は奥附に定價のみを記載すること)

二、右定價の實行は昭和七年一月一日よりとすること

三、中等實業學校教科用圖書の定價も總て右に準ずること

但し本年八月二十四日以降の新刊分は同日の文部省告示定價標準に據ること

同年十月十九日、事務所にて常集會開催、見本研究委員會にて立案した左記内容の書面を全國各中等學校長宛發送に決した。

一、新教科書の見本は總て學校長宛に發送することとし、それによつて受持教員の審査を請ふやうに願ふこと

一、各學校に於て見本を要求する場合は總て學校長より各發行者へ申込まるゝやうに願ふこと

一、教科書採定の上は更に教授用として一部を寄贈することに限定するこの承認を願ふこと

一、發行者より獻本した見本は、三ヶ年間位學校に保存して次年度の審査に利用せらるゝやうに願ふこと

一、各學校に於て見本が不用に屬する際は市中に於て賣買せられぬやうに處分せられたきことを願ふこと

同年十一月二十日、愛知縣中等教科書販賣協會の設立を承認。

同年十一月二十八日、文部省告示第二百二十七號を以て、檢定出願教科用圖書の文字印刷に關する標準の再防止が發表された。即ち次の如し。

檢定出願教科用圖書の文字印刷等に關する標準

(明治三十一年十月十四日文部省告示第六十一號、改正明治三十六年告示第九十七號) (再改正昭和五年十一月二十八日告示第二百二十七號)

學生生從の近視眼を患ふる者次第に増加するは教育上看過すべからざる所なり而して其原因多かるべしと雖も日常誦讀する圖書の文字印刷等衛生上不適當なるものあること其一原因たらんばあらず依て今回學校衛生顧問に諮詢し檢定出願の教科用圖書に關し左の標準を定む其他參考用圖書等に關しても教師又は父兄に於て十分に監督あらんことを望む

檢定出願の教科用圖書の文字印刷等に關しては明治三十二年四月一日以後左の標準に従ふべし

一、文字

(甲) 漢字及假名

師範學校中學校用のもの凡明朝活字四號(十二ポイント)の大きさ以上

師範學校中學校教科用圖書中に用ふる註解例題参照若くは之に類するものは、凡明朝活字五號(十一ポイント)を用ふることを得
地圖挿畫表圖等に用ふる文字は師範學校中學校用のものありては凡明活字七號(五ポイント半)著色部には六號までを用ふることを得

(乙) 歐 字

師範學校中學校用のもの凡「バイカ、オールドスタイル」(十二ポイント)の大きさ以上
師範學校中學校歐文教科用圖書中註解例題参照若くは之に類するものの文字は凡「ロングブリ
マー、オールドスタイル」(十ポイント)までを用ふることを得

師範學校中學校歐文教科用圖書中地圖挿畫表圖等の文字は凡「ミニオン、オールドスタイル」七
ポイント)著色部には「プレビア、オールドスタイル」(八ポイント)までを用ふることを得。

二、教科用圖書は習字科用のものを除き文字と文字との間に凡當該文字の四文の一以上の字間を存
するを要す

三、教科用圖書は習字科用のものを除き行と行との間に凡當該文字の大きさ以上の行間を存するを要
す歐文にありては師範學校中學校用のものは凡三ミリメートル以上の行間を存するを要す

四、教科用圖書中各行の長さ(輪廓あるものは輪廓とも)は習字科用のものを除き縦行ものにおいて
は小學校用のものは凡十七センチメートル以下其他のものは凡十六センチメートル以下横行のもの

若くは歐文のものにありては凡十センチメートル以下たるを要す

五、教科用圖書の用紙は白光にして光澤なく其質強靱なるを要す且成るべく裏面の文字若くは圖畫
の表面に透らざるものを選ふべし

六、印刷は其墨色眞黒なるべきは勿論著色の部分と雖も區畫整正にして鮮明なるを要す

七、掛圖は凡十メートルの距離に於て其記載の事物を明瞭に識別し得るを要す

八、高等女學校教科用圖書は之を用ふべき學年に應じ師範學校中學校の例に準すべし

【参考】 師範學校中學校高等女學校用圖書を發行せんとする者にして明治三十一年十月十四日文部省告示
第六十一號に於て示したる教科用圖書文字印刷等の標準に關し疑義ある者は其圖書に用ふべき文字印刷
等の見本を直に文部省總務局圖書課(現在は圖書局)に差出し一應内閣を請ふことを差許すべし

同七年一月十三日、大阪書林俱樂部にて支部會を開き、支部幹事改選の結果、左の通り重任した。

鈴木常松、三宅莊藏、柏佐一郎(以上大阪)、永澤信之助(京都)

支部長 鈴木常松(重任)

同年一月二十日、丸の内東京會館にて定時總會開催、幹事改選の結果、當選者次の如し。

坂本嘉治馬、目黒甚七、松本繁吉、龜井豐治、上原才一郎、森下松衛、大葉久吉、檜山友藏、杉
山常次郎、篠崎信次

會長坂本嘉治馬、副會長森下松衛(重任)

同年四月二十日、常集會開催。本會沿革史編纂に要する經費の件を附議し、震災前の史料蒐集を元幹事村田五郎氏に囑托すること、並に此費用二百圓を可決した。

同年六月二十日、三重縣中等教科書販賣協會の設立を承認。

同年七月十四日、事務所にて臨時總會開催。左記二件につき正副會長より文部省の意向を詳細説明した。

- 一、實業學校教科用圖書檢定に關する件
- 一、本年九月より檢定出願を受付くる見込みなると
- 二、檢定を要するものは當分の中普通學科(中學校、女學校の學科の如き)のみに限ること
- 三、向ふ二ヶ年間は從來のものを用ひて差支なきやうにすること
- 四、實業學校のものは農業、工業、商業の區別を立てず總括して實業學校用として檢定すること
但し農工商を特定して出願するも差支なきこと
- 五、中學校、高等女學校の檢定済のものといへども實業學校にはその效力は及ばぬものなれば、實業學校用として適切なるものは更に實業學校の檢定を要すること
- 六、實業學校教科には別に教授要目も發表し難ければ大體に内容適切と認めたるものは檢定済とすること、従つて分量の多少等は適宜たること
- 七、定價は中學校、女學校用に準ずること

八、詳細は近く省令を以て發表すること

二、高等女學校規定改正の件

右の改正案は目下調査進行中なるも、發表の時期は今の所不明、但し實施期は大體昭和九年度の
見込なること

同年十月十一日、上野精養軒に地方販賣業者七十九名を招待し、左の事項につき懇談を遂げた。

- 一、販賣協會の設立に就て
- 二、註文様式の統一に就て
- 三、見本節約に關する狀況に就て
- 四、古本使用に關する狀況に就て
- 五、返品を減少せしむる方法に就て
- 六、取引規定中割引額の改正に就て

同年十二月三日、福井縣中等教科書販賣協會の設立を承認。

同年十二月二十一日、本會事務所の町名番地が次の通り變更になつた。

東京市神田區小川町三丁目八番地三號

中等教科書協會事務所(東京書籍會館)

同八年一月十四日、大阪市南區播可樓にて支部會を開いた。支部幹事改選の結果次の如くすべて重

任。

鈴木常松、柏佐一郎、三宅莊藏(以上大阪)、永澤信之助(京都)

支部長鈴木常松(重任)

同年一月二十日、東京會館にて定時總會を開いた。幹事改選の結果、當選者次の通り。

坂本嘉治馬、龜井豊治、森下松衛、松本繁吉、上原才一郎、目黒甚七、杉山常次郎、大葉久吉、

永田與三郎、篠崎信次

會長坂本嘉治馬、副組長森下松衛(重任)

同年二月三日、茨城縣中等教科書販賣協會の設立を承認。

同年三月二十日、愛知縣中等教科書販賣協會の設立を承認。

同年四月二十日、事務所にて常集會開催、協議事項次の通り。

一、本年度は(中學校令施行規則の改正に依り)中學校に於て三學年より第一種、第二種の課程を編制する學校が出来るから其の調査をなすこと

二、教科書中、數學、英作文、英文法等の練習問題の解答書を著者に無斷で發行することを防止するため本會に於ても委員を選任し、東京出版協會と提携して調査研究をなすこと

三、今秋を期して本會創立三十年の記念會を開くこと、その準備委員を選任すること
右委員は會長指名で左の通り選任された。

目黒甚七、上原才一郎、大葉久吉、龜井豊治、松本繁吉、鈴木種次郎、中村時之助、倉田八十八
中土義敬、姉小路基術

同年五月十日、文部省告示第二百十二號を以て左記の通り、教科用圖書の檢定調査の標準と、不檢定圖書とに就ての規定が發表された。

一、師範學校、中學校、高等女學校、實業學校、小學校教科用圖書の檢定は、其の圖書の組織、程度、分量、記事の性質誤謬の多少等に付大體の調査をなすものとす

二、師範學校 作法、作文、實驗實習

中學校 作法、作文、實驗實習、作業科

女學校 作法、作文、實驗實習

實業學校 作法、作文、實驗實習

以上の教科用を目的とする圖書に對しては檢定を行はず

三、實業學校實業學科目並に加設科目中の商業、工業要項、簿記、工業、水産、農業等の教科用を目的とする圖書に對しては檢定を行はず

同年五月十日、文部省告示第二百十四號を以て、實業學校用教科書(普通學科に限る)の定價標準が左記の通り規定せられた。

一、實業學校教科書の定價標準(男子用)は中學校教科書と同一とすること

二、實業學校教科書の定價標準(女子用)は女學校教科書と同一とすること

文部省告示第二百八十二號(昭和六年八月二十四日官報)中等教科書定價標準表參照

同年七月二十日、事務所にて常集會開催。本會創立三十年記念祝賀會の件につき、左の通り委員會の原案を報告しその費用として現在の豫備金中より金五千圓を支出することを承認した。

一、今秋十月十一日を期して記念祝賀會を舉行すること

一、芝増上寺に於て物故者會員の追悼會を執行すること

一、功勞者を表彰すること

一、故三樹一平、小林義則兩氏の肖像を作製して本會事務所に掲揚し永くその功勞を記念すること

一、本會三十年史を出版して關係者に配贈すること

一、主なる地方販賣業者其他本會に關係ある者を祝宴に招待すること

一、當日の來賓及び會員一同に記念品を頒つこと

同年九月七日、正副會長並に龜井、松本兩幹事は文部省に出頭し、印刷用紙騰貴に伴ふ對策につき懇談した。其の結果次の如く、文部當局の諒解を得た。

一、今後検査済となるべき教科書中、紙數の關係上最高定價に達せざるもの限り、定價附標準より多少増額するも、之れを容認せらるべきこと、但し右の場合には當局に事由を具申して許諾を得ること

二、現在検査済の教科書(菊判又は四六判等)を今後増刷發賣する場合に於て、規格統一用紙を使用することは任意たること

同年十月十一日、豫定の如く午後一時から芝山内増上寺に於て物故會員四十一名の追悼會を營み、同四時より丸の内東京會館にて創立三十年記念祝賀會を開催した。當日功勞者として次の四氏を表彰した。

(特別功勞者)渡邊良助、(十五年以上幹事勤績者)目黒甚七、上原才一郎、大葉久吉

同年十月二十日、常集會開催、文部當局より現在の教科書の定價は高きに失する故、引下げの餘地はないかとの内示を受けたるに依り、其の對策攻究のため教科書制度研究委員會設置に決し、會長指名を以て次の委員十名をあげた。

目黒甚七、龜井豊治、松本繁吉、杉山常次郎、永田與三郎、杉本敏治、増田啓策、中村時之助、

佐藤正叟、山本慶治

同年十月二十九日、大阪書林俱樂部にて支部會を開き、支部教科書制度研究委員として左記七名を選任した。

柏佐一郎、三宅莊藏、博多久吉、脇坂要太郎、佃要三郎、永澤信之助、星野敬一

尙ほ右七名中、博多、佃、永澤三氏を代表委員にあげ、本部委員會に隨時出席せしむることとした。同年十月三十日、教科書制度研究委員會開催。協議事項左の通り。

- 一、委員長に目黒氏を推すこと
- 二、現行制度の下に於て當局の趣旨に副ふやう、左記三事項を目標として研究を進むること
 - イ、宣傳方法改善の件
 - ロ、教科書統制の件
 - ハ、定價研究の件

同年十一月十五日、教科書制度研究委員會開催。前會についで協議の結果、研究上の促進を圖るため、左記四項目につき、委員長指名の主査委員をあげた。

一、協會改善主査委員 杉山、佐藤

一、宣傳法改善主査委員 永田、山本

一、教科書統制主査委員 松本、杉本

一、定價研究主査委員 龜井、中村、増田

同九年一月十二日、大阪書林俱樂部にて支部會開催。支部幹事改選の結果、次の如く當選した。

鈴木常松、柏佐一郎、三宅莊藏(以上大阪)

永澤信之助(京都)

支部長鈴木常松(重任)

同年一月二十日、丸の内會館にて定時總會を開き、幹部二名増員の件を可決。尙ほ幹事改選を行つ

た結果、次の十二名が當選した。

目黒甚七、杉本敏治、杉山常次郎、倉田八十八、佐藏正叟、山本慶治、中村時之助、坂本嘉治馬

森下松衛、上原才一郎、篠崎信次、龜井豊治

會長坂本嘉治馬、副會長森下松衛(重任)

三 東京出版協會史

發生

明治十七年十一月政府が産業の助長に意を用ひ、同業組合準則を公布し、各府縣に委任して同業組合の組織を奨励されるや、この機運に乗じて明治二十年十二月東京府知事の認可を得て、東都出版業者の團體たる東京書籍出版業者組合が組織された。これが後に明治三十五年東京書籍商組合と改稱され、出版物の取引繁劇を加ふるに従つて、販賣業者をも之に加へて規律するの必要が生じ、殊に大正三年出版物の販賣制度を改めて定價販賣を實行するの議漸く盛となり、益々販賣業者の加入を促すに至り、出版業者と販賣業者を包擁する組合として全く従來の組織は實質に於て革めるに至つた。即ち従前の出版業者の團體が漸次に變革されると共に、別に純出版業者のみの團體を組織するの必要を感じ、小數者の發起に依りて生れたものが東京出版協會で、その創立は大正三年十月二日、東京圖書

出版協會と稱したが、大正六年改稱し現在に及ぶ。

規 約

大正三年十月二日の創立總會に於て可決された原始規約は條數二十三、大體に於て左の要綱を網羅したものであつた。

- 一、東京市内に店舗を有する圖書出版業者を以て組織す
- 二、目的事業を掲ぐるに左の如し
 - イ、圖書出版及著作権に關する法令の改廢につき意見を開申し又は請願を爲すこと
 - ロ、著作者發行者間及發行者販賣者間に於ける契約上の要項を規定すること
 - ハ、原料品、印刷、製本、廣告、運輸に關し改善を圖ること
 - ニ、會員發行の圖書陳列場を設け時宜に依り機關新聞又は雜誌を發行すること
 - ホ、會員は其發行圖書の種類に依り正價販賣を實行すること
 - ヘ、前各別の外本會の目的を達するに必要と認むる事項
- 三、加入金は五十圓とす(創立の際の加入金は特に十圓とす)
- 四、會費月額は一圓とす
- 五、役員として幹事七名を選擧し、其互選を以て會長及び副會長各一名を定め其任期は一年とす

六、毎月三日常集會を開く

七、會計年度は曆年に依り毎年一月の常集會に於て決算報告並に豫算議定を行ふ

其後歐洲大戰の爲め一般に物價は暴騰を續け、之が對策を講ずる爲め會務の激増を逸れず、遂に役員制度を改むるの必要を感じ、これと關連して規約の第一次大修正を行ひ、大正七年三月一日實施した。重なる改正は次の七項であつた。

- 一、名稱を東京出版協會と改む
 - 二、目的事業の中に「會員出版圖書の大市會を開くこと」「會員の雇人の獎勵及取締を爲すこと」「會員の營業上の紛議を仲裁すること」「各地方に書籍業組合の設立を促し全國書籍業聯合會を組織すること」を加ふ
 - 三、會員の加入資格を定むる營業所地域を「東京市内及接近地」に擴張す
 - 四、加入金を二十圓に低減し、且つ會費の定額を規約の上に明記せず
 - 五、役員として協議員二十名を選擧し、其互選を以て會長副會長各一人及び常任幹事三人を定む
 - 六、毎月協議員會を開きて諸般の會務を審議決定す
 - 七、毎年一月中に定時總會を開き決算報告豫算議定及び役員選舉を行ふ
- 大正九年中歐洲大戰後財界恐慌の兆を呈し、出版界に於ても之が善處の策を樹てらざるべからざるの機運に遭遇し、一層同業者間の團結を固めて、共同の利益を増進せんが爲め、一方に於ては新加入

者を糾合すると同時に、新規事業の調査を遂ぐべく、第二次の大修正を行ふこととなり、同年十一月臨時總會を開き修正案を附議決定し、同年十二月一日からこれを實施した。第二次修正の主要なる點は次の三項であつた。

- 一、目的事業の中に「會員出版圖書の聯合通信特賣を行ふこと」「新刊月報を發行すること」を加ふ
- 二、加入金を十圓に低減す
- 三、役員中の常任幹事を廢す

越えて大正十年一月の定時總會に於て、協議員の定數二十名を二十五名に増員し、大正十一年一月の定時總會に於て副會長一名を二名に増員、又大正十四年一月の定時總會に於て、會費月額一圓五十錢に改め、昭和二年一月の定時總會に於て會費月額を二圓に改める等の小修正を行ひ、同年十一月臨時總會を開いて第三次の大修正案を付議可決、翌昭和三年一月一日から實施した。即ち現行の規約が之れで、修正の要項は次の如きものであつた。

- 一、會員の加入資格を定むる營業所地域を「東京市及東京市に隣接する四郡（荏原、豊多摩、北豊島南葛飾）に改む（註昭和八年新市域の編入により自然修正さる）」
- 二、目的事業に付き列擧することを止め概括的の規定とす
- 三、加入金を三十圓に増額す
- 四、役員任期を二年に延長す

會 員

大正三年十月創立當時に於ける會員は僅かに四十八名に過ぎなかつたが、徐々に新加入者あり、機會ある毎に勧誘に努め、大正九年末に於ては百三十名、大正十二年末に於ては二百十名、昭和元年末に於ては二百二十名、昭和九年末に於ては二百十九名を算するに至つた。

役 員

創立當時に於ける幹事は七名にして、其互選に依り會長及び副會長各一名を定めた。初代七名の幹事は左の七氏であつた。

大橋新太郎、大倉保五郎、林平次郎、森山章之丞、三樹一平、大柴四郎、大葉久吉

大正七年三月規約の改正に依り幹事を廢して、協議員二十名を置くこととなり、大正十年一月の規約改正にて協議員定員を二十五名に増員し、更に大正十一年一月の規約改正にて副會長を二名に増員し今日に及ぶ。創立當初より現在に至る正副會長は次の通りである。

大正三年	會長	大橋新太郎	副會長	大倉保五郎
同 七年	會長	大倉保五郎	副會長	林平次郎
同 十年	會長	三樹一平	副會長	目黒 甚七

同 十一年	會長 三樹 一平	副會長 目黒 甚七	同 和田 利彦
同 十三年	會長 目黒 甚七	副會長 和田 利彦	同 山崎 信興
同 十四年	會長 目黒 甚七	副會長 江草 重忠	同 山崎 信興
昭和五年	會長 目黒 甚七	副會長 小林 又七	同 和田 利彦
同 九年	會長 目黒 甚七	副會長 江草 重忠	同 小林 又七

尙昭和九年末現在に於ける協議員は左の通りである。

目黒甚七、三樹愛二、坂本守正、上原才一郎、江草重忠、矢島一三、岡本正一、龜井豊治、神戸文三郎、大倉保五郎、長坂金雄、小川菊松、山崎信興、榊原友吉、和田利彦、福岡益雄、大橋進一、楠間龜楠、藤田知治、中土義敬、杉山常次郎、橋本福松、松邑孫吉、小林又七、西村辰五郎

會 館

大正三年の創立當初は便宜日本橋區本材木町二丁目十六番地なる東京書籍商組合の事務所内に併置し、爾後八年を経て漸く會務の繁忙を加ふるに伴ひ、獨立事務所を設くるの必要に迫られ、大正十一年中京橋區本八丁堀一丁目一番地に適當の候補家屋を見出し、大正十二年一月の定時總會に於て之が購入を可決し、直ちに家屋並に借地權を買収、必要なる修繕を施し、同年三月十五日を以て此處に新事務所の移轉を完了した。該建物は會員一般の利用に供する爲め俱樂部設備を加へ、同年八月中を以

て完成を告げたるころ、九月一日の關東大震災に遭ひ、全く焼亡するの不幸を見た。

原 料 及 輸 送

紙價騰貴の對策

歐洲戰亂勃發以來紙價漸く騰貴し、大正五年に入つて全く平衡を失ふに至つた。此の情勢を察知し大正五年一月中に特別委員を設けて之が對策を講究し、同年二月には取敢えず一般會員の贊同を得て「現定價の二割内外の値上げを實行する事」とし、東京書籍商組合との連名を以て新聞紙上に廣告を爲し、幾分の緩和を圖つた。尙一方に於ては製紙業者及び洋紙商と數次會見して、紙價の調節に關し折衝を重ね、紙價值上の防止に努めたが、大勢は月々に非にして其間投機者流の買占若くは賣惜など行はれ、需給は益々圓滿を缺き、大正六年に入りて殆んど其の極に達した。仍て本會は東京書籍商組合東京雜誌組合、中等教科書協會と協力して、四團體聯合委員會を組織し、同年五月屢々製紙業者と會見懇談し、又政府當局に陳情するなど努めたが遂に好果を得ず、是に於てか大阪に於ける大阪圖書出版協會、大阪書籍商組合をも聯合に加へ、七月七日衆議院に請願書を提出して、紙價調節の爲めには洋紙輸出制限を斷行するの必要なる所以を懇ふる所あり、同月十四日衆議院の請願委員會は我が六團體聯合の請願を採擇すべきものと決し、即日本會議に於て採擇、政府へ送付された。越えて九月一日

には「暴利取締令」の公布あり、同五日には輸出禁止令の改正行はれて新たに「印刷用料紙」を輸出禁止品目に加へられ、目的の一部は達成したが、特に「ザラ」紙を除外されたる爲め、此點に付き直ちに農商務大臣に陳情書を提出して考慮を求めた。爾後投機者流の妄動も漸く熄み、需給の秩序保たれ大なる波瀾もなかつた。

昭和七年十月中製紙界の懸案たる王子製紙株式会社、富士製紙株式会社、樺太工業株式会社の合併談成立し、本邦製紙生産高の九割を獨占する劃期的の一大トラストが三井財閥の大資本に依り結成された。新會社は合併に因る獨占的の暴利といふ世論に對して、當初「三社の製紙生産高は本邦全生産高の約九割に近く、従つて合同の結果獨占の弊に陥り、市價をつり上げ利益を壟斷するの恐れあり、かくの如きは社會の木鐸たる新聞紙、全國小國民の教科書、其他書籍雜誌等日用必需品の消費者たる社會公衆の利益を害する故、獨占的利益壟斷の弊を避け、品質優秀にして市價低廉なる製品を消費者に供給し」云々と聲明したに拘らず、合併成立後の紙價は暴騰に暴騰を重ね、會社に對する非難は輿論となつて遂に商工省に於ても其の監督權を發動したが、就中出版業者の受くる打撃は甚大なるものあり、本會は昭和九年一月二十七日の協議員會に於て、紙價對策研究委員七名を選任して調査研究に當らしめ、此委員會は先づ需給兩者間の意思疎通を圖るの必要ありとし、同年三月十二日三信ビル内に於て王子製紙井上專務、三菱製紙信貴專務、北越製紙田村專務、洋紙商大正會各店代表者と第一次會見を爲し、紙價問題に付き意見の交換を爲した。

洋紙及製本材料の關稅改正

大正十五年一月、政府は稅制整理計畫の一として、關稅定率法の改正案を第五十一議會に提出した此の案は洋紙及びクロース等に付き一體に輸入稅率の引上を行はんとするものにして、之が實現の結果は必然に出版物生産費の増大を來す不利益を伴ふので、本會は日本雜誌協會、東京書籍商組合、中等教科書協會と聯合し、二月八日付を以て衆議院に請願書を提出すると同時に、當業緣故の代議士諸氏に對し諒解を求めたが、當時の政情は稅制整理案の通過は急にして、其の他は多く顧られず、遂に修正を見ずして可決確定された。

印刷用紙の規格統一

大正十二年中製紙業者及び印刷業者の聯合に依り、印刷用紙の寸法並に量目の統一に關する調査を計畫された。本會も又同年六月中に特別委員を擧げて研究を遂げ、八月には前記の聯合に加盟して共同調査を進むる方針を定めた。當時研究の要目として數へられたものは左の六項であつた。

- 一、呼听の廢止
- 二、包裝紙の听量と中身听量との關係
- 三、寸法及び量目の統一、殊にメートル法實施に因り之に適應すべき改善

四、一哩の枚數

五、標準紙質の決定

六、印刷用紙の商取引慣習の改善統一

然るに同年九月一日の關東大震災にて、この計畫は進展を見ずして停止したが、昭和三年一月商工省内工業品規格統一調査會に於て紙の規格統一に關する調査が進められ、昭和四年六月八日には「紙ノ寸法規格統一ニ關スル假決議」が成立し、本會にも意見を求められたので、本會は特別委員を擧げて他の同業團體の委員と聯合調査を爲さしめたる結果、六月二十八日、日本雜誌協會、東京書籍商組合、中等教科書協會、中央雜誌會の連名を以て答申を爲した。

鐵道運賃の低減

出版物中に在りても新聞及び雜誌に付ては運送上の特遇あり、獨り單行出版物に在りては不廉の運賃を規定せられ、又取扱上に於ても不便を感じる所が頗る多い。たゞ昭和二年中鐵道運賃の改正あるを機會に、本會は東京書籍商組合、全國書籍商組合聯合會、中等教科書協會と聯合し、一方に於て新聞紙輸送同盟を結べる東京九新聞の協力を得て鐵道大臣に次の如き趣旨の請願書を提出した。

- 一、大貨物便に在りては最低賃率を適用すること
- 二、客車小荷物に付ては特定賃金を設け哩數制限を撤廢すること

越えて昭和九年十月十日全國書籍商組合聯合會の定時總會に於て、北海道書籍雜誌商組合の建議にて「書籍の等級を五級に統一せられん事を鐵道省に請願の件」が可決され、之が實現運動に付き協力方を申出られた爲め、翌十一月十二日の協議員會に諮り、特に五名の委員を選任し之が善處方を付託した。同建議案の理由は左の如きものであつた。

書籍運賃の値下は業界多年の希望であつて或は地方協會に全國聯合會に再三議論され、又は全國商業會議所の決議ともなり、全國聯合會幹部の手を煩はして鐵道當局に陳情されたのであるが、不幸其目的を達することの出來ざりし問題である。然るに鐵道省に於ては「サービス改善を單に旅客關係とせず、貨物の方面にも及さんとして貨物運賃を統一することに依て、運賃の値下を行はんと着々調査を進めつゝある事」を新聞紙は報じて居ります。此の好機會を逸せず、從來或一部を除き四級品として取扱はれてあつたのを五級に統一せらるゝ様請願せんとするのであります。

出版物の宣傳

圖書分類目錄の發行

出版物宣傳の方法として分類目錄を發行することは、創立當時より計畫され、大正四年四月其の第一回分十萬五千冊を發行し、特に低廉なる代價を以て全國の書籍販賣業者に頒布した。此の目錄は一

般讀書階級に好評を以て迎へられ、大正五年八月、同六年七月に續刊されたが、當時印刷用紙並に工賃著しく騰貴して生産費非常に高く、到底從來の條件を以て發行を繼續すること困難となり、遂に第三回を以て休止の已むなきに至つた。爾來之が復活を企圖し、第二次計畫として昭和四年一月中新たに會員發行の圖書分類目錄の發行計畫を樹て、同年五月中五萬三千冊を發行して全國の書籍販賣業者に頒布して、此の事業は年々顯著なる宣傳効果を認められ、爾來毎年三四月頃、新學期を期して發行されてゐる。

新刊月報の發行

新刊月報は毎月の新刊圖書を紹介すると共に、會員發行圖書の不斷の宣傳を爲す目的を以て計畫され、大正十一年創始された。最初は毎號五萬冊を目標として豫約募集を行つたところ、需要者頗る旺盛にして逐次に増刷を行ひ、僅か一年の間に九萬冊を發行するの盛況を見たが、大正十二年九月一日の關東大震災に遭遇してこれも休刊するの已むなきに至つた。然るに大正十三年四月に至り早くも舊に復して毎月九萬冊を發行し、爾來時々内容を改善し、豫約代價に多少の變更を加へたることもあるも多くの變動を見ず今日に至り、出版業者の有力な宣傳機關として、又讀者階級の指針として多大の効果を收め、これを利用する書籍販賣業者も年々増加しつゝある。現在の豫約代價は百部に付き一圓の割で販賣業者の需めに應じてゐる。

圖書分類カードの發行

大正四年中に特別委員を設けて、カード式分類目錄發行の調査に着手し、爾後時々之が實行の計畫成らんとして而も遂に成らず、茲に多くの歳月を経たが、世間の讀書家並に書籍販賣業者の方面に於て、漸く之れが要求の聲を聞くに至り、昭和四年四月圖書分類カード發行の計畫を發表し、會員の賛同を求め、取敢えず臺本となるべき二千枚を編纂して頒布の方法を講じた。この計畫は毎月會員の申込に應じてカードを印刷し、臺本頒布先へ繼續して發送するもので、時を逐ふて完備するに至らば其の利便頗る多かるべしと期待されたが、遂に普及を見るに至らず廢止された。

聯合通信市の舉行

出版物宣傳普及の一助と東京書籍商組合が年々行ふ圖書大市會は、遠隔地方の顧客にとりて會場出席のために多くの費用と時間を失ふ不利あり、之が改善の方法を考究して大正十年二月第一回聯合通信市を舉行した。之に依れば市會出品目錄に一々賣價を明示し、一片の申込書に依つて買入申込を爲すことを得るのみならず、現品の授受及び輸送の如きも本會指定の取扱者をして處理せしむるの法が備はり、何人も座ながらにして仕入を爲し得るの利便あり「時間と費用を要せずして安い物が買へる」と地方販賣業者の絶賛を得て、爾來毎年一回圖書需要季節に之を舉行してゐる。

指定新聞の聯合廣告

出版物宣傳の方法として、新聞廣告は重要な地位を占むるものであるが、出版物の發行年を逐ふて盛となるに従ひ、新聞廣告紙面は益々狹狭を告げ、必然に廣告料の増大を招來した。之に就て本會は常に多大の注意を拂ひ、會員の利益の爲めに最善を盡して來た。即ち大正十五年十一月、新聞廣告に關する特別委員を設けて研究を遂げ、翌大正十六年二月より讀賣新聞と特約して、會員發行圖書の聯合廣告を創始した。之は諸種の事情で繼續するを得なかつたが、大正十一年末に至り、新聞廣告料非常に上騰し、何等か調和の策を講ずるの必要に迫られて、特別委員は東京朝日新聞及び大阪朝日新聞の當務者と數次交渉を重ね、翌大正十二年一月の定時總會に之を報告して協議したる結果、兩朝日新聞を本會の指定新聞とし、會員が廣告紙を選択するに當つては必ず兩紙に優越の地位を與ふべき條件の下に、會員申込の廣告に對する料金は特別の廉價を以て取扱はるべきことの協定を結んだ。而かも此協定は同年九月の震災に因りて自然消滅に歸した。越えて大正十三年六月、出版界の秩序漸く回復すると共に、更めて前記二新聞と協定を結び聯合廣告を掲載したが、爾來此聯合廣告の有効なることを認め會員の希望をも參酌し、指定新聞の範圍を擴張し毎年六月、十二月を契約改更の期限として現在左の十八紙となつてゐる。

東京朝日新聞、大阪朝日新聞、東京日日新聞、大阪毎日新聞、時事新報、河北新報、北海タイム

ス、小樽新聞、新潟毎日新聞、新愛知、名古屋新聞、京都日日新聞、中國新聞、福岡日日新聞、九州日報、京城日報、滿洲日報、臺灣日日新報

新聞廣告料の變動處理

出版業者にとつて新聞廣告費は最大の負擔であり、本會は之が輕減を圖ることに留意して來た。大正十五年三月中都下の諸新聞は一齊に廣告料定價の改正を發表し、東京朝日及び東京日日の二新聞は他に先んじて四月一日から廣告料の値上實行に入らんとしたが、本會は直ちに特別委員をして此兩社に交渉せしめ、漸く兩社の讓歩を見て遂に値上實行期の一ヶ月延期及び値上限度の公約を得た。其後昭和三年三月に至り、東京朝日、東京日日、大阪朝日、大阪毎日の四新聞は四月一日以後の紙面に十三段制を實施すべきことを發表した。而かも舊來の廣告料單價に變動なきを以て自然廣告料値上と同一結果に陥るべきが故に、之を默視することを得ず、本會は日本雜誌協會と呼應して、兩協會の會員有志より成る聯盟を結び、實行委員十五名を擧げて、四新聞の當務者と接衝したが、四社は之に應ぜず、遂に聯盟六十餘名は斷然廣告不掲載の申合せを實行した。是に於て四社も頓に反省し、三月二十四日には進んで聯盟の實行委員に會見を申込み來り、翌二十五日再び會見の上、一先づ聯盟の要求全部に付き、無條件にて應ずる旨の聲明を得た。

取引制度の改善

地方取引規程の制定

出版物の取引制度は多く舊來の慣例によるものであるが、出版業者及び販賣業者の数の激増するに伴つて、舊慣も半ば無視せられ、取引の状態は頗る區々に涉り、種々な弊害の生ずることも免れないので、先づ地方取引の標準規程を制定するの必要を認め、大正十五年中に之が立案を終り、昭和二年一月の定時總會に附議可決されると同時に實行した。現行規程がそれである。

特選書籍商名簿の發行

大正八年中、圖書の定價販賣が實行されてより、各地に書籍商組合の組織を促し、全國書籍商組合聯合會に依りて統制されることになつた。各地に組合員數著しく増加し一萬四千餘の多きに達し、而も出版業者は一々之が營業状態を知ることが出来ないもので、平常の取引に甚しき不便を感じた。是に於て本會は全國に亘つて調査を遂げたる上、昭和三年六月「特選書籍商名簿」を發行し會員に頒布した。此名簿は東京を除く地方の書籍商組合員一萬四千名のうちに就き、眞に圖書の宣傳普及を依頼するに足るものと認めたるものゝみを選抜編纂したるものにして、會員は之に依り廣告印刷物の配布、

新刊見本の送付等に當つて選擇上の便宜を得、舊來の過大なる勞費を一掃することが出來た。尙ほ此名簿は昭和八年三月改訂を加へて發行したが、今後も必要に應じ時々改訂を加へることになつてゐる。

販賣制度の改善調査

販賣制度改善調査の爲めに特別委員を常置して研究を重ねたりたる所、最近非常時とも稱すべき状態に鑑み、特に販賣政策上に考慮せらるべき事項に付き、會員一般の意見を徵することを適切妥當と認め、昭和七年十一月十五日付書面を以て左の三項目に亘る腹藏なき意見の申出を促した。

- 一、定價變更、特價販賣、見切品の處分の時機を出版元の隨意とするの可否
- 二、讀書祭、誓文拂の如き町内聯合賣出しの場合に景品を添附するの可否
- 三、一冊賣りにても多數賣りにても一律の定價販賣は不都合に非ざるか（初等及び中等學校の教科用書を除く）

以上會員の回答を取纏め、販賣制度改善運動の有力なる參考資料として、研究に研究を重ねたる結果、昭和九年五月中に成案を得た。即ち現行の東京書籍商組合販賣規程並に取引規程に相當なる修正を行ふの必要あることを認め、此修正要項を決定し六月十二日の協議員會に報告して、其の承認を得る一方、恰かも東京書籍商組合に於て規約修正案起草中なるを以て、同組合の規約修正委員長たる大野孫平氏と會見して、其の要旨を傳へ懇談した。本會が東京書籍商組合に提出した販賣制度及び取引規

程の修正希望は左の通りである。

○東京書籍商組合販賣規程中修正要項

- 一、第二條に依る景品添附の禁止は左記の場合に適用なるものとす
 - 一、組合の主催若は協賛に係る催物期間に共同して景品附賣出を爲す場合
 - 二、出版者若は其の委託を受けたる賣捌元の負擔に於て全般に景品附賣出を爲す場合
 - 二、第二條第一項但書を左の通り改む
- 但販賣を目的とせずして一時に金額壹千圓以上(學校教科書を除く)を購入するものに對しては定價に依らざることを得
- (參考)第二條 組合員は圖書の定價を割引し又は送料負擔若くは景品添附其他割引に類する行為を爲すことを得ず但官公署(學校を除く)の公入札にして金額三千圓以上のものに限り定價に依らざることを得
- 組合員他の業務を兼營し其の慣例に依り景品附賣出を爲す場合に於ては圖書に限り景品を添附せざる旨を公示すべし
- 三、第三條第一項中「發行後一ケ年」とあるを「發行後六ヶ月」と改め同條第三項中「發表十日前」とあるを「實施十日前」と改む
 - 四、第三條に依る特價販賣の制限は左記の場合に適用なきものとす

一、組合の主催若は協賛に係る催物期間に共同して特價販賣を爲す場合

(參考)第三條 出版者は發行後一箇年を経過したる圖書に限り九十日を超えざる期間を以て特價販賣を行ふことを得

前項の特價販賣を行ひたるときは其の期間満了の後六ヶ月を経るにあらざれば再び之を行ふことを得ず

本條の特價販賣を行はんとするときは其の發表十日前に之を本組合に届出て且販賣者に周知せしむることを要す特價販賣の發表は新聞廣告又は印刷物を以て之を公表することを要す

五、第四條第一項中「發行後一ケ年」とあるを「發行後六ヶ月」と改む

六、第四條に依る定價引下の制限は左記の場合適用なきものとす

一、同時若は接近して發行せられたる同種の圖書に比較して販賣上不利なる事情を組合に届出たる場合

(參考)第四條 圖書の定價は其の發表後一箇年を経るにあらざれば之を引下ぐることを得ず

圖書の定價を引下げんとするときは其の發表三十日前に之を本組合に届出て且販賣業者に周知せしむることを要す

七、第六條第一項中「發行後一ケ年」とあるを「發行後六ヶ月」と改む

(參考)第六條 發行後一箇年を経過したる圖書は出版者の意思に依り之を見切品と爲すことを得

前項の見切品には本組合にて定めたる左の印章を出版者に於て押捺することを要す
汚損したる圖書は本條第一項の規定に拘らず前項所定の印章を押捺したるときは定價に依らず
して之を販賣することを得

○東京書籍商組合取引規程中修正要項

- 一、第四條第三號を左の通り改む
- 三、受託者が取扱上の注意を懈りたるに因り汚損したる圖書は之を殘品として返送することを得
ず

(參考)第四條 委託取引に付ては左の各號に依る

- 一、受託者は受託の時より六ヶ月以内に賣上の決済及殘品の返送を完了することを要す此期間
經過後は總て殘品を買切りたるものと看做す
- 二、委託者の必要に因り殘品の返送を申出でたるに拘らず受託者遲怠なく之を返送せざるとき
は總て殘品を買切りたるものと看做す
- 三、受託者が商品の取扱に付き注意を懈りたるに因り生じたる汚損毀滅の損害は當該受託者の
負擔とす

變 災 處 理

關 東 震 災

大正十二年九月一日の關東大震災には會員の罹災者百六十七名の多きに及び、本會所有の建物、什
器等も一切烏有に歸し、其復興も甚だ危まれたが、取敢えず假事務所を設けて諸般の事務を整理し、
出版界の秩序回復を待つて徐々に復興の策を講じた。九月二十九日には臨時協議員會を招集して善後
の處置を決し、六ヶ月間會費の徴收を止め、且つ地方組合より寄せられたる見舞金六百圓は悉く之を
罹災會員の會費四ヶ月に振替へ、又罹災會員の復興には先づ著作者の理解ある援助を仰ぐの必要あり
と認め、焼失書冊に對する印税の免除及び復興版に對する印税の低減等に關する希望を述べたる印刷
物を調製して之を會員に頒ち、各々著作者へ呈示し其諒解を得るに努めた。斯くて大正十三年三月に
は會報も定期發行に復し、四月には新刊月報の復活あり、六月には東京朝日新聞紙上に於ける聯合廣
告を創始し、九月には聯合通信市會を舉行し、十二月には中等教科書協會との聯合に依る共同事務所
建築の計畫成り、大正十四年二月には假事務所を撤して新築の事務所に移轉を終つた。

銀 行 の 休 業

昭和二年三月中旬より東京市内に於ける銀行の休業する者相踵ぎ、財界の不安甚しく、會員多數も各々一二の取引銀行の休業に遭ひ、業務上の障害を生ずること尠くなかつたが、本會は休業銀行の整理を促進する爲め、大藏大臣、日本銀行總裁、東京商業會議所會頭へ陳情する所があつた。次で四月には支拂猶豫に關する緊急勅令の發布を見、臨時議會に於て銀行救済の爲めにする日本銀行物別融通に關する諸法案の可決あり、世情漸く鎮靜したが、四月末の通常決済は恰も支拂猶豫令の施行期間中に在つて、金融の圓滑を缺く虞れがあつた。乃ち本會は東京市内及び各地方の書籍商組合員に書面を發送して、平常通りの決済を依頼し、之に依りて殆んど平常の規律を維持することが出来た。

關西風水害

昭和九年九月二十一日關西地方を襲へる大風水害は、書籍業者の被害も多く、本會としては取敢えず罹災地各組合團體に對し見舞の電報を發し、尙ほ重ねて書面に依り深厚なる慰問の挨拶を傳へたが殊に之が爲めに濡損を生じたる書籍の善後處置に付ては、十月七日被害地取次店の代表として大阪寶文館柏佐一郎、福音社矢部次郎其他數氏が本會を訪問して、罹災の實情を詳報せられ、且つ濡損書籍の善後整理に付き斡旋方を懇請せられたので、同月十二日臨時協議員會を開き協議を遂げたる結果書面を以て、「罹災者に對し深厚なる同情を以て、取次店より申出ありたる希望を參酌せられ適當に御處置下されたき」旨全會員に勸説した。

圖書祭並に記念特賣

第一回圖書祭

昭和七年十月十日全國書籍商組合聯合會總會に於て、京都書籍雜誌商組合の建議にて毎年一回秋季の候全國一齊に圖書祭を舉行することを可決し、翌八年二月十日の協議員會に於て委員七名を選任し對策の調査研究を付託した。同委員會は數次慎重なる研究を遂げ、五月二十七日の臨時協議員會に於て特に委員三名を増員し、六月六日の委員會に於て、均一記念特賣と併せて記念通信市會を舉行するの案を決定し、全會員及び會員外出版業者の協同参加を勧誘すると共に、六月十三日協議員會の閉會後會員懇談會を開催し、參考意見の提出を求め、之に依り次の如き二大事業の計畫を發表した。

第一 聯合圖書均一特賣

- 一、聯合均一特賣は全國書籍商組合聯合會及び東京出版協會の共同主催とす
- 二、聯合均一特賣に参加せんとする者は所定の目錄用紙に必要事項を記入して出品の申込を爲す
- 三、聯合均一特賣の参加出品者は本會々員及び會員外の出版業者とす
- 四、出品物は各自店の發行又は專賣に係る圖書に限る
- 五、出品物の特賣は左記の均一特賣の何れかに準據す

二十錢 三十錢 五十錢 七十錢 八十錢 一圓 一圓二十錢 一圓五十錢 一圓八十錢 二圓
二圓二十錢 二圓五十錢 二圓七十錢 三圓 三圓五十錢 四圓 是より以上は總て五十錢上り
とす

六、出品物は總て普通正味を特價の八掛として卸取引す

七、出版物の卸取引期間は十月十五日より十一月七日迄とす

八、聯合均一特賣の期間は圖書祭の期間と同じく十一月一日より十一月七日迄とす

九、出品申込は六月二十五日限とす

十、参加出品者は出品一點につき金一圓二十錢の割合を以て目錄掲載料を拂込むものとす

十一、均一特賣目錄は均一價格別並に種類別に依りて編纂し、約一百万部を調製して全国各地の書籍商組合へ配送し、其の組合員たる書籍販賣店を通じて一般讀書家に頒布せしむ

十二、出品申込の受付並に均一特賣目錄の編纂印刷等に關する事務は總て東京出版協會に於て取扱ふ

第二 全國圖書祭記念圖書通信市會

一、通信市會は東京出版協會の主催とす

二、通信市會に於ては左の二種の出品物を取扱ふ

第一種 聯合均一特賣の出品物にして同時に通信市の取扱を希望せられたるもの(會員外を含む)

第二種 聯合均一特賣の出品物に非ずして特に通信市の取扱を希望せられたるもの(會員に限る)

三、通信市の取扱に關しては別に書店別目錄を調製す

四、通信市に依る卸正味は左の二種とす

第一種の取扱品に付ては總て一律に特價の八掛とす

第二種の取扱品に付ては掛に依らず一點毎に正味金額を協定す

五、通信市の買入申込を爲す者は全國の書籍商組合員に限る

六、買入申込の期間は九月末より十月初に於て適當に定む

七、通信市の取扱手数料は第一種及び第二種を通じて賣上正味金額の三步とす

八、通信市の取扱に關する諸般の事務は従來慣行の例に依り處理す

九、通信市の買主全部に買入金額に應じて記念品を贈呈す

尙此計畫の發表により、大阪、京都の出版業者の参加も認められた。

聯合均一特賣の計畫は一般の歡迎を受け、出品者百二十店、出品總數三千點に及び、七月中に目錄原稿を作成し、九月五日より十二日までに全部の發送を終つたが、目錄は四六判九十六頁、各組合の豫約申込總數六十二萬部に達した。又圖書祭記念通信市會は七月十二日の委員會に於て名古屋川瀬書店、大阪柳原書店、大阪寶文館、登美屋書店、九州菊竹金文堂の五店を指定して申込取扱を爲さしめ追加申込を受けた爲め十一月十一日を以て締切つたが、買主約八百店で豫期の成績を収めた。殊に此

通信市會は各特賣出品店に就き實情を調査すれば、直接に取引せられたるもの頗る多額に上り、出版元に多大なる收穫を齎らした。

右の二大計畫を遂行する一方、本會は全國書籍商組合聯合會、日本圖書館協會と共同主催を以て昭和八年十一月一日神田區一ツ橋東京商大講堂に於て圖書祭典を執行した。神田神社平田社司以下社掌に依つて式は行はれ、目黒會長の祭文讀朗、目黒本會長、松本日本圖書館協會理事長、上原聯合會長江草、和田兩本會副會長、岸東京書籍商組合副組長等の玉串奉奠、松本氏の式辭、文部大臣、内務大臣、東京府知事、東京市長、帝國教育會長、帝都教育會長の祝辭あり、それより文學博士上田萬年氏の圖書に關する講演があつたが、當日は出席者六百名で盛會であつた。

第二回圖書祭

昭和九年度の第二回全國圖書祭開催に就て、本會は委員を挙げ、第一回の經驗を基礎に慎重に協議を重ねた結果、記念通信市會を廢して均一聯合特賣を盛大に行ふこととなり、先づ期間を二十日間とし、一般讀者に對し一圓毎に一枚の福引券を添附するといふ定價販賣の鐵則を破つて、幾多の新機軸を出した。此特賣の要項を示せば左の如し。

圖書祭記念特賣要項

一、特賣期間 十一月一日より二十日間

二、參加資格 東京出版協會々員に限る

三、出品申込 八月五日限り

四、均一標準値 特賣は總て在記の均一標準値による

三十錢、五十錢、八十錢、一圓、一圓二十錢、一圓五十錢、一圓八十錢、二圓、二圓二十錢、二圓五十錢、二圓七十錢、三圓、三圓以上は五十錢上り

五、目錄掲載料 出品一點目錄一行分に付一圓五十錢を申込と同時に拂込のこと

六、特賣目錄 九月初に五十萬部を調製

七、福引券 一般讀者に對し一圓に付一枚を交付す(未滿は切捨)

一、責任者 東京出版協會に於て五十萬枚(景品金額二萬圓)を發行す

二、配布方法 指定取扱店に注文を集中し、之に對し送荷同時に規定の福引券を添附す(卸賣と小賣を含む) 出品者に於て直接注文を取扱ふ場合は豫め福引券一枚四錢の割合を以て賣渡す(未使用の分は原價にて引取る)

三、福引當籤 空籤なし、一萬枚五十組當籤番號各組共通

(二等)二十圓債券五〇本(二等)十圓債券一〇〇本(三等)五圓債券二〇〇本(四等)一圓圖書券二〇〇〇本(等外)ノートブック一冊宛殘全部

○抽籤は十二月一日、發表は十二月十日全國書店の店頭

○景品引換は昭和十年一月末日限り、

○圖書券の通用期限は昭和十年三月末日限り、全國書店又は本會々員たる發行元へ提示して圖書代用に充用

○全國書店又は發行元に於て受入れたる圖書券は昭和十年四月末日迄に本會へ提示して金額と引換を了す

八、卸取引普通正味は一律に定價の八二掛とす(十月二十一日より取引開始)

一、特別正味 本會及び指定扱店の仕入正味は扱手數料(三步)及び福引負擔金(四分)を見込み特價の七五掛とす

二、特別仕切 本會及び指定扱店の仕入は總て本會特製の仕入決済傳票を使用す、指定扱店は豫め見込金額を本會に拂込み、此金額に滿つる迄仕入決済傳票の檢印を受けて之を各出品者に提示し現品を受取る(豫納不足の際は追加拂込を爲す)檢印と同時に規定の福引券を交附す、地方の指定扱店は必ず東京市内に荷扱所を設けることを要す

三、決済 各出品者に對しては十一月二十日締切計算の上翌十二月五日支拂(追加分は別に定む)

九、指定扱店 本會直扱の外は指定扱店をして取扱はしむ

一、設置場所 東京、名古屋、大阪、九州、北海道

二、扱店戻し金 指定扱店は福引負擔金の戻しとして、特價品取扱高(特價金額)百分の四を本會

に提供す

右の記念特賣を開催すると共に、圖書祭典の執行に就き委員を擧げて研究したる處、恰も東京書籍商組合に於ても同様計畫あり、共同主催とするに關し本會と東京書籍商組合に於て交渉委員を擧げ接衝の結果協定成り、方法に就て具體案を作成し、全國書籍商組合聯合會、日本圖書館協會を加へ四團體の共同主催の下に、昭和九年十一月一日、日比谷公會堂に於て執行した。當日は午後零時半より學式、諸員着席に次で修祓、降神、奉幣、獻饌、祝詞、祭文、玉串奉奠、昇神、撤饌の順により式を終り、引續いて午後一時より記念講演に移り、文部大臣松田源治、貴族院議員永田秀次郎兩氏の講演、最後に講談、落語、舞踊等の餘興があつて盛會裡に散會した。

四 日本雜誌協會史

發 生

日本雜誌協會は初め東京雜誌組合と稱し、大正三年三月に創立した。當時雜誌濫賣の弊甚しく、當業者の共倒れとなり、ひいては品代金支拂の澁滯を來し、斯業の發達を阻害するおそれがあつたので定價販賣を施行してこの弊害を矯正し、共存共榮を圖る目的の下に生れたのである。

創立當時の會員は八十一社であつた。而して創立總會において幹事十五名をあげ、幹事長には大橋

新太郎氏が當選した。

尙ほ規約を定め、販賣規定を設け、更に全国的に雑誌販賣組合の設立を促し、鋭意販賣の統制にとめた。

同年十月、各府縣の代表者百餘名を東京に招き、本組合設立の趣旨を傳へた。

大正時代

大正四年、雑誌一覽表を作製して、一萬部を全國販賣店に配布した。これが雑誌一覽表の嚆矢である。

同六年、歐洲大戰の影響を受け、諸物價騰貴し、印刷用紙の如きも數倍に暴騰して經營の困難を來したので、これが調節を圖るため、當局及議會へ請願運動をなし、なほ雑誌運輸の円滑を計るべく當局へ陳情した。

同十二年、諸物價は依然昂騰をつよげ、其の結果印刷料金も著しく引上げられ、低落の様相が見えぬので、重なる印刷業者と會見し、料金値下げを懇談した。

同年九月一日、關東地方に大震災火災起り、罹災組合員は二百餘社に及び、損害莫大であつた。よつて組合は發行者及元取次の仲に立ち、支拂其他善後處置につき萬全の策を講じた。

同十三年五月、臨時總會を開き、名稱を日本雑誌協會と改めた。なほ幹事長を會長と改め、會長に

は増田義一氏が當選した。同時に規約及販賣規定を修正し、分科規定を設け、總雑誌を十四分科に類別し、分科會にて決定したものを幹事會にて承認することとなつた。

同年十月、全國各地の代表者を東京に招き、改稱を披露し、且つ其の理由を明かにした。

同十四年、元取次は相謀つて取扱雑誌に火災保險を附し、萬一の場合發行元に對し損害補償の道を講じた。

同十五年、關稅率法改正案の修正を請願した。同年會長に博文館、副會長に文教社が當選した。

昭和時代

昭和二年、出版物法案につき決議をなし、また内閣問題につき内務大臣に請願した。尙ほ内務大臣の諮問事項たる萬國著作權條約改正に關し、意見を答申した。

同三年三月、大朝、大毎、東日、東朝四社が突然十三段制を實施し、廣告料金の値上げを行つたので、東京出版協會の有志と提携して聯盟を組織し、單價引下げを迫り、運動は奏功した。

同四年一月、定時總會開催、會長に實業之日本社、副會長に東京社が當選した。

同年五月十日、幹事會に於て雑誌の附録に付、次の如き決議をした。

一、雑誌の附録は第三種郵便物として通過する程度のものに限る。
但し新年號の附録は從來の原則によること。

右の外、各分科の協議により、従来の協定範囲内にて年二回以内附録を附する事を得。
同年六月八日、商工省工業品規格統一調査會より、紙の寸法規格假決議案を回附し、本會に諮問せられたるを以て、同月二十八日、東京書籍商組合、東京出版協會、中等教科書協會、中央雜誌會の五團體連署を以て、次の答申書を提出した。

答 申 書

昭和四年六月八日付工規第三四號を以て御照會相成候「紙の仕上寸法規格假決定案」に付下名等出版關係の團體に於ては協同審議を遂げ候上一致を得たる意見左の通りに有之候

一、紙の寸法規格の統一が國家經濟上多大の利益を齎すべき緊要事たるは固より異論無き所なり而して這回の假決定案に付精査するに仕上寸法規格として立てられたるA及Bの二列は各々現行の菊判及四六判に近きものにして稍々其面積を縮少すると雖も成品の體裁を損するに至らず而も縦横の寸法割合は之を幾段に半截するも常に同一の比率を以て均整を保ち取扱上に於ても利便あり仍て這回の假決定案の妥當なることを認む

一、紙の寸法規格の統一は之に依りて生産の能率を進め消費の冗損を除くの利あるものなるが故に之が實施の速かならんことを望むは勿論なりと雖も一方に於て印刷に關する設備が之に伴うて改善せらるゝに非ざれば其の實效を擧げ難きものなり而して這回假決議せられたる紙の仕上寸法規格を採りて直ちに現在の印刷機械を利用する時は平版印刷機及び横流れ輪轉機に於てはA列規格及B列

規格何れも影響する所輕微なるも縦流れ輪轉機に於てA列規格の卷取原紙(630×880mm)を印刷する場合に現行の菊判原紙と新規格A列原紙とは縦の長さに於て50mmの差あるが故に結局630×59mmの截代増加を免るゝ能はず此截代増加の冗損は新規格A列原紙の面積に對比して約百分の六・七に相當す然るに我邦現時に於て書籍雜誌印刷用の菊判卷取紙の消費年額は百五十萬連を下らず而も逐年増大の勢あるものなり今假に其半分七十五萬連が縦流れ輪轉機に依り印刷せらるとせば之が截代増加に因る冗損は實に五萬連餘に及ぶべく其損失は決して僅少なるものに非ず之に關して假決定案の説明中に漫然として「縦に流るゝものにおいて截代の増加を免るゝ事能はず然れども其の程度は輕微のものなるべし」と言へるは甚だ當らざるものなり是を以て新規格の實施に際りては印刷設備の改善を最も急務と爲す印刷業者は固より之に應じて善處の策を講ずべしと雖も政府當局が進んで之を督勵するの方に付充分の考慮を拂はれんことを希望す

右答申候也

昭和四年六月二十八日

日本雜誌協會	會長	増田義一
東京書籍商組合	組長	大倉保五郎
東京出版協會	會長	目黒甚七
中等教科書協會	會長	坂本嘉治馬

同年九月、雜誌販賣店中に一旦賣つた雜誌の買戻しをなし、これを返品する等、不正の方法を講ずる者續出し、發行業者に損害を及ぼす傾向あるに付、全國販賣業者に對し警告狀を發した。

同年十一月十二日、「アートペーパー」及「模造紙」の關稅は高率に失し、文化の普及上障害あるを以て、本會は東京書籍商組合、東京出版協會、中等教科書協會と聯合委員會を組織し、協議を重ねた結果、關稅率低減の請願書を其筋に提出し、尙ほ關係當局を歴訪して意見を開陳した。

同年十二月二十四日、臨時總會開催、規約及雜誌販賣規程、分科會規程の修正を行つた。

同五年一月十八日、定時總會開催、評議員の改選を行ひ、會長には實業之日本社、副會長には東京社が當選した。

同年四月、雜誌の販路擴張に關する宣傳狀を全國の販賣店に送付し、ついで會員發行の雜誌總目錄一萬五千部を調製し、これ亦全國の雜誌販賣店へ送付した。

同年九月、雜誌の貸讀防止のため、全國の雜誌販賣業者に警告狀を發した。

同年中、地方雜誌販賣業組合より規約の承認を求めたるもの二十八件で、其の内承認を與へたるもの次の如し。

茨城、沖繩、奈良、岩手、愛媛、高知、山口、島根、北海道、滿洲、樺太、神奈川、各書籍雜誌商組合規約

同年十二月、本會事務所を日本橋區江戸橋二丁目七番地へ獨立移轉に決した。

同六年一月、副會長東京社伊達豊四郎氏死亡に依る補缺選舉の結果、政教社が當選した。

同年四月十日、評議員會を開き、雜誌の返品期間短縮に關し、次の如く決議した。

決議

一、雜誌の返品は其發行月號の翌月十五日を最終締切日として、同日までに元取次店に到着するやう、之が回送處理を了すべきものとす
但七月號より之を實行するものとす

附帶決議

發行月號の前月の十日以前に發賣されたる雜誌(娛樂、幼年、少年少女物)の返品は、可相成發行月の末日迄に本文同様の處理を速行せられたき旨を各販賣店に希望すること

同年中、地方雜誌販賣業組合規約に承認を與へたるもの次の如し。

熊本、朝鮮、秋田、岐阜、山形、佐賀、島根縣各書籍雜誌商組合規約

同七年一月二十日、定時總會開催、評議員改選を行ひ、會長には實業之日本社、副會長には新潮社が當選した。

同年五月十日、來る七月より改正せらるべき鐵道省旅客及び荷物運送規則の改正に伴ひ、雜誌の添附物改正に關し、次の決議をした。

一、附録は總て本誌と同一形態に荷造りし得らるゝものたること
二、別冊附録は紙以外のもの、若くは本誌以上の厚紙を使用せざること、即ち其製本は本誌と同程度のもとし、書籍と紛はしからざるものたること
但し従來の折本は第三種郵便物認可の範囲内たるべきこと
同年六月十日、雑誌の附録に關し、次の如く決議した。
雑誌の附録に關しては、昭和六年一月廿六日の臨時評議員會に於て『雑誌の附録は第三種郵便物認可の範囲に限る』と決議したるも、鐵道省にては來る七月より旅客及荷物運送規則を改正することとなり、右は存在の必要なきを以て撤廢すること
同年六月十日、會員共通の利益擁護に關し、次の如き申合せをした。

申 合

日本雑誌協會員は他社の發行せる雑誌の無責任なる印刷部數の公開等其他各自の營業上に支障を及ぼす行爲は本協會設立の趣旨に基き德義を守りて會員相互に慎むべきこと
同年六月十七日、丸の内會館に於て新聞廣告部長並に廣告取次業者と會見し、新聞廣告に關する諸問題につき懇談を遂げた。
同年十二月五日、雑誌の不正販賣防止及び雑誌週刊開催に關し、次の如き書面を各府縣書籍雜誌商組合長宛に發送した。

第一書面

(前略) 本協會に於ては雑誌の不正販賣防止及び販賣増進策に關し、去る十月十二日東京市丸の内東京會館に於て各府縣組合代表者と協議會を催し、其の結果地方組合規約中に挿入すべき條項を協定し、更に本協會評議員會に於て慎重審議補修を加へ、左の如く決定致し候間此段御通知申上候也

第一

雑誌の不正販賣防止に就いては、左の條項を組合規約中に挿入すること

(一)本組合員は左の誓約書に記名調印し本組合に提出すべきものとす(誓約書略)
新たに加入するものも亦同じ

(二)本組合員は雑誌の貸覽・交換・買戻し・回覽又は之等に類する一切の行爲を爲すべからず
(三)本組合員は古本業を兼業することを得ず

但し現に古本業を兼業するものは成るべく速かに之を廢止すべきものとす

昭和十年十二月三十一日を限り兼業を廢止せざる時は本組合員の資格を失ふ

(四)現に古本業を兼業し居るものは昭和八年六月一日以降返品することを得ざるものとす

(右は日本雑誌協會の通告に依る)

(五)現に古本業を兼業するものは本組合の役員たることを得ず

第二

雑誌の販賣増進策に就いては毎年九月十二日より同十八日まで一週間全國各地方組合と協力し「雑誌週間」を開催すること

右の通りに候間御諒承の上特に規約修正の件は至急實現可致様御配慮願上候

第二書面

別紙組合同規約修正案の通り本協會は古本兼業者に對する方針を決定致し候間左記事項につき特に御注意被下度此段念のため申添へ候

一、古本兼業者に對しては貴組合同規約の修正を了すると否とに拘はらず本協會員は昭和八年六月一日以降斷然返品を受入れざることに相成候

(一)更に昭和十一年一月一日以降は元取次業者をして古本業者との取引を禁止せしむる事に相成候右の次第につき今より貴組合員中古本兼業者に對する善後策を御講じ置き被候様奉願上候

尙、右實行の必要有之昭和七年十二月末現在の貴組合古本兼業者を御調査の上組合員名簿に印をつけ明年二月末日迄に到着可致様本協會へ御通知被成下度御願ひ申上候

同年中、地方の雑誌販賣業組合同規約に承認を與へたるもの次の如し。

熊本、茨城、八王子三多摩、宮城、栃木、石川、和歌山、青森、岡山縣書籍雜誌組合同規約、新潟縣書籍商組合同規約、滋賀縣雜誌販賣業組合同規約

同八年一月十八日、定時總會開催、事務所新築の件を可決した。

同年八月二十一日、雑誌の競争激しきに伴ひ、紙數増加と別冊附録添附のため重量増加し、従つて販賣店は運賃の負擔増加により漸次利益を減殺されるので、定價に對する重量制限と運賃の一部を發行元に於て負擔することを要求する運動を起した。よつて各發行元は元取次業者と協議の結果、次の如き協定が成立した。

第六分科會協定事項(娛樂雜誌)

(一)本分科に屬する雑誌にして平月號の定價を五十錢とするものは増價號を發行する場合は定價十錢以上を増すものとす

(二)本分科に屬する雑誌の重量制限並に重量に對する運賃負擔の限界を左の通り定む

(イ)定價に對する重量の制限

一、定價五拾錢の場合に於ては六五〇瓦までを原則とし、二五瓦までの餘裕を認め、即ち六七五瓦までを使用し得ることとす

一、増價號にして定價六拾錢の場合は一〇六五瓦までを使用し得ることとす

一、定價六拾錢を超える増價號の場合に於ては定價拾錢を増す毎に二一五瓦までの増量をなす事を得

一、定價六拾錢以上の場合に於て五錢を増したるときは右に準じて増量することを得

(例)

定價五拾錢の場合	六七五瓦まで
同 六拾錢の場合	一〇六五瓦まで
同 六拾五錢の場合	一一七二瓦まで
同 七拾錢の場合	一二八〇瓦まで
同 七拾五錢の場合	一三八七瓦まで
同 八拾錢の場合	一九四五瓦まで

(ロ)重量に對する運賃負擔の限界

一、定價五拾錢の場合

五五〇瓦を原則とし、二五瓦の餘裕を加算し、五七五瓦までの運賃を販賣店の負擔とす

五七五瓦を越ゆるものに對しては、その超過重量五〇瓦又は其の未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價六拾錢の場合

八二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし、八二五瓦を越ゆるものに對してはその超過重量五

〇瓦又は其の未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價六拾五錢の場合

九二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし、九二五瓦を越ゆるものに對してはその超過重量五

〇瓦又は其の未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價七拾錢の場合

一〇二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし、一〇二五瓦を越ゆるものに對してはその超過重

量五〇瓦又は其の未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價七拾錢以上の場合は總て右に準ず

(三)左記のものに對しては發行所は其の運賃を負擔せず

(イ)大東京市内の販賣店に宛つるもの

(ロ)日本雜誌協會に於て承認したる元取次店を経由せざるもの

(ハ)返品

(四)發行所に於て運賃を負擔せざる大東京市の販賣店に宛つる部數の率は各雜誌毎に元取次店に於ける最近三ヶ月間の實際統計に據ることとし、爾來三ヶ月毎に統計により變更するものとす

(五)本誌附録とも紙以外のものを使用せざること

以上の協定中運賃負擔は昭和八年十月より之を實施し、重量制限は昭和九年一月號より之を實施す同年同月、來る九月七日より雜誌週間開催に付、次の如き書面を各地方雜誌販賣業組合長に發送した。

(前略) 豫て全國各販賣組合の御賛成を得居り候今秋舉行の雜誌週間は其の後本協會に於て研究に

研究を重ね左の通り決定、早くも準備を進め居り候次第何卒御了承の上、貴組合に於ても此の機会に一躍雑誌の倍加を目指し大々的御活動御發展を御圖り被下候様御高配切望仕り候

期間 九月七日より九月二十日までの二週間、即ち娯樂物に始まり婦人物政治經濟物に至る大量物の發賣期間を縦貫せる次第に候

此の催しに對し本協會より左の印刷物を送附致すべく候

- 一、雑誌週間を告知する「大ポスター」(一店約三枚宛)
- 二、雑誌購讀を勧むる「小ポスター」(一店約十枚宛)
- 三、全雑誌一覧表つき雑誌購讀勧誘の印刷物(一店約百枚宛)
- 四、販賣各店へ雑誌週間に關する「パンフレット」

右の外全國新聞を總動員して大いに讀書熱を煽ると同時に、各發行所は特に内容を充實し、特殊の計畫を建て、大懸賞を企て、新聞廣告其の他の各種廣告も大いに奮發し發行部數を増加しなど、大馬力をかけて奮闘猛闘を期し居り候次第、販賣店各位の御發展を期するにも千載一遇の好機會と存じ候へば貴組合員各位にも此の風雲に乗じ大活動を計圖せられ候様切望に至りに存じ候(下略)

同年一月十六日、定時總會開催、會長に實業之日本社、副會長に新潮社が當選した。

同年二月二十四日、本會代表者は丸の内會館にて製紙會社並洋紙店代表と會見、紙價值上抑止につき懇談した。

同年五月十日、評議員會を開き、雑誌週間開催の件を可決し、準備委員十二名をあげた。

同年四月十四日、第五分科會協定事項を次の如く修正した。

第五分科會協定事項(婦人雑誌)

(一)本分科に屬する雑誌は普通號の定價を五拾錢とし、新年號とも年三回増價號を發行するものとす、外に年三回以内増價號を發行することを得、増價號は普通號より定價拾錢以上を増すものとす

普通號の附録は一八〇瓦以内に限り添付することを得、但し昭和十年以降の普通號の附録は一〇〇瓦以内たること

(二)本分科に屬する雑誌(附録共)の重量制限並に重量に對する運賃負擔の限界を左の通り定む

(イ)定價に對する重量の制限

甲、定價五拾錢の場合に於ては七〇〇瓦までを原則とし二五瓦までの餘裕を認め即ち七二五瓦まで使用し得ることとす

乙、昭和十年以降の普通號は總重量を六七五瓦までとす

丙、定價六拾錢の場合に於ては九二五瓦までとす

丁、定價六拾錢以上の場合に於ては五錢を増す毎に一〇〇瓦つつ増量することを得

(例)

定價五拾錢の場合 昭和九年七月號より同十二月號まで 七二五瓦まで

同 昭和十年以降

定價六拾錢の場合 六七五瓦まで

同六拾五錢の場合 九二五瓦まで

同 七拾錢の場合 一〇二五瓦まで

同七拾五錢の場合 一一二五瓦まで

同 八拾錢の場合 一二二五瓦まで

同 八拾錢の場合 一三二五瓦まで

(ロ)重量に對する運賃負擔の限界

一、定價五拾錢の場合

五五〇瓦を原則とし、二五瓦の餘裕を加算し、五七五瓦までの運賃を販賣店の負擔とす

五七五瓦を超ゆるものに對しては其超過重量五〇瓦又は其未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價六拾錢の場合

八二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし、八二五瓦を超ゆるものに對しては其超過重量五〇瓦

又は其未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價六拾五錢の場合

九二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし、九二五瓦を超ゆるものに對しては其超過重量五〇瓦

又は其未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價七拾錢の場合

一〇二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし、一〇二五瓦を超ゆるものに對しては其超過重量五

〇瓦又は其未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價七拾錢以上の場合は總て右に準ず

(三)左記のものに對しては發行所は其運賃を負擔せず

(イ)大東京市内の販賣店に配給するもの

(ロ)日本雜誌協會に於て承認したる元取次店を經山せざるもの

(ハ)返品

(四)大東京市の販賣店に配給する部数は元取次店に於ける毎號の取扱數に據るものとす

(五)本誌附録とも紙以外のものを使用せざること

以上の協定中重量及附録の制限は昭和九年七月號より實施す

昭和十年七月號以降のものについては改めて協定す

同年四月十九日第六分科會協定事項につき次の如く修正を加へた。

第六分科會協定事項(娛樂雜誌)

(一)本分科に屬する雜誌にして普通の定價號を五拾錢とするものは増加號を發行する場合は定價金

拾錢以上を増すものとす

(二)本分科に屬する雜誌(附録共)の重量制限並に重量に對する運賃負擔の限界を左の通り定む

(イ)定價に對する重量の制限

一、定價五拾錢の場合に於ては五五〇瓦までを原則とし、二五瓦までの餘裕を認め即ち五七五瓦までを使用し得ることとす

一、増價號にして定價六拾錢の場合は新年號は九〇〇瓦まで其他は八五〇瓦までを使用し得ることとす

一、定價六拾錢を超える増價號の場合に於ては定價五錢を増す毎に一〇〇瓦までの増量をなすことを得

(例)

定 價	新 年 號	普 通 號
定價五拾錢の場合	九〇〇瓦まで	五七五瓦まで
同 六拾錢の場合	一〇〇〇瓦まで	八五〇瓦まで
同 六拾五錢の場合	一一〇〇瓦まで	九五〇瓦まで
同 七拾錢の場合	一二〇〇瓦まで	一〇五〇瓦まで
同 七拾五錢の場合	一二〇〇瓦まで	一一五〇瓦まで

同 八拾錢の場合 一三〇〇瓦まで 一二五〇瓦まで

(ロ)附録に對する重量の制限

普通號の附録は昭和九年七月號より同十二月號までは一二〇瓦以内とし昭和十年一月號以降は一〇〇瓦以内とす

(ハ)重量に對する運賃負擔の限界

一、定價五拾錢の場合

五五〇瓦を原則とし二五瓦の餘裕を加算し五七五瓦までの運賃を販賣店の負擔とす

五七五瓦を超えるものに對しては其超過重量五〇瓦又は其未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價六拾錢の場合

八二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし八二五瓦を超えるものに對しては其超過重量五〇瓦又は其未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價六拾五錢の場合

九二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし九二五瓦を超えるものに對しては其超過重量五〇瓦又は其未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す

一、定價七拾錢の場合

- 一〇二五瓦までの運賃を販賣店の負擔とし一〇二五瓦を越ゆるものに對しては其超過重量五〇瓦又は其未滿毎に金壹厘の運賃を發行所に於て負擔す
- 一、定價七拾錢以上の場合は總て右に準ず
- (三)左記のものに對しては發行所は其運賃を負擔せず
- (イ)大東京市内の販賣店に配給するもの
- (ロ)日本雜誌協會に於て承認したる元取次店を經由せざるもの
- (ハ)返品
- (四)大東京市の販賣店に配給する部數は元取次店に於ける毎月の取扱數に據るものとす
- (五)本誌附録とも紙以外のものを使用せざることを
- 以上の協定中重量及附録の制限は昭和九年七月號より之を實施す
- 同年同月、雜誌附録の輸送に關し鐵道省の取締嚴重となりたるに依り雜誌元取次業者は次の書面を各發行所に發送し、附録添附の參考資料とした。
- (前略) 雜誌附録の輸送に關し鐵道省の調査嚴重に相成候ため警告を受けたるもの數件に及び候而已ならず今後規則違反のもの有之候場合は容赦なく罰する旨元取次業一同へ通達有之候間注意事項其の他につき御通知申上候

注 意 事 項

- (一)附録の内容は本誌の延長と見做さるべきものたること。即ち本誌と同一性質の記事又は説明の記述したるものにして之に本誌の名稱番號、發行の年月日及附録の文字を記載すること。又別冊附録は本誌と同程度の製本となし、單行本と紛らはしからざるものたるべきこと。本誌の内容と關係なき別冊附録は單行本と見做し雜誌として輸送することを許されず
- (例)「日の出」昭和九年一月號の附録「三萬語新語彙」の如きものは單行本と見做さる
- (二)左記に該當するものは總て單行本と見做し、雜誌として輸送することを許されず
- (イ) 辭典なる名稱を使用したもの
- (ロ) 辭典類似の内容のもの
- (ハ) 日記帳及び夫れに類似したる内容のもの
- (ニ) 家計簿及び夫れに類似したる内容のもの
- (三)附録の大きさは總て本誌と同一形態に荷造りし得らるるものたるべきこと。即ち菊判の附録は菊判横二倍大まで、四六判の附録は四六倍判と同一形態までとし夫れを超過する附録を添附せざることを。折たたみたる附録の大きさも亦同じ
- (例)「主婦之友」昭和九年一月號附録「たとう入」の如きものは本項の規定以上につき不可
- (四)冊子となさざる附録と雖も(のんぶる)を打たず一枚一枚讀切とし、且つ糊固めをなさざること之に反したるものは冊子と見做し別冊附録の重量中に加算せらる

(例)「婦人倶楽部」昭和八年十月號附録「流行新型毛絲編物全集」の如きものは冊子と認めらる
(五)別冊附録の總重量は本誌重量の二分の一までの規定なるも截斷の工合に依り重量に増減あるべきことを考慮し極めて内輪に計算し置くべきこと
(六)重量・内容・形態にして右規定に違反したるものは假令書籍便に変更すると雖も元取次店にては之が發送をなさざること

(七)以上各項に違反したるる附録を輸送したる場合は前納したる雑誌の運賃を沒收せられたる上更に該荷物は言ふに及ばず僅か一冊混入したる荷物と雖も、其の荷物の運賃を全部書籍の運賃に換算したる上其の四倍を罰金として徴せらる

(八)前項違反の場合、損害金全部は發行所負擔とす、而して元取次店にては雑誌特別運送契約を停止又は解約せられ、雑誌の發行不可能と云ふ重大問題に逢着し、業界の大混亂を惹起する虞れあり右の次第につき注意事項中御不審の點有之候はば元取次店へ御照會被下度候其の他變りたる御計畫有之候場合は其の秘密なる内容に觸れざる程度に於て輪廓だけなりとも御知らせの上御相談被下候はば好都合かと存じ特に申添へ候(下略)

同年五月一日、本會事務所を左記に移轉した。

神田區一ツ橋通町教育會館内

同年十月十五日、雑誌カバーに關し、本協會は雑誌元取次業者と連名にて次の書面を全國販賣店に

發送した。

(前略) 最近雑誌カバーと稱して、雑誌の表紙被ひを特製し、各種の廣告を有料にて印刷し、是れを雑誌販賣店に配布して各雑誌に添へ、購讀者へ無料で提供する廣告業が起つたと聞いてをります是れは、發行業者に取りては左の如き色々の支障が起り、營業上迷惑する處が尠くないのであります。

雑誌販賣上に於ける支障

- (一)カバーを添へて賣ることは、ややもすれば不正賣買の原因を助長する虞れがあります。
- (二)カバーを添へて賣る店と、カバーを添へないで賣る店とあれば、勢ひ、カバーを添へて賣る店の方が有利になります。即ちカバーも、輕微ではあるが、一種の景品行爲となる場合があつて、販賣店同志に取りても、不利の場合が起ります。
- (三)またカバーを添へて賣られる雑誌と、カバーを添へないで賣られる雑誌とあれば、カバーを添へて賣られる雑誌の方が喜ばれるので、雑誌の賣れ行きにも、不公平が起ります。

雑誌發行上に於ける支障

(一)表紙に掲載される廣告は収入が多いので、各發行所では非常に大切にしているのに、其の大切な表紙の廣告中、裏表紙は全部蔽はれてしまひ、オモテ表紙の裏の廣告と、ウラ表紙の裏の廣告とは、半ば以上蔽はれるから、廣告の効力發揮の機會が減殺されるので、廣告主から苦情が起り、發

行所では是れが釋明に困つてゐる實情であります。従つて此のままにして置けば、今後、廣告を掲載する上に於て非常に苦境に立たなければならぬので、發行所としては營業上看過することの出來ない重大問題となつたのであります。此の點、特に御諒察願ひたひのであります。

(二)各雜誌が、折角、意匠を凝らして、其の特色を發揮する積りで、表紙の考案に全力を注いでゐるのに、店頭に並べた時から蔽はれてしまふやうでは、其の宣傳力、判別力に於ても、非常に力が減段されることになり、其の結果、販賣上にも宣傳上にも迷惑を蒙ることが鮮少ではないのであります。

右の次第ですから、包紙の御使用は差支へありませんが、カバーだけは今後一切添へて賣らないやうに御注意下さるやう願ひ上げます。

同十年一月現在、正副會長以下評議員は次の如し。

會長實業之日本社、副會長新潮社

東京堂、東海堂、北隆館、大東館、博文館、講談社、主婦之友社、婦人之友社、文教社、料理之友社、小學館、研究社、中央公論社、改造社、ポケット講談社、政教社、婦女界社、誠文堂

五 東京雜誌販賣業組合史

創 立

東京雜誌販賣業組合は大正四年に創立された。これより先き雜誌發行業者と元取次は相謀つて、雑誌の濫賣によつて生ずる當業者の疲弊を匡救するため、同三年三月日本雜誌協會を創立して雑誌の定價販賣を實行し、なほ其の趣旨貫徹のため販賣組合の設立を促したので、其の慫慂によつて起つたものである。

併し創立當初は都下販賣業者の全部を網羅するには至らず、會員數も僅に二百餘名に過なかつた。事務所を本郷區本富士町日本堂内に置き、布川甲三氏が専ら事務に當つた。而して最初の會長には東海堂川合晋、副會長には東京堂大野孫平氏が推され、十五名の幹事を置き、月費二十錢を徴收した。

大 正 時 代

創立當初より翌五年までの組合の仕事の重なるものは、定價販賣の勵行であつた。幹事は殆んどこの仕事のために没頭し、外に景品添附を取締つてゐた。

同六年、組合員中雜誌廻覽を業とする者が現はれ、同業者に及ぼす影響が少くないので、これが取

縮のため規約を修正した。

同八年、新加入に關する距離制限案が總會を通過した。これは組合員全部の希望が漸く實現したもので、これによつて販賣業者の既得権は確實に保證された。而して最初三圓であつた加入金は五圓、十圓、三十圓と漸次増加し、つひに二百圓となり、距離制限と共に既設店舗は一種の權利となつた。

同十一年、定價販賣を一層勵行するため五條勵行委員を設けて割引行爲を取締り、景品添附を禁止組合員外との取引並に回覽業者への供給は、定價及び割引の如何を問はず嚴重に處罰するためこれを常設機關とした。

この年、福田滋次郎、金子富太郎氏等新進氣鋭の新幹事が十餘名選出された。これらの諸氏は組合革新の目的を以て、これまで不問に附されてゐた回覽業者への供給者を嚴密に調査し、斷乎として處分に附した。而して取引停止及び除名處分に附せられた稻井きよ、宮崎よねの兩名は、組合を相手取つて決議無効並に損害賠償請求の訴訟を提起した。組合側は今村力三郎氏を代理人として、これと抗争し、一審、二審とも組合の勝訴となり、昭和三年十二月大審院の控訴棄却によつて完全に組合側の勝訴に歸した。

同十三年、組長川合晋氏死去、後任組長には林平次郎氏が推された。

同年、副組長一名を増員し、福田滋次郎氏が當選した。

同年、武藏小山に於て幹事の調査疎漏から一旦許可した富永某の加入を取消し、頗る紛糾を重ねた

が當該責任者の辭職に依り、幾干もなく圓滿解決した。

昭和時代

昭和二年、蒲田町に再び小山事件と同様な問題をひきおこしたが、幹事の斡旋で無事解決した。

同年末、日本橋區人形町小室大山氏が震災後休業中であつた支店を再興したところ、附近の同業者植野録夫外三氏より、規約違反なりとの抗議が出た。よつて組合は臨時總會を開催して、その處置を諮つたが、震災後種々の事情で營業を中止し、權利のみを保留してゐる組合員は他にも多數あつて、簡単に處理することは出来ぬので、十名の調停委員をあげ、兩者を妥協和解せしめた。

同三年、副組長福田滋次郎氏に代つて、大塚周吉氏が副組長に就任した。

同四年、規約が修正されて幹事の定員は三十五名となり、内郡部から十四名選出された。其の結果從來とは反對に、郡部選出幹事が市部選出幹事よりも優勢となり、新加入者に對する距離制限は從來よりも延長された。

同五年十一月二十四日、規約修正のため臨時總會を東京商工獎勵館にて開催した。修正の要綱は第九條に於て店舗讓渡人は同時に組合脱退の手續を要し、從來の如く店の權利を賣つては別な場所次第々と新規に開業することが出来なくなつたこと、第二十二條に於て休業二ケ年に亘る者は組合員の資格を喪失せしめたこと、第二十六條に於て役員の定員三十名を三十四名に改め、選舉は三部制を採り、

内市部十五名、郡部十五名、元取次四名になさんとするもので、殊に第二十六條の三部制は修正の眼目であつたが、討議の結果、他の修正は認められ、第二十六條は否決となつた。

同六年一月二十四日、東京商工獎勵館にて定總開催、幹事會公開案が附議され、賛否兩論に分れ議論を闘はしたが、結局採決に至らず、三十名の委員附託になつた。此日組長林平次郎氏引退し、相談役に推された。

同年、組長後任には副組長大野孫平氏が昇格當選した。

同年四月十一日、定例幹事會に於て去る三月規約違反の初犯にて二百五十圓の違約處分に附された深川越中島矢貴ビリケン堂に對する處置を過酷とし、組合員二十餘名より陳情書が提出された件に付審議の結果、同店の事情を察し月賦にて違約金を納附せしむることに決した。

同七年一月十三日の臨時總會に於て規約を改正、役員選出方法其他を左の如く變更した。

- 一、幹事選舉に立候補せんとするものは一月廿日迄に組合事務所へ届出ること
- 二、幹事の定員を卅六名に改む(六名増員)
- 三、選舉區域並に其定員を左の如く制定す

第一區定員五名(麴町、神田、牛込)

第二區定員五名(日本橋、京橋、芝、赤坂、麻布)

第三區定員五名(本郷、小石川、下谷、淺草)

第四區定員三名(本所、深川、向島、足立、城東、江戸川、葛飾)

第五區定員五名(品川、大森、蒲田、荏原、目黒、世田谷)

第六區定員五名(澁谷、淀橋、中野、杉並)

第七區定員四名(豊島、板橋、王子、瀧之川、荒川)

元取次定員四名(東京堂、東海堂、北隆館、大東館)

同年六月、有力なる雜誌發行元に於て誌代前納の直接讀者に對し不當の値引をなし、或ひは景品を添附する等、規約違反行爲をなす者が續出するので、五名の交渉委員をあげ注意を促すことになつた。同年七月、定例幹事會にて一幹事の發議に依り、不況の折柄新加入者は可成不許可の方針を取るとに決した。

同十年一月二十四日、九段下軍人會館にて定總開催、幹事改選の結果、當選者次の如し。

組長大野孫平、副組長岸他丑、塚越郁四郎

(幹事) 岸他丑、相川治平、宮子音吉、福田滋次郎、植野録夫、淺見四郎、中川治三郎、鶴田周作、福島孝太郎、土屋右近、伊藤貫一、市川松之輔、大橋信一、樋口政次、塚越郁四郎、稻川佐八、岡崎傳五郎、越石保文、芳根次朗、中川謙、門坂吟一郎、石塚卯三郎、小澤一男、小澤作次郎、酒卷修三、中山軍治、紅谷安久、本間龍藏、林五郎、大川義雄、大曾根銈治、長谷川留吉、東海堂、大東館、東京堂、北隆館

六 東京書籍卸業組合史

創立

本組合は書籍仲次業の改善と發達とを目的し、大正九年一月創立され、名稱を仲買業組合と名づけた。同月十六日、京橋上槇町池之尾にて創立總會開催、會則を定め、加入金十圓、月費三十錢を徴收することを議決し、尙ほ役員選舉を行つた結果、次の如く當選した。當時の組合員約四十名。

組長宮下軍平、副組長小川菊松

評議員宮下軍平、小川菊松、(故)片山與三吉、内藤仁三郎、飯島竹次郎、山崎清一、大福谷泰造

大正・昭和時代

同九年、仕入締切計算日を毎月二十日とする案を可決し、各發行元の諒解を得て、爾來慣例となつた。

同十年、組長宮下軍平氏辭任、後任には小川菊松氏が推された。

同十二年頃、初めて店員慰安會を催し、爾後毎年一回開催する例となつた。

昭和四年、東京書籍卸業組合と改稱。

同八年、組合旗創製、神田明神にて盛んなる清祓式を行つた。

同九年、七年以上勤続店員の表彰式を行ひ、爾來例となつた。

同十年一月末現在組合員四十五名、役員氏名は次の如し。

組長飯島竹次郎、副組長加藤守重、會計島村水之助(主任)、同栗田確也

幹事 加藤守重、島村水之助、飯島竹次郎、内藤彦一、關信太郎、齋藤熊三郎、栗田確也、岩田

岩吉、伊東三郎、風間是宏

七 東京書籍商懇話會史

創立

東京書籍商懇話會の淵源は遠く寛政年間に遡り、同十五年、松平河内守が幕命に依り、江戸名産地本錦繪製造業者を諭し、江戸地本錦繪營業組合を創立せしめたことに始まる。この組合は明治に入つて東京地本彫畫營業組合と改稱し、更に東京書籍商懇話會と改めて今日に至つた。かく組合の名稱が變つて來たのは、時勢の變によつて組合員の營業の種目が變つて來たため、即ち初めは錦繪を專業としたものが、團扇製造を兼業とし、更に双紙、繪本、圖書、雜誌と變轉して來たことを物語るのがある。

明治時代

明治七年、時の藏前工業學校長手島精一氏の主唱で、商工業の發達奨励のため府立商工會（商工會議所の前身）が創立された。當時の東京地本彫畫營業組合員原胤昭氏は聖書の販賣に従事してゐたが一日洋畫家ワクマンにつき洋畫の講義を聞き感ずる所あり、組合頭取松本平吉氏を説いて、日本畫家小林清親氏をしてワクマンにつき洋畫を研究せしめ、在來の日本版畫に新味を加へ、寫生的油繪式の版畫を仕上げさせた。同九年前後にはこの新工風の風景人物等の横繪一枚物が數十版賣り出され、更に錦繪カード、食卓掛、ハンカチーフ等にも、この新畫風を應用した物を作製し、在留外人間にも好評を博した。こゝに當時銀座四丁目洋服商森村市左衛門氏（後の森村銀行頭取）は、平生外人商館に出入してこの事情を知り、直ちにこれを模倣して日本娘と稱する美人畫の掛軸を作り、組合員萬屋孫兵衛氏（大倉書店の前身）に托して賣らしめた。更に又組合員伊勢辰商店は、この新畫風をとり入れた團扇、日傘、扇子、ハンカチーフ等を作り、海外輸出につとめたが、この努力は酬ひられて我邦の版畫美術を海外に紹介する機縁となり、海外輸出品の一となつた。而して廣重、豊國、北齋、歌麿等の古版畫も亦漸次外人の嗜好に適するに至つた。この時代に於て錦繪畫（大錦）に筆を執つた者は、役者似顔では國周、周重、國政、武者ものでは芳年、芳虎、國輝、吟光、美人では年信、年方、周延、延一、延重、手遊繪では芳藤、國政、幾秀、國利、角力では國明等が擧げられ、これに従事する組合

員は三百名を算し隆盛を極めた。

同十年、西南役ごろからは、時事問題、風俗、俳優畫並に新聞の三面記事から取材した一枚物の立繪が流行し、具足屋、船津等で續々出版した。ついで同十五年代には、豊宣筆の太閤記、五十五組二枚物を太平が率先して出版し、他の組合員もこれに倣ひ、新題材によつて新版を續々發行したので、新發賣毎に繪双紙屋の店頭は常に人の黒山を築いた。

同二十七八年日清戰役時代となり、當時の繪畫は三枚續き、一枚物大判縦横の版畫が多く、石版はまだ少數であつたが、同三十七八年日露戰爭時代には、印刷技術の進歩と共に値の安い石版物が漸く流行し、高價の版畫は次第に遠ざけられた。同四十年代に至りこの傾向は益々甚だしく、石版に加ふるに三色版、オフセット等が現はれ、在來の版畫は僅に雜誌、小説等の口繪又は扉として其の俤を留むるに至つた。

歌本類は維新前から明治初年に亘り、墨一色の繪表紙で駿河半紙四六判二つ切、切付二三枚もの、新作流行歌の木版刷を中橋の松坂屋、淺草の品川屋淺次郎、馬喰町の吉田屋小吉等が主として出版し香具師が夜になつて背に提灯をさし、縁日又は田舎の高町で讀賣した。今も残つてゐる鈴木主水はその類である。然るにこの木版刷も壯士といふ苦學生が現はれてザラ紙の活版刷となし、ヴァイオリンに合せて唄ひ乍ら賣り歩くやうになつて影をひそめた。

義太夫五行稽古本は最初關西から輸入されたが、明治十年代に至り、芝三島町山中市兵衛、日本橋

富澤町片山金三郎等が続々模倣翻刻し、爲めに關西版はほとんど跡を絶つた。

小説類は地佐子と稱へ、音羽瀧の薄もの、政判四つ切、繪表紙の安物で、一の切付、二の切付、三の切付と云つた。續き物は合巻と云ひ、二冊宛一袋として發行した。武者物は馬喰町山口屋藤兵衛、通三丁目石島八重、松島町伊勢屋庄之助、艶物人情本(四六判厚表紙貸本屋向)は、彌左衛門町大島屋傳右衛門、日本橋萬屋孫兵衛、淺草天王橋辻岡屋龜吉、松島町大西庄之助等が主なる發行元であつた。明治十五六年代となり、三十間堀榮泉社廣岡幸助が、太閤記、眞田三代記、源平盛衰記等、昔から著名の小説物を數百種翻刻發行し、而もそれが本文は活版刷挿畫入り、表紙は彩色木版物といふ目先の變つた凝つたものだけだったので非常な賣行を呈した。この榮泉社本を櫻本又は赤本と云つた。この榮泉社本の體裁を變へ、四六判ボール付の石版繪表紙で模倣發行したのが横山町文事堂、橘町鶴聲社等であつた。其後明治二十年から二十七年代に亘り、淺草金壽堂牧金之助、綱島書店、尾關トヨ、近江屋園吉等も多數出版した。

ついで銅版繪本の流行となり、朝野書店が菊半截のボンチ繪本を出し、岡村書店、山崎國華堂は新聞判四六横本として發行した。この繪本は初め木版の墨刷であつたが、色板に進化し、インキの機械刷となり、石版小供繪本として金井信生堂、綱島書店、春江堂等が次第にこの畑に進出した。

明治二十三四年代には政治小説として、末松謙澄の花間鶯、姫百合(金港堂)、須藤翠南の綠簞談、新装の佳人(朝野正文堂)の類が發行され、翻案物として黒岩涙香の巖窟王、鬼哭啾々(町田扶桑堂)が

出で、日本物では清水定吉、堀のお梅(横山町辻岡文助)、冒險物では押川春浪の著書が本郷書院から數種出で好賣行を呈した。

大正・昭和時代

大正に入つて小説本も形體を變へ、四六判繪表紙切付の探偵小説ジゴマが中村書店から發行され、活動映畫と共に人氣を呼んだ。また銀座三丁目城重源次郎は漢唐だい庫を題し、三國誌、金瓶梅、西遊記の類を繪表紙半紙十枚綴位にして出し、いろは書房は今村次郎の速記講談物を一冊五錢で賣出し三友舎鈴木金輔は講談落語を東錦と題し月々發行、また春陽堂は新小説を毎月一回定期發刊した。

大正の末より昭和にかけては出版物も全く舊套を脱して面目一新し、政治、經濟、教育、宗教、語學等百科の學に涉つて急速の進歩を遂ぐるに至つたのである。

事務所・月費・役員

本組合事務所は明治七八年頃まで日本橋通三丁目ことぶき亭におかれた。ついで日本橋數寄屋町丸善裏へ移つた。この時代の書記は岡本可亭(一平の父)であつた。それから日本橋小傳馬町に移り、江本嘉兵衛、大西某がついで書記となつた。現事務所は日本橋區馬喰町二の十四綱島書店内に置かれてある。

維新前後には組合員を古組、假組の二つに分け、古組は出版卸業者で加入金は二十五兩、加入金を納めぬ者は假組に入れ、これは小賣だけで出版は出来なかつた。其後問屋部は月費一圓五十錢、小賣部は同上五十錢となつたが、大正年間に問屋小賣の稱呼を廢し、昭和に入つて月費は平等に三十錢となり今日に至つた。尙ほ明治以降昭和までの頭取、組長、會長(現在)の氏名と勤続年間は次の如し。

勤続	九年	(自明治七年至同十五年)	松本平吉
同	三年	(自同十六年至同十八年)	辻岡文助
同	二年	(自同十九年至同二十年)	關口政太郎
同	三年	(自同廿一年至同廿三年)	小林鐵次郎
同	二年	(自同廿四年至同廿五年)	牧金之助
同	二年	(自同廿六年至同廿七年)	森本順三郎
同	六年	(自同廿八年至同卅三年)	井上茂兵衛
同	四年	(自卅四年至同卅七年)	(先代)網島龜吉
同	十七年	(自卅八年至大正十年)	(先代)大川錠吉
同	二年九ヶ月	(自大正十一年同十二年九月)	(先代)岡村庄兵衛
同	二年	(自同十三年至同十四年)	三輪逸次郎
同	十年	(自同十五年至昭和十年)	網島龜吉

次に明治、大正、昭和を通じ三十ヶ年以上(昭和八年まで)勤続評議員の氏名は次の如くである。
 網島龜吉、三輪逸次郎、中村惣次郎、朝野文三郎、湯淺彥策、富田能次(一年缺)
 尙現在役員氏名は次の如し。

- 會長 網島龜吉、副會長 磯部辰次郎、會計 中村惣次郎、市會々計 酒井久二郎、同 谷澤光吉
 評議員 三輪逸次郎、大川錠吉、岡村庄兵衛、湯淺彥策、河野源、酒井福次、伊藤貫一、菅谷與兵衛、片山春一、關信太郎、富田能次、杉山芳治、卜部宗嘉、坂東恭吾、須藤次雄

八 東京圖書雜誌小賣業組合史

創立

本組合は大正八年十二月を以て設立された。之より先き大正三年、東京雜誌販賣業組合が組織され雑誌は定價を以て販賣することに規定されたが、多年に亘る自由販賣の弊習は容易に一掃されず、加ふるに同業者の増加及雑誌廻覽業者の跋扈に依つて市内販賣業者の業態は著く惡化した。然るに大正八年より小賣業者多年の希望であつた書籍の定價販賣が全国的に實行され且つ同年を以て東京雜誌販賣組合の新規加入者に對する距離制限も確立、加之加入金を二百圓に増額して加入者

の濫入を防止することを得たので、販賣業者の營業上の不安は著しく除去されたが、更に小賣業者のみの組合を作り團結の力に依つて共同利益の擁護進展を圖るべく、小賣業界の先覺者に依つて本組合の組織が計畫されたのである。

而て本組合の組織される以前に於ては、本所深川方面の業者を以て成る江東圖書雜誌俱樂部あり、同俱樂部の幹部並に山本芳之助、土屋右近、伊藤貫一其他の諸氏に依つて新團體の結成が企圖され、各方面に勸説して同志を募り、大正七年十月本所の相生俱樂部に於て第一回の準備會を開催した。同日の會合に参加せる者は下谷、淺草、本所、深川方面の業者四十數人であつて、取り敢へず創立委員十名を選定し組合の組織へ第一歩を進めたのである。創立委員の氏名左の如し。

山本芳之助、土屋右近、伊藤貫一、石村菊次、關田倉吉、石山七郎、佐伯義造、市島定次郎、樋川晴造、宮子音吉

越えて翌大正八年二月、淺草の伊藤貫一氏宅に起草委員會を開催、市島定次郎氏委員會の經過を述べ、創立趣意書並に規約等に就て審議し、協力一致、全市の書籍雜誌販賣業者に對し新團體の参加を勧誘すべく申合せた。

その後更に兩國俱樂部に於て下町有志會の意味で會合を催し、塚越郁四郎氏を座長に推し、小賣業者の爲大いに氣勢を擧げ、會設立について具體的協議を進め、同十二月、東洋俱樂部に創立總會を開催した。而て發起者一同殊に山本氏の如きは戸別的に市内の販賣業者を歴訪して加入を勧誘した結果

當日の出席者は百數十名に達し盛會を極めた。かくて名稱を東京圖書雜誌純小賣業組合と決定、三十名の役員を擧げ、尙組長には適當な人物が得られなかつたため缺員とし、副組長に塚越郁四郎、大塚周吉の二氏を推した。役員の氏名左の如し。

土屋右近、山本芳之助、伊藤貫一、樋川晴造、關田倉吉、關榮吉、石村菊次、佐伯義造、市島定次郎、近藤音次郎、小室松太郎、中村赤次郎、山岸弇次郎、岸他丑、須田研二、鈴木銷一、稻葉定之助、川合文次郎、市川松之輔、遠藤善壽、福島孝太郎、金子富太郎、中川治三郎

尙創立當時に於ける組合員の總數は三百十餘名で、組合事務所は日本橋區元柳町一の山本芳之助氏宅へ置いた。創立の趣意書は左の通りで、之には具體的にスローガンが掲げてないが、

- 一、定價販賣の勵行
 - 二、新加入者に對する距離制限
 - 三、雜誌廻覽業者の取締
 - 四、書籍雜誌の卸原價低減
- 等が其の主なものであつた。

東京圖書雜誌純小賣業組合創立の趣意書

今や歐洲大戰の餘波は著しく諸般制度の改正を促し以て外部の交渉も益々煩瑣を加へ事端漸く滋からんとするや必せり。

此の秋に當り我等書籍雜誌小賣業界の現状を顧れば諸物價の昂騰に反し逐日其利益範圍を縮少せられて普通生活の安定も全然危殆に瀕せんとす、這は何に依つて然るや、他なし、是れ私等同業者は社會の木鐸たる書籍を販賣するの業務なるに反し豪も時代の風潮を解せず姑息偷安惟れ事とし日に形勢の非なるを悟らず以て今日の不振を招來せしや疑なし、惟ふに刻下世態の變轉は容易に昔日の無爲を許さず、今にして挽回の策を構ぜざらんか猶悲惨の光景を呈するも遠き將來に非ざるべしと信ず、今や既に各種業者は組合を組織して各其自衛策を講ぜざるはなし、然るに吾等同業者間には未だ完全なる組合を組織したるものなし、利權の擁護せられざる誠に故なきにあらざらん、凡そ現時百般の事業を總觀するに鞏固なる團結力に依らずんば擧げて成功の途なきは親しく識者の認識せらるゝ所ならん、時代の趨勢に順應せざるべからず、依つて吾人有志は微力なりと雖も諸君と共に組合の設立に努力し當然なる權利を主張し諸般の弊害を矯正せんことを期す、庶幾は吾人の微意を諒とし奮つて賛同あらんことを切望す。

大正八年十二月

有志一同

組合の設立と共に左の如き文書を全市の小賣業者に送つて、新團體への加盟を勸説した。

謹啓 各位益々御多祥の段奉賀候陳者這般社會の大勢に隨ひ吾等有志相謀り茲に圖書雜誌純小賣業者の組合を設立致候、右は刻下の急務なりと信じ候、就ては甚だ潜越なる申條とは存候へども別記

趣意書に基き相互に歩調を一にし利權の擁護と營業上の進展を企劃し猶倍々將來をして斯業の隆昌を期待致し度くと存候、何卒本趣意の存する所に賛し一偏に御同情を賜らんことを懇願致候、右貴意を得候也

大正八年十二月

大正時代

大正十一年四月、泉橋俱樂部に會合、土屋右近、山本芳之助、石村菊次の三氏を委員に擧げ、當時取次並に出版界に隆々たる商勢を持してゐた至誠堂加島虎吉氏に對し組長就任を交渉、其の後日本橋の大塚周吉氏に於て加島氏より承諾の回答を得た。依つて更に西神田俱樂部に會合、正式に加島氏を組長に推戴し、組合の名稱を東京圖書雜誌小賣業組合と改め、幹事の定員を三十名に増員、副業として毎年數回本組合主催にて市會開催を決定するなど面目一新の概を示した。

大正十二年、加島虎吉氏は組長を辭任、副組長大塚周吉氏が組長に昇任、副組長の後任には日本書院福田滋次郎氏が推された。

同年十月、幹事會の決議に依り大取次並に發行所に對し左の如き陳情書を發し考慮を促した。

- 一、販賣の原價率を低下して成るべく共通的理想二割以下の標準價額とすること
- 二、販賣者に不利益なる回覽業者への供給に甚大な注意を拂ふこと

三、支拂程度を出來得る限り延長すること

大正十三年から組合で包紙を調製し、組合員中の希望者に實費で頒布することになった。

大正十四年、本組合出身の幹事から東京書籍商組合に對し「官衙學校直接經營に係る賣店の組合加入不許可」を提案し其目的を達成した。

大正十四年五月、圖書雜誌大取次至誠堂が多額の債務の爲破綻するや、當時同店に納めてあつた市内二百五十餘の販賣業者の信認金各三百圓を返還する能はず、他の債權と同様の取扱を受けんとしたので、本組合を背景に、同店より他の小賣業者に對する品代金の殘額を取り立て、この信認金を返還さすべく強硬に交渉し、遂に其の主張を貫徹して大いに販賣業者を利する所があつた。

大正十四年十二月、それまで福田氏が編輯してゐた月報を、以後土屋右近君が編輯することになつた。

昭和時代

昭和四年八月、幹事會の決定に基き左の如き規約修正案を、本組合出身幹事から東京書籍商組合に提案した。

規約修正の要點

第二章 組合員

第五條の本文「年齢及業別、出版販賣」とあるを「年齢、出版、卸賣、小賣の業別」とす
第六條に第三項を左の如く新設す

加入者にして小賣を目的とする者に在りては隣接小賣業者の店舗より直徑六十米の距離あることを要す、但し左記各號の場合は之を除外す

一、本組合従業者表彰規定に依り表彰せられたるもの

二、本規約施行以前に組合員たるもの

三、各學校の周圍六十米以内

四、驛賣店

五、近接六十米以内に在る小賣業者の承諾書あるもの

第九條を左の如く改む

組合員にして其業別を變更せんとする者は其旨豫め本組合に届出で承諾を経べし

昭和六年、副組長福田滋次郎氏が本組合を脱退したのでその後任に岸他丑君が推された。

昭和七年四月、本組合の首腦者達の發起で共同書籍株式會社を創立、從來小賣組合で爲した包紙の製作其他の事業は同社をして行はしめることになつた。

同年十一月、定時總會に於て規約の大改正を行つた。其の要項は左の通りである。

一、支部設置

- 二、幹事を四十名に増員す
- 三、名譽幹事制を設く

同年同月、總會後の役員會に於て正副組長以下を選擧した結果、大塚周吉氏死去に依つて缺員となつた組長には塚越郁四郎氏が昇任、副組長には岸他丑、山本芳之助の兩氏が推され、引つゞき其の任に在る。

同年十二月、從來日本橋區元柳町の山本芳之助氏宅に置いた組合事務所を神田區錦町三の共同書籍株式會社内へ移轉した。

現在同組合の組合員數は十支部一千百餘名に達し、東京出版協會に對する純小賣業者の團體として強力なる存在を爲してゐる。因に現役員は左の如し。

組長塚越郁四郎、副組長岸他丑、山本芳之助、常任幹事長土屋右近

幹事 伊藤賞一、林五郎、本間龍藏、小澤作次郎、中川治三郎、福島孝太郎、大曾根銈治、市川松之輔、中山軍治、川合初太郎、稻川佐八、相川治平、曾根高一郎、青野友三郎、淺井光之助、清水米吉、中川謙、高橋又治、上野録夫、門坂吟一郎、大川義雄、木村孝一、大塚周吉、鈴木鋈一、石塚卯三郎、澤田斧象、酒卷修三、北御門庫一、土戸伊三郎、宮子晉吉、紅谷安久、風間彰一、笠原力之助、須田忠暉、田村喜一郎

九 全國書籍商組合聯合會史

創 立

全國書籍商組合聯合會は大正八年十月二日に設立された。本會創立以前に在つては、書籍の販賣業者は定價割引を唯一の顧客吸収策としてゐたため、同業者の増加と共に此の弊習は益々甚しくなり、遂には全然利益を無視し原價以下にて濫賣する者さへ續出し、爲に小賣業者の業態は著しく惡化し、延ては出版及取次業者にまで累を及ぼすに至つた。依つて東京書籍商組合では大正八年七月廿一日、臨時總會を開催して規約修正並に販賣規定を制定し、以て全國に率先して定價販賣制を布くと共に全國的に定價販賣を勵行する爲其の統制機關として全國書籍商組合聯合會の設立を提唱、同年五月十七日麴町區丸の内永樂俱樂部に於て第一回の創立準備會を開催した。同日は大阪、京都を始め全国各地の代表者が參集、本會設立に就て具體的協議を進め、組合未組織の地方に對しては可及的速に書籍商組合を設立する様勸告した結果、各縣共續々之が設立を見るに至つた。

かくて同年十月、之等全國の組合を聯合して圖書の定價販賣を勵行し營業上の利害得失を研究し文化の普及と斯業の發達を圖る目的を以て本會が設立されたのである。而て當初の加盟組合は四十八、其組合員總數は五千八百四十七名であつた。役員は會長副會長各一名、幹事十五名、この中五名は常

任幹事で、これは東京組合から選出、外に代議員は東京七名、大阪三名、京都二名、横濱、神戸、名古屋各一名、其他各組合から一名宛出してゐる。

第一回の會長は大柴四郎氏、副會長は林平次郎氏であつた。

昭和時代

昭和三年四月、大柴氏が會長を辭任したので、林平次郎氏が會長に昇任、副會長に目黒甚七氏が推された。

昭和六年十月、規約を改正し幹事十八人の中、八人を東京より選出し之を常任幹事とする事に決定した。

昭和六年十一月、會長林平次郎氏が死去したので、翌七年十月、目黒甚七氏が會長に推され、副會長に上原才一郎氏が擧げられた。

昭和七年十月の定時總會に於て幹事會の提案により、加盟組合加入承認の件に就て左記事項が承認された。

各組合に於て加入申込者に對し正當の理由なくして其加入を拒み又は加入を遷延せしむる時は本會は各組合の意見を徴し幹事會の決議を以て特に各組合員と商取引を爲す事を許すことを得、但該組合の規約は之を遵守せしむ

昭和八年十一月一日より七日迄本會統制の下に第一回全國圖書祭を開催す。

昭和九年十月の定時總會に於て規約を修正して幹事を二十一名に増員す。

昭和九年十一月一日より二十日迄本會の統制の下に、第二回圖書祭を開催、全國各組合は右期間中任意に福引並に景品を添付して圖書祭を舉行した。

以上の外數度に亘り書籍の鐵道運賃遞減に就て鐵道省に陳情した外、日記類の定價販賣に就て發行者側へ交渉したこともあり。其他毎年各組合よりの建議案を採擇して、東京出版協會、日本雜誌協會等に對し、全國各組合の希望を傳達して斯業の圓滿な發達に資してゐる。

現在加入組合數は五十三、組合員の總數は一萬四千八百五十八名に達してゐる。本會設立以來の沿革は概略上述の如くであるが、其の仕事は主として司法的な性質、即ち各組合は聯合會より承認された規約に依つて違反者を處分し、聯合會は其正否を調査して、取引停止又は除名處分等の方法に依り規約の勵行を圖り以て全國的に統制をとるもので、隨つて會自體としては積極的に事業を爲してゐないが其の統制力の鞏固な點に於ては現存同業組合中にも其比を見ないと言はれてゐる。

現在事務所は東京市神田區駿河臺東京書籍商組合事務所内に置かれ、役員は次の如くである。

會長目黒甚七、副會長(缺員)

(東京)目黒甚七、山崎信興、大倉保五郎、龜井豊治、榊原友吉、岸他丑、塚越郁四郎、大野孫平、淺井光之助、高岡安太郎

(地方)北海道、岩手、埼玉、富山、愛知、京都、大阪(二名)、兵庫、廣島、福岡、熊本、朝鮮

一〇 全國書籍商組合地方協會史

創立

大正八年十月、全國書籍商聯合會が小賣業者の定價を無視せる濫賣を防止するために、定價販賣を勵行して書籍業界に一紀元を劃せしも、全國聯合會はその組織において、其代表者の多くは地方における有力取次書店なりしたため出版協會、國定教科書等に直接の利害關係を有し、地方に於いて大部分を占むる純小賣業者との利害關係は寧ろ對蹠的なものであつた。従つて全國聯合會の活動は一般の利害に關する要望が頗る不活潑にしか反映しなかつた。

此の實質的な問題に逢着せる全國小賣業者は、切實にその意思を貫徹し得る有力なる組織が痛感されるに至つた。この氣運は加速度的に濃化して全國聯合會の組織された翌年、京都の東枝、北海道の中村、大阪の矢部、熊本の長崎氏等々の主唱のもとに日本橋越十旅館を中心として往來し、各地方代表有力者の賛成を求め、連夜數日にして全國書籍商組合地方協會が設立された。その主眼とする處は全國聯合會に對する地方小賣業者の要望をこの地方協會なる組織を通じて反映せしむるにあつた。即ち全國聯合會の年度總會の開催される前に於て年度總會を召集して、全國聯合會に提出する議案の下準

備取纏めをなして全聯幹部の専横を除かんとした。

地方協會が創立せらるゝやこれに集まるもの直ちに二十四、五縣に達し、日ならずして全國的な組織に進展すべき氣勢を示した。最初の正常任委員には京都東枝吉兵衛、副常任委員には大阪矢部外次郎、委員には各府縣の有力者の集め、久留米の菊竹嘉市、北海道の中村信以、熊本の長崎茂平の諸氏は顧問格として協會の發展に努力する處が多かつた。而して正常任委員は一年交替を以て各年度總會毎に選舉することに決定された。

大正・昭和時代

斯くて大正十五年に到り當時全國聯合會、東京圖書小賣商組合、東京書籍商組合及東京雜誌組合の役員として活躍せる東京市麹町二丁目の日本書院福田滋次郎方に事務所を設置して、同氏を顧問格として一段と活潑な活動を開始した。福田氏によつて中央業界の動向が調査されて各地方に報告され、地方業界に裨益する處があつた。主なる活動として全集物の正味値下げ運動、鐵道運賃遞減の運動、規約の變更等が擧げ得るであらう。大正十五年の正常任委員大阪の矢部君を経て昭和二年熊本長崎君同三年、北海道中村君、同四年兵庫柏君に至る四年間、事務所は日本書院に存置され、福田君の勤なからざる努力の賜物によつて同會の内容も充實加盟者も全國各地方を包含するに至つた。

昭和五年より事務所は正常任委員の所屬地方に置くことになつた。

同年の總會に於て對發行元及出版協會に對する販賣業者としての大同團結たる本會の組織強化が強硬に叫ばれ、

一、雜誌協會に反省を促す件

一、圖書雜誌運賃負擔につき出版協會に交渉の件

一、距離制限問題

一、書籍運賃引下の件

等重要議案を可決して徹底的な實行運動に邁進すべく決議された。該年度役員は北海道、長野、新潟、愛知、京都、大阪、兵庫、廣島、福岡、熊本の諸縣が推薦された。

昭和六年度の總會においては、

一、出版協會、雜誌協會、地方協會の聯合委員會の設置の件

一、雜誌運賃は發行元において負擔の件

一、規約修正の件

等附議され、又研究事項として百貨店の雜誌書籍取扱に關する對抗策につき意見を交換した。雜誌運賃發行元負擔の問題は販賣業界の盛衰に重大な關聯性を有してゐるだけに、協會設立以來叫ばれてゐる問題であるが、之が出版業者との交渉において何等解決の運びに到らず、依然大きな暗礁として殘されて居つた。

昭和七年度の總會においても、廣島、岐阜、鳥取、北海道、滿洲の各組合から再提出され、北海道組合その先鋒となり、鐵道運賃の實際的數字を示して該問題の實現を要望し發行元に對して、北海道、大阪、京都、廣島、兵庫の委員を選出して交渉をなさしむることにした。尙その他、一、圖書祭に關する建議案、一、各府縣教育會に於て兒童用豫習書參考書出版販賣防止に關する件、一、取引改善の件、一、地方販賣業者非常時對策の件等が提案された。

昭和七年度に於ける雜誌運賃問題に對する實行委員の活動は、正常任委柏氏外各委員が屢々上京して、雜誌協會及各發行元と交渉を重ね、或は雜誌週間を繞つて關西大會委員の政治的策略等も流布されたが、八月廿日に元取次店の斡旋に依り五百キロまでを全額負擔し、それ以上は五キロに付き一厘の負擔、一、實施は十月號から一ケ年、尙ほ取次店側からは一キロに對する二錢の運賃、荷造費の内一步を元取次店で負擔する等の條件を以て、本協會年來の願望の一端を貫徹した。

昭和八年度の總會では、一、圖書祭問題に關しては雜誌週間と圖書祭を合併して全國圖書雜誌祭として舉行するやう全聯に提案する。二、新本見切特別對策委員會設置の件等が上議された。

第十二回定時總會たる昭和九年度は十月八日開會され、廣島組合よりの一般圖書取引改善に關する件を繞つて各代表交々營業政策を検討し、雜誌週間期日變更建議案、書籍等級の統一をなし鐵道省に請願の件、雜誌販賣店へ懸賞賣出を禁止すべく日本雜誌協會に建議の件、等を可決々定した。

かくて全國書籍商組合地方協會は、その活潑なる活力とその充實せる内容とに依つて、地方小賣業

者の一致せる利害の上に取り、今後の発展を期してゐる。

一一 日本中等教科書販賣協會聯合會史

創立

昭和七年八月三日愛知縣中等教科書販賣協會の主催を以て、名古屋市鶴舞公園の市公會堂に「全國中等教科書販賣業者大會」が開催され、全國同業者有志約百五十名が參會して、大阪田中庄二郎氏議長の下に各府縣出席者の提案事項を審議し、次の如き宣言及び決議をなした。

宣言

教科用圖書は生活の品性陶冶、人格向上の根幹たるを以て之が取扱は慎重を要し、供給は必ず圓滑ならざるべからず、然るに中等教科書に於ては獻本の跋扈甚だしく遂に本來の使命を没却するの奇現象を呈し、思想善導上悪影響を來すや必ず本大會は之が悪弊打破の爲め左記事項の實現を期す

全國中等教科書販賣業者大會

決議

一、獻本濫用の悪弊を排除し教科書配給の圓滑を期す
獻本排撃のこの大會が契機となつて中等教科書販賣業者の全國的團結が急速に進展し、愛知、京都

大阪より設立準備委員を擧げ直ちに規約草案を作り、全國に飛檄して、同年十月全國書籍商組合聯合會、同地方協會總會を機會に創立總會を召集、十月十一日を以て結成されたのが即ち本會である。
創立總會は昭和七年十月十一日午前十一時から、神田區小川町東京書籍會館に開かれ、各府縣代表者七十八名出席し、柏佐一郎氏議長となつて次の規約を可決し、會長に滿場一致を以て大阪柏佐一郎氏が推された。

規約

第一章 總則

第一條 本會は日本中等教科書販賣協會聯合會と稱す

第二條 本會は各府縣の中等教科書販賣協會を以て組織す

第三條 本會の本部を大阪市に置く

第二章 目的

第四條 本會は中等教科書の販賣に關し供給の圓滑と斯業の發達を圖らんが爲め中等教科書協會と聯絡し各地中等教科書販賣協會の統制を期す

第三章 會員

第五條 各府縣を一協會の區域とし一協會毎に代表者とす

但し左記の協會に於ては代表者二人以上を増す事を得

東京、大阪、京都、兵庫、愛知、新潟、廣島、福岡、北海道、朝鮮、滿洲

第六條 各協會は其規約及附屬規定を本會に提出し承認を得べし、其變更したる場合亦同じ

第七條 各協會の協會員は協會に加入せざる同業者と中等教科書に關する商取引をなす事を得ず

第八條 各協會は其協會員の異動ありたる時は直ちに本會に報告すべし

第九條 各協會に於て協會員を違約處分に付したる時は其理由を具し之を本會に報告すべし

前項の報告ありたる時は本會は常任幹事會に於て之を調査し其處分を適當なりと認めたるときは中等教科書協會及各地中等教科書販賣協會に通知し適當の處理をなす

第十條 本會は協會間又は協會と協會員との間に起りたる營業上に關する紛議を調停する事あるべし

第四章 會議

第十一條 會議を分ちて左の四種とす

一、定時總會

二、臨時總會

三、常任幹事會

四、幹事會

第十二條 定時總會は毎年十月之を開き左の事項を附議す

一、前年度庶務、收支決算及財産目録の報告

二、收支の豫算

三、前各項の外豫め會長より發案した事項

第十三條 會長は必要と認めたる時は臨時總會を開くことを得

第十四條 各協會の建議案は幹事會に於て之を審議し總會に提出の可否を決す

第五章 役員

第十五條 本會に幹事十二名を置く其任期を三ケ年とす

役員は會長一名、副會長一名、常任幹事三名を互選す

第十六條 會長は常任幹事會の決議を経て會務執行に必要な附屬規定を設くることを得

第六章 會計

第十七條 本會經費の負擔は代表者一人に付き年額金二十圓とす

附 則

第十八條 本規約は總會の決議に非ざれば變更する事を得ず

第十九條 本規約は昭和七年十月十一日より之を實施す

獻本禍防止運動

獻本の市場流出を如何に防止すべきか、この解決を刻下の緊急事とする日本中等教科書販賣協會聯合會は徹底的對策を研究すべく、昭和九年十一月二十五日午前十時から大阪市東區綿業會館に總會を開き、特に中等教科書協會副會長森下松衛氏の列席を請ふて、獻本問題を中心に協議した。此の總會の出席者六十餘名、その防止方法として

獻本を受けた學校は無償で出入小賣店に渡し小賣店から出版元へ返送する様に、この事を文部省から各府縣學務部長を通じて學校へ嚴重に通達される様當局へ陳情すれば獻本又は未檢定のものもあるから當局も充分考慮してくれるであらう。

といふに意見の一致を見た。これには森下中等教科書協會副會長も賛成したので、正副會長及び常任幹事を實行委員として文部省に陳情することになった。

依つて實行委員五縣代表七名は、昭和十年二月四日東京に落合ひ、中等教科書協會副會長森下松衛氏も参加して、午前十一時文部省に芝田圖書局長を訪問し面會を求めたが、同局長は恰も帝國議會開會中の故を以て谷原發行課長が代つて面會、次の如き陳情書を提出し、獻本の市場流失の及ぼす弊害を説明した。之に對して谷原發行課長は「何れ局長とも相談の上でなるべく御期待に添ふやうにしたいと思ふ」と好意ある回答を爲した。

陳情書

中等教科書に關し吾等販賣業者は勿論出版業者に於て最も重要な問題として多年研究し來れるは

見本の處理方策なりとす。既に中等教科書協會にては全國中等學校長に宛て見本の三ヶ年間保管を願出で、尙全く御不用の分は出版元への御返戻を請願したる結果、中學校長會に於ては三ヶ年間保管の申合せを爲したりと聞く。然るに該申合せの實行せらるゝは極めて僅少の部分にして、未だ一般に徹底せず、或は保管場所の狭きを理由とし、或は勝手自由なりとして古本業者に拂下げらるゝもの多く、従つて此見本の市場に流出するもの毎年數十萬冊に達し、古本業者は學年時期に至れば教科書大安賣の看板を街頭に立て割引の宣傳ビラを撒布する等貴重なる教科書を全く低級なる商品化し、學生をして購求に迷はしめ教科書に對する尊敬の念を没却せしむる状態なり。

尤も該見本たるや出版業者は之が採擇を請ふため、新刊見本を學校へ提供し、且つ擔任教員等よりの請求に應じ重復を顧みて送本す。其中には急速を要する結果未檢定のまゝ之を發送するもの不尠然るに學校に於て採否を決し不用となれば、直ちに古本業者に拂下げ一度市場に出づるや學生等は未檢定なるを知らず、僅少の廉價に惑はされて之を求むる等御省の御方針たる檢定済教科書使用の御趣旨は無視さるゝの結果を見る。中には父兄より教科書定價額を受取り此種見本を求め、其差額を私消し、墮落の因を爲すもの其例甚だ多し。尙學校に於ては拂下金を以て校費以外の私的用途に充當するなどの道德途説あるは甚だ遺憾なり。常に教科書納入の責任を負ひ、只管完全なる供給を期せんとする吾等新本販賣業者に於ては學年時期に當り、學生入用の教科書供給豫定に一方ならざる苦心を要し、或ものは半數を過剩に、或ものは少なからざる不足を來すなどの混亂を呈し、完全

なる供給を遅延す。故に吾々は多年研究を重ね、昨秋日本中等教科書販賣協會聯合會に於て檢討協議の結果、見本本来の趣旨に依り、學校にて採否御審査の結果全く不用となりたる場合は之を出版元へ御返戻を願ひ、見本品の市場に於ける商品化を阻止するより外なしと決議し、之が實行方法として吾等販賣協會員に於て返送手數等の斡旋をなし、教授上未檢定圖書の一扫と供給の圓滑とを期せんとす。何卒事情御賢察を賜り左記御實行被成下度

一、各府縣學務部長をして中等學校へ教科書採擇見本として出版元より送付したる書籍の不用の分は返戻する様各中等學校長に訓令を發せしめられたき事

右陳情仕候也

昭和十年二月四日

日本中等教科書販賣協會聯合會

會長 柏 佐 一 郎

文部省圖書局長芝田徹心殿

現在役員は左の通りである。(昭和九年十一月二十五日の總會に於て改選さる)

(會長)大阪協會、(副會長)愛知協會、(常任幹事)和歌山協會、廣島協會、福岡協會
(幹事)秋田協會、栃木協會、愛知協會、福井協會、和歌山協會、大阪協會、兵庫協會、廣島協會
岡山協會、愛媛協會、福岡協會、鹿兒島協會

一二 全國兵書組合史

全國兵書組合は、昭和七年五月、全國に於ける兵書の出版及販賣業者を以つて組織された。本組合の設立される以前に於ても、昭和四年秋、兵書業の有志が相集つて組合の結成を企てた事があつたが當時は未だ機熟せず、加之斯界の一大勢力たる川流堂小林又七氏が参加を肯じなかつた爲、遂に設立を見るに至らなかつた。然るに其の後、一般社會の不況が愈々深刻となるにつれ、兵書界に於ては不當競争、不正販賣等々の行爲が益々多くなり、爲に兵書の定價販賣は殆ど實行されないと云ふ有様であつた。而て斯如亂賣に依つて蒙る苦痛は業界一般、特に直接販賣に任ずる小賣業者に於て最も甚しく、果然、全國各地に之が救済の必要が叫ばれ、至る所に組合設立の急務が唄へられたが、販賣業者間には全國的の連絡が無きため、出版側の斡旋に依る全國兵書業者の團結を希望する空氣が愈々濃化し來つた。偶々昭和六年九月川流堂が突如典範令の値下げ廣告を發表するや、兵書發行業者間に一大センセーションを捲き起し、成武堂、一二三館、武揚堂、兵書刊行會の四店は、小形典範類も制式形の値段を標準に値下げすべきとなし、同店へも交渉の上値下げを決定して、陸軍省に届出で其承認を受けた。然るに川流堂は飽くまで優越な地位を確歩すべく、更に右の定價より一割の値下げを發表したので、四店も亦之に追隨したが、前述の経過よりして絶體に定價販賣の必要を痛感し、從來の取引先並に各軍隊に通牒を發して定價販賣の勵行を期したが、多年に亘り割引販賣の弊習に慣れてゐるた

め、容易に實行さるゝに至らず、却つて採算不能の價格で亂賣を重ねてゐる状態なりし爲、昭和六年十二月、全國業者に檄を飛ばし、同月十八日第一回の創立準備總會を開催した。當日は參會せる者三十餘名、組合の設立に就て協議を進め、委員を舉げて川流堂小林又七氏の加入を交渉した。翌七年一月二十日東京及近郊の創立委員が會合して協議の結果、川流堂の不参加に拘らず、組合の成立を決議し、

一、規約草案の審議

二、組合加入者募集の件

三、創立總會の開催期日

等を決定す。越えて同年五月八日午後一時より東京書籍商組合會議室に於て創立總會を開催した。當日迄の加入申込者は百四十五名、總會は創立委員の長經過報告について齋藤市平氏の提議に依り組長に岸他丑氏(東京つるや書房)副組長に横尾民藏(東京成武堂)、川崎友次郎(大阪滿韓堂)の兩氏を推し、幹事は各街成地に各一名を置くことに決定した。尙、年四回組合の機關紙を發行することになりその題名を懸賞に依つて募集の結果「銚とる人に」(岸他丑氏)と決定した。

昭和七年には機關紙「銚とる人に」を二回發行した。

幹事會の決定に依り某大佐に囑して「軍隊日記」を編纂、七年十一月に發行した。

昭和九年七月三日、京都に第二回總會を開き規約の一部を改正、役員の項に相談役若干名を置くこ

と其他を決定した。現在の正副組長は左の如し。

組長 岸他丑、副組長 横尾民藏、川崎友次郎

因に組合事務所を牛込區本村町の尙兵館(兵書刊行會内)に置く。

一三 全國醫書組合史

創 立

現在百一名の組合員を有する全國醫書組合は、日清戰爭の勃發した明治二十七年當時の一流醫書専門書肆朝香屋、南江堂、丸善、半田屋等の發起に依つて設立された。其の頃は組合員も僅々三四十名と云つた小組合であつたのと、設立當時の發起人は既に大部分故人となり、且つ大正十二年の大震災で其の簡短な組合の記録さへ今日では現存せず、自然組合過去の歴史を詳しく知る事は出来ぬが、同組合初代の組合長は發起人の一人である朝香屋書店の店主大柴四郎氏で、役員は前記發起人の諸氏であつた。

組合の近況

最近に於ける同組合は、昭和八年中迄は格別記録する程の歴史もなかつた所、昭和九年度に於て從

來に加入してゐなくとも仲間取引を認めてゐた組合員外の書店に對し、今後は組合に加入して居らぬ書店には斷然割引をせぬと云つた規約の修正が行はれたので、急に加入者が激増し、昭和八年度迄は四十名内外の組合員が一舉百名となつた。而して其の組合員の分布は東京市と地方とが殆ど伯仲の間に在る。昭和九年三月改正された現行規約の一部を摘記すれば次の如くである。

現行規約概要

第一條 本組合は本邦(但臺灣、朝鮮、樺太を除く)に於て醫書の出版又は販賣を業とする者を以て組織す

第二條 本組合は全國醫書組合と稱し事務所を東京市に置く

第四條 此規約に醫書と稱するは醫科專屬の圖書全般及他科學に屬する圖書と雖も、醫齒、藥家並に醫、藥學生に必要なものは總て之を包含す

第六條 本組合員は組合の維持費として毎月金七拾錢を負擔す

第七條 本組合に加入せんと欲する者は本組合所定の用紙に其營業所、商號、氏名、年齢、法人にありては社名、代表者氏名を記し、紹介者たる組合員二人の連署を以て加入金壹百圓を添へ事務所に申込むべし

個人が法人に變更したる場合又は法人の性質を變更したる場合は新に加入手續をなすものとす但し其實質に於て變更なしと認めたる場合は役員會の決議を以て加入金を免除す

支店、分店、出張所は各別に加入すべきものとす、但し各店各所毎に代表者を届出づべし

第八條 本組合員の従業者にして滿十ヶ年以上勤続したるものは加入金を半額とす

但し舊營業主の連署したる勤続年限證明書を加入申込書に添付すべし

第十二條 本組合は左の役員を置く

組合長一人、副組合長一人、常務委員五人

第十四條 役員任期は二ヶ年とし定期總會に於て之を選出す

第二十六條 本組合外の書店に對する醫書の割引率は組合員に對する割引の半額を超ゆるべからず

第三十三條 本組合の會議は役員會、定期總會、臨時總會、仲裁會議の四種とす

第三十五條 定期總會は毎年一回五月之を開く

第三十六條 總會及仲裁會議を招集せんとするときは開會十日前、組合長は會議の目的たる事項、日時、場所を通知すべし、但急速を要する場合は通知期間を短縮することを得

第三十七條 臨時總會は組合員拾人以上連名請求ありたる時、又は組合長之を必要と認めたる時開く

第三十八條 仲裁會議は公開す

第三十九條 役員會は役員四人以上總會は組合員五分の一以上出席するにあらざれば之を開くことを得ず

第四十七條 仲裁會議の請求ありたるときは仲裁會議を組織し、左記人員を選出し調停せしむ
役員中より役員を選出したる者三人、請求者より選出したる組合員二人、被請求者より選出したる組合員二人

第四十九條 仲裁會議の決定に對しては双方服従すべきものとす

尙ほ現在組合事務所は東京市本郷區春木町三丁目南江堂内に置かれ、現任の役員は左の如し。

組合長小立鉦四郎(南江堂)、副組合長今井甚太郎(克誠堂)

常務委員山口徳次郎(半田屋)、同浅井光之助(文光堂)、同大倉保五郎(大倉書店)、同山崎信興(丸善)、同横山大槌(興醫社)

一四 ヤング・ブツクメンズ・ソサエティ史

業界の第一線に立つ中堅新進の經營者を網羅し、業界百年の大策を樹立すべく、博文館大橋進一、三省堂龜井豊治、富山房坂本守正、學習社西村辰五郎、濱松谷島屋齋藤義雄、名古屋川瀬書店川瀬條吉、鳥取尙文館山本鐵太郎、秋田石川書店石川恒助氏等が發起人となつて、昭和八年十月六日芝公園紅葉館に於て創立總會を開いた。創立當時の會員は三十四名、規約の大意は次の通りである。

規約 大要

一、本會はYOUNG BOOK MENS SOCIETY(略稱YBMS)と稱す

- 二、本會は全日本の書籍業有志者を以て組織し相互の親睦を厚くし、斯業の研鑽發達に資す
- 三、入會は會員二名以上の紹介により總會に於て全會員の一致を以て決す
- 四、毎年一回十月に定時總會を開く、總ての決議は總會に於て之を爲す
- 五、毎年一回一月に春季大會を開く、大會は定時總會に比し自由の性質を持つ
- 六、會計は毎年十月に始まり九月を以て終る
- 七、會員は會費として一ケ年十五圓を毎年十月中に納む
- 八、春季大會の集會費はその都度徴收す
- 九、會員間に慶弔の事由ありたる場合には本會より會員を代表して慶弔の意を表す
- 十、幹事は東京四名地方四名とし常任幹事を東京に置く
- 十一、幹事の任期を二ケ年とし定時總會に於て選舉す
- 十二、本會の事務所を左記に置く

東京市神田區神保町一丁目一番地

學習社内

事務取扱

西村辰五郎

第二回定時總會は昭和九年十月六日午後三時から芝公園内紅葉館に開催、福井品川一夫、鳥取山本鐵太郎、廣島丸岡才吉、東京龜井豊治氏等の研究發表あり、越えて昭和十年一月二十二日麴町區山王臺星ヶ丘茶寮に第二回春季大會を開き、茨城橋本篤次郎、鳥取山本鐵太郎、東京西村辰五郎、同江草

四郎、同龜井豊治、大阪矢部良策氏等の研究発表があつた。斯く規約にも明示された通り本會は會員の懇親と斯業の研鑽發達を圖ることが目的で、總會、大會を問はず各自由な意見を發表し、これを纏めて隨時研究資料を發行してゐる。現在會員數(昭和十年一月現在)四十七名あり。

一五 各府縣組合史

石川縣書籍雜誌商組合

大正八年十一月四日の創立にかゝり、翌九年五月全國書籍商組合聯合會に加盟した。創立當時の組合員數百五十一名であつたが現在は二百八名(人數二百三人、店舗二百八軒)に増加してゐる。内外ともに無事平穩な組合で創立より今日に至るまで特記すべき事柄として、規約違反の制裁處分に付されたもの戒告四件、違約金徴收二件、取引停止二件、合計八件に過ぎない。創立當時の役員は組長池善平、副組長宇都宮源平、理事北村永太郎、評議員石井久二郎、富田鉦七、森井愛雄、大木久兵衛、須貝廉太郎、玉村斷、千田末松、小栗半兵衛、谷作男、忠谷直二、米田松右衛門、富田圓次郎の諸氏創立以來の正副組長及び其任期は次の如くである。

池 善 平氏 組 長 (自大正八年十二月至同九年六月辭任)
宇都宮源平氏 組 長 (自大正九年六月至同十五年六月滿期)

忠谷 直二氏 組 長 (自大正十五年六月至昭和七年六月辭任)
小谷 孫次氏 組 長 (昭和七年六月就任現在に至る)
宇都宮源平氏 副組長 (自大正八年十二月至同九年六月昇任)
富田 鉦七氏 副組長 (自大正九年六月至同十五年六月滿期)
小栗半兵衛氏 副組長 (自大正十五年六月至昭和六年四月死去)
小谷 孫次氏 副組長 (自大正十五年六月至昭和七年六月昇任)
河内彌太郎氏 副組長 (自昭和七年六月至同八年八月辭任)
桐田 周作氏 副組長 (自昭和八年八月至同九年六月滿期)
河内彌太郎氏 副組長 (昭和九年六月就任現在に至る)
桂木 武義氏 副組長 (昭和七年六月就任現在に至る)
現在役員は組長小谷孫次氏、副組長桂木武義、桐田周作兩氏、理事池亮吉氏、外に評議員十四名あり。左の如し。

石井傳次、小竹秀二、玉村斷、近彌二郎、山越徳次、横野勝次、忠谷直二、山守保太郎、三須榮次郎、二木義孝、柏谷貞次、佐味豊吉、三輪山松、河内彌太郎
(事務所) 金澤市石浦町七十七番地

千葉縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年十二月創立され、千葉縣書籍商組合と稱した。當時の組合員は百十七名、役員は次の如くであつた。

組合長能勢鼎三、副組合長能勢鬼一、堤安五郎

評議員大野注連吉、茂木林藏、吉田徳兵衛、田中富藏、酒井甲子次郎、市川清吉、江澤金五郎、小泉巖、服部貞一、宮澤作重郎、松井鑽治

ついで同十四年一月、千葉縣雜誌販賣業組合が結成され、兩々相俟つて當業の發展に資したが、昭和八年一月、兩組合を合併して千葉縣書籍雜誌商組合と改稱し、以て今日に至つた、

其間大正九年以降數回に亘つて規約の修正を行ひ、加入金は最初三圓であつたものが、現在は五十圓となつた。同十四年一月の定時總會に於て本組合組織後最初の勤續五ヶ年以上の店員表彰式を行ひ爾來毎年これを慣行してゐる。

創立當時の組合長能勢鼎三氏は、爾來昭和六年十二月まで重任されたが、同氏引退と共に茂木林藏氏が就任し。現在に至る。現在事務所は千葉市寒川新宿一一四番地に置かれ、役員は次の如し。

組合長茂木林藏、副組合長能勢鬼一、宮澤幸次郎

評議員茂木林藏、能勢鬼一、宮澤幸次郎、松井正明、岩藤環、矢野友吉、塚本鐵太郎、大野裕通

齋藤福太郎、村山懋爾、山本京平、本郷龍藏、前田喜三郎、信太文吉、小林周藏、能勢剛、海保直次、松本順一郎、土屋仁太郎、行田瀧藏、山下豊吉、服部貞一、松井芳兵衛、鎌田要藏、松井鑽治

▼顧問 能勢昇三

名古屋書籍雜誌商組合

大正八年八月廿一日名古屋市龍朝閣に於て、名古屋書籍商組合の創立を見る。組合員數九十五名なり當時の役員を擧ぐれば、

幹事長 川瀬書店、副幹事長 小澤吉三郎

部長 三輪伊六、佐藤次郎、鈴木錫吉、松本安平、岩田鐵太郎

の諸氏であつた。

昭和四年において雜誌販賣業者の愛知縣雜誌組合に包含せらるゝに至り、市郡分立の説出で、昭和五年名古屋書籍商組合として獨立す。

その後書籍組合と雜誌組合の併合の要求漸く熾んとなり、昭和六年九月六日遂にその機熟し兩組合の併合成り、名古屋書籍雜誌商組合の生誕を見るに至つた。因みに創立以來の組合長及副組合長の氏名及任期は左の如くである。

組長 川瀬條吉(三年七月) 鬼頭伊三良(一年) 松波菊二郎(九年) 鈴木多三郎(四ヶ月) 渡邊銀一(六ヶ月) 大塚周一郎(三年)
副組長 小澤吉三郎(一年) 佐藤勝治(一年) 星野書店(三年) 井上忠次郎(一年) 武内時雄(二年) 奥村榮助(七年) 渡邊銀一(四ヶ月) 松本二三郎(七ヶ月) 司 忠(一月) 水殿音吉(七月) 武田順一(十ヶ月)

尙現在に於ける組合員数は三百三名にして、昭和九年八月改選による役員は、

組長 武田順一 副組長 野田改造 松本二三郎

幹事 奥村榮助、大橋力三郎、千田正春、酒向治吉、櫻木鶴吉、山田鑛、谷口正太郎、司 忠、小澤理一、武田忠勝、金森松太郎、横井憲太郎、加藤新、丹羽武男
會計 丸山忠藏、大竹孝吉

▼相談役 川瀬書店、星野書店

同年十一月一日、組長武田順一氏職を辭して野田改造氏組長に昇任、野田氏の後任として谷口正太郎氏が新しく副組長に擧げられ、組合事務所を名古屋市中區御幸本町通七の愛知書籍株式會社内に移した。

兵庫縣書籍雜誌商組合

明治三十九年十二月有志によつて創立總會を開き、其の組織及び内容等につき準備を整へ、漸く明治四十一年二月十一日神戸市元町通六丁目花亭に於て盛大なる第一回總會を舉行した。創立當時の組合員は僅かに二十餘名に過ぎなかつたが、組合員の熱烈なる協力によつて個人の寄附金を以て組合基本金を積立て、又は大市會等を開催して地方文化の發展を圖り、一面組合の擴大を遂げ、今日組合員五百二十三名を擁する大組合となつた。創立當時事務所は神戸市橋通三丁目楠公西門前に設けられた。創立以來の役員は熊谷幸介氏が組長として創立當時より明治四十五年十二月まで、吉岡平助氏が副組長として熊谷組長と同期間を勤め、之に代つて柏佐一郎氏が大正二年二月から組長となり、又石丸甚八、川瀬光吉兩氏が副組長に就任し、爾來今日まで重任してゐる。組合創立當時の役員は左の諸氏であつた。

(組長)熊谷幸介、(副組長)吉岡平助、(役員)柏佐一郎、石丸甚八、川瀬光吉、渡邊正五郎、竹内伊八郎、平野重吉、福浦文藏、藥師寺卯兵衛、石田松藏

現在役員は組長柏佐一郎、副組長川瀬光吉、同石丸甚八、會計川瀬光吉、會計監査石丸甚八、大月寛一、竹内伊八郎の諸氏、縣下を十區に區分して評議員二十七名が選任されてゐる。評議員は左の通りである。

岸長太郎、後藤和平、永田勘治、内海繁七、川瀬三郎、松浦詳之助、大月寛一、網谷才一、福井勇造、佐伯官吉、村上榮治、寺岡八十松、入野幸一、田邊謙二、岡山末次郎、鹽谷公夫、福井宗

吉、松岡勝彌、梶原伊太郎、井上喜代太郎、平田幾治、竹内伊八郎、安井金三郎、石田卯藏、石田松藏、中井政吉、福浦文藏
(事務所) 神戸市神戸區元町通五丁目六十七番地

長崎縣書籍雜誌商組合

大正八年十二月十三日創立、當時組合員七十四名なり。創立時に於ける役員は、

組合長 中津海知幾、常務理事 安中半三郎、篠田周治、評議員 五郎川信三、松田熊治、寺田正顯、宗像傳四郎、太田久三郎、松本徳厚、吉田米太

の諸氏であつた。翌九年五月全國書籍商組合聯合會に加入すると共に、漸次組合の基礎を固め爾後順調の發展を遂げつゝ、今日に至つた。

初代組合長中津海知幾氏は創立以來十二年間組合行政を掌り、功績顯著なりしも、昭和六年九月辭任し安中生逸氏二代組合長に就任し、事務所を同市臺場町三ノ二に移轉した。安中氏組合長たること三ヶ年、昭和九年辭任と共に太田久三郎氏その後を襲ひ、事務所を長崎市東濱町十一番地に移轉した尙創立以來次の諸氏が常任理事に就任した。

安中半三郎(一年四月) 篠田周治(十一年九月) 安中生逸(五年九月) 太田久三郎(五月)
現在組合員は百七十七名を算し、役員は左の如くである。

組合長 太田久三郎、常任理事 渡邊茂雄、持永義崇
評議員 石原繁作、埋ノ江治三、河崎喜太郎、大坪利右衛門、小林徳男、橋本重吉、安中生逸

栃木縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年十二月の創立にかゝり、栃木縣書籍商組合と稱した。而して組合長には内田濱吉副組合長には人見定吉氏が就任した。當時の役員次の如し。

内田濱吉、人見定吉、内山港三郎、高橋秀吉、小林教山、相馬繁三郎、大谷兵三郎、小崎次三郎、長谷川織造、岩崎金重、青木宇一

同九年二月、第一回定時總會開催、當時の組合員數は六十七名であつた。

同十一年一月、第二回定時總會開催、役員改選を行ひ、組合長には内山港三郎氏が當選した。副組合長以下は重任。

昭和三年一月、第三回定時總會開催、役員改選を行つた。組合長は内山港三郎氏重任、副組合長には長谷川織造氏が就任した。この年栃木縣書籍雜誌商組合と改稱、組合員數は百三十八名であつた。

同五年十月、臨時總會開催、役員改選を行ひ、名譽評議員に内山港三郎、人見定吉兩氏を推薦。尙ほ組合長には相馬繁三郎、副組合長には内田濱吉氏が當選した。

同七年一月、第七回定時總會に於て役員改選を行ひ、全部重任した。組合員數百七十二名。

同九年一月、第九回定時總會開催、組合員數百六十七名。役員改選の結果、組合長は相馬繁三郎、氏重任、副組合長に内山馨氏が就任した。

現在組合事務所は宇都宮市鐵砲町三三四番地集英堂内に置かれ、組合員百六十四名、役員は次の如し。

名譽評議員 内山港三郎、人見定吉

組合長 相馬繁三郎、副組合長 内山馨

評議員 内田濱吉、大谷桑壽、小崎次三郎、直井米吉、長谷川織造、藤田惣太郎、人見總一郎、北村彌平、龜田豊房、岩下源太郎、岩崎金重、越雲善一郎

福井縣書籍雜誌商組合

大正八年五月二十二、三の兩日木谷我久藏氏の斡旋により、同業者が會合協議の結果組織したもので、創立當時の組合員は僅かに十七名にして、組合長品川太右衛門、常任幹事鈴木慶藏、評議員高良武三雄、同土橋久吉の四氏、幹部として組合の發展に盡力し、組合員は大正八年十二月三十六名、大正十三年五月八十一名、昭和二年一月八十八名、昭和五年五月九十九名、昭和八年六月百一名、昭和九年六月百十一名と累増した。創立以來現在に至る正副組合長及び其任期は次の通りである。

品川太右衛門氏 組合長 (自大正八年五月創立當時至大正十三年)

鈴木慶藏氏 組合長 (自大正十三年至昭和四年)

品川太右衛門氏 組合長 (自昭和四年至昭和七年)

山上 治三郎氏 組合長 (自昭和七年至現在)

平澤 清順氏 副組合長 (自大正十二年三月至同年五月)

鈴木慶藏氏 副組合長 (自大正十二年五月至同十三年)

山上 治三郎氏 副組合長 (自大正十三年至昭和七年)

里原 定吉氏 副組合長 (自昭和七年至同八年)

山本 友吉氏 副組合長 (自昭和八年至現在)

昭和七年五月、第十三回總會に於て顧問に關する規約を新設し、即日品川太右衛門、鈴木慶藏の兩氏を顧問に推薦、現任してゐる。現在役員は顧問品川太右衛門、同鈴木慶藏、組合長山上治三郎、副組合長山本友吉氏等以下左の諸氏が評議員となつてゐる。

里原定吉、高良一郎、中村六三郎、黒田幸三郎、常脇恩致、月田長左衛門、藤田秀作、佐々木仲右衛門、堀田耕作

創立當時の組合費は毎月十錢であつたが、大正十四年之を年額三圓に増額し、更に昭和二年五月に増額した。昭和四年更に三等級に定め、年額一等三十圓、二等十圓、三等五圓とし、同六年之を五等級に改め、一等三十圓、二等二十圓、三等十圓、四等五圓、五等三圓に改正して今日に至る。又加入

金は創立當時一圓であつたが、大正九年五圓に、大正十年二十圓に増額し、昭和二年之を四等級に定め一等五十圓(福井市)、二等四十圓(小濱、敦賀、武生、三國、大野の五町)、三等三十圓(鯖江、丸岡、金津、勝山、高濱の五町)、四等二十圓(其他の村落)とし、同三年には之を撤廢して一率に百圓に、翌五年には百五十圓に増額したが、同六年以來百圓に減額して今日に至つてゐる。
(事務所) 福井市寶永上町百二十八番地

山口縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年十二月山口縣書籍商組合として創立せられし時に始る。即ち同年定價販賣勵行の爲全國各府縣に組合が組織されるや、本縣に於ても十月頃より組合創立の機運高潮し、白銀市太郎、小原松千代、味村重太郎の諸氏提唱のもとに、三十三名の組合員を以て組織されたのであつた。創立當時の役員は組長白銀市太郎、副組長上山松藏、評議員小原松千代、味村重太郎、中塚豊、藤川東輔、玉井淳一、大庭文治郎、村田吉郎、右衛門、柳澤柳吉、生野廣太郎
大正十二年二月定時總會に於て役員改選を行ひ全部重任となる。當時組合員は八十六名に増加す。同年九月一日關東地方大震災起るや、山口縣の義捐金募集に率先金貳百圓を寄附し、更に東京書籍商組合に對し金參百圓の慰問金を贈る。
大正十四年、山口縣書籍雜誌商組合と改稱す。

大正十五年二月の總會に於て役員の改選を行ひ、組長、副組長共に重任す。
昭和四年二月、役員改選に際しても同じく重任に決定す。同年三月山口縣教育會に於て教育會館建設に際し金二百圓を寄贈す。

昭和六年二月、定時總會に於て店員表彰規定を制定す。同年六月副組長上山松藏氏在職十二年に亘り、組合の發達に盡瘁するところ多大なりしも不幸病歿す。

昭和七年二月に上山松藏氏病歿に依る副組長の補缺に藤川東輔氏當選す。同年第五師團へ兵器獻金として金二百圓を獻納す。同年八月副組長藤川東輔氏在職までに一年半、白銀組長の下に新經倫を行はんと志半ばに於て遂に病にて逝く。

昭和八年二月、定時總會開催、後任副組長を白石信夫氏に決定、同時に第二回店員表彰式を舉行す。更に組合員増加、社會狀勢推移に伴ひ組合規約の大改正を斷行す。同年八月臨時總會を開催し、雜誌週間及圖書祭の件を附議、その方針を決定す。

昭和九年二月、定時總會に於て組合の宣言決議を決定す。次で第三回店員表彰式を舉行す。組合事務所は創立以來山口市中市七番地におく。

因みに現在の役員は次の如し。

組長 白銀禮治、副組長 和久達三郎、監事 小原松千代、味村重太郎、石津一六
評議員 宮崎政敏、末廣薫夫、白石信夫、柳澤柳吉、品川繁藏、大庭文治郎、河内山房吉、玉井

宗一、松谷正一、上利壽太郎、近藤萬作、池田茂介、末廣義一

和歌山縣書籍雜誌商組合

大正八年の創立にして、宮井宗兵衛氏を組長に、松本國助氏を副組長に擧げ、左の諸氏が初代の評議員となつて組合の擴充に力を盡した。

宮井宗兵衛、松本國助、小野元吉、津田源兵衛、宇治徳太郎、高市伊兵衛、深見兵八

創立當時の組合員は百二十三名にして、現在二百名を數ふ。現在正副組長は組長宇治徳太郎氏、副組長深見兵八、同上野山佐一兩氏にして、共に大正十五年十二月就任以來、每期再選重任を以て今日に至る。現在評議員は左の諸氏である。

(市部) 津田源兵衛、高市伊兵衛、松本秀太郎、宮井宗兵衛、宮井宗一郎、(郡部) 且田儀助、山田鷹之助、脇田好五郎、岩崎平助、塚原利兵衛、多屋孫次郎、成江秀治
(事務所) 和歌山市十三番丁宇治書院内

富山縣書籍雜誌商組合

大正八年十一月九日、八十七名の組合員を以て組織された。當時の役員は左の諸氏であつた。

組長 中田清兵衛、副組長 磯野小兵衛、部長 丸田平七、棚田喜作、山本佐七郎、在原幸三郎

舟崎清二、毛利外三郎、舟木彌一郎、山本理市郎、布瀬善七郎、堅田伴三郎、評議員 守川吉兵衛、山本鐵太郎、田村信憲、倉谷幸次郎、車吉兵衛、谷村外次郎。

爾來創立以來の組長中田氏、副組長磯野氏を中心として組合員一致協力、組合の發展と、組合員の福利増進に邁進してゐる。昭和九年度の組合員數は百九十名であつて、現在左の諸氏が役員として活躍してゐる。

組長 中田清兵衛、副組長 磯野小兵衛、部長 田村信憲、笠井久兵衛、淺岡照之、早川松次郎
舟崎徳次郎、下伏庄之助、舟木彌一郎、山本憲孝、布瀬善次郎、谷村健一郎。
評議員 瀬川朝秀、丸田せき子、北山常次郎、守川均三、谷村外次郎、野村僊、小川權四郎、永原豊次郎、島田久作、山崎正義、蒲田恒三、青江宗七、堅田伊三郎、神楚信。
現在組合の所在地は富山市東四十物町(中田書店内)である。

群馬縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年十二月、群馬縣書籍商組合として生れ、同十五年一月、群馬縣書籍雜誌商組合と改稱した。

創立當初の組合長は高橋清七、副組合長は宮崎芳之助氏であつた。高橋氏の組合長は今日まで繼續し、副組長宮崎氏は昭和七年一月辭任、後任に金子健次郎氏が推された。即ち現在の副組長である。

昭和九年八月現在の組合員数は百三十八名、事務所は前橋市曲輪町二に置かれてある。現在役員は次の如し。

組合長 高橋清七、副組合長 金子健次郎
評議員 大類吉松、大類留吉、竹内藤吉、岸田熊吉、西村京次郎、山田鶴二、川村善七、毛塚清三郎、田村淳一郎、高塚徳太郎、小林秀次、中村良範、小野太一、新井常藏
名譽評議員 高橋清七

岐阜縣書籍商組合 岐阜縣雜誌商組合

書籍商組合は大正九年の創立、組長に衆議院議員として名聲高かつた故原眞澄氏を挙げ、幾多庶務の改革を行ひ、全く組合組織の目的を達成した。當時の組合員は僅か九十九名に過ぎなかつたが、前組長三浦源助氏の就任に及んで、文化の發達と共に著しく組合員の増加を見るに至り、現在二百二十八名の多きに達した。創立當時の役員は左の諸氏であつた。

原眞澄、淺野榮次郎、富田乾、安田佐七、木野村傳吉、岡安竹二郎、梅田藤太郎、後藤孫三
昭和五年一月雜誌商組合が設立せられ富田乾氏が組長に就任した。此の頃より雜誌販賣率の多きを加ふると共に、組合員も又増加し現在雜誌商組合員は二百六十八名(此内雜誌專業者四十名)ある。

兩組合の現在役員は左の通りである。

書籍商組合—森川好太郎、淺野榮次郎、岡安修三、富田乾、大野四郎、服部太市、司馬乙次郎、木野村傳吉、松下辰造、小島新造、伊東正郎

雜誌商組合—淺野儀一、大橋伊三郎、上田源藏、梅田藤太郎、郷助六、仲野保五郎、佐藤圓次郎、熊田純一、坂豊太郎、木野村傳吉、平田誠二

創立以來の正副組長及びその任期は次の通りである。

書籍商組合

原 眞 澄氏 組 長 (七ヶ年)
三 浦 源助氏 組 長 (七ヶ年)
淺野榮次郎氏 副組長 (二ヶ年)
三 浦 源助氏 副組長 (六ヶ年)
後藤 孫三氏 副組長 (六ヶ年)

雜誌商組合

富 田 乾氏 組 長 (四ヶ年)

現在書籍商組合長は森田好太郎氏(昭和七年一月十七日就任)、同副組長は富田乾氏(昭和九年一月十七日就任) 雜誌商組合は組長缺員中で副組長は淺野儀一氏である。

現在事務所は岐阜市北八ツ寺町一番地。

愛知縣書籍雜誌商組合

本組合は明治卅一年二月愛知縣小學教科書販賣組合として創立され、同四十二年三月に改稱された愛知縣書籍商組合と、大正三年五月創立された愛知縣雜誌販賣組合との合併によつて組織されたものである。

今各個に其の沿革を述べれば、先づ明治三十一年創立された愛知縣小學教科書販賣組合は會長に若山文二郎氏、副會長に淺見鉦太郎氏が推されて初代の重職に就いた。翌三十二年二月の改選において會長に片野東四郎氏が當選し、副會長は淺見氏の重任となつた。兩氏は以後卅七年に至る間その職に任じ、同年二月に於て會長川瀬代助氏、副會長伊藤小文司氏に更迭したのである。而して同四十二年には愛知縣書籍商組合と改稱した。

明治四十四年に至り會長川瀬代助氏辭任の結果星野松次郎氏がその後を襲つた。

大正三年の改選に於ては會長星野氏は重任し、副會長伊藤小文司氏は川瀬條吉氏と交替をなし、兩氏はその後大正九年に至る六年間續いて重任した。

大正九年になるや會長制を幹事長制に改め、幹事長には依然として星野松次郎氏就任し、副幹事長は川瀬氏に代つて小澤吉三郎氏がその椅子に就き、更に大正十一年の改選に於て再び川瀬氏の就任と

なり、昭和二年には三轉し小澤吉三郎氏が就任し、以後昭和八年二月愛知縣雜誌販賣組合との併合に至る迄幹事長には星野氏、副幹事長には小澤氏が重任した。

愛知縣雜誌販賣組合は大正三年五月創立され、幹事長に三輪伊六氏が就任し、同氏は在職八年に及び、組合の發展に盡瘁されたが、同十一年後任を川瀬條吉氏に譲り辭任した。同年副幹事長制を設けて、之に名古屋丸善書店が當選し、翌十二年の改選には鈴木塚三郎氏が之に代つた。

昭和四年八月に名古屋市と郡部業者の分立説あらはれると共に、市部業者は名古屋雜誌商組合として獨立す。翌五年の役員改選に於て幹事長制度を改正して組合長となし川瀬氏重任し、副組合長に小澤吉三郎氏が就任した。

かくて、昭和八年二月に至り、愛知縣書籍商組合との合同を敢行し愛知縣書籍雜誌商組合と改稱し二百七十七名の組合員を擁して今日に至つてゐる。事務所は名古屋市西區下長者町四の九〇。

尙現在の役員は合同に依りて改選された諸氏で次の如くである。

組合長 川瀬條吉、副組合長 榊原彦三郎

評議員 星野書店、百架堂、中京堂、靜觀堂、吉田鐵次郎、伊藤十治、林清兵衛、伊藤小三郎、加藤三代吉、伊藤小文治、高須廣治、渡邊基、深見朝之助、顧問 星野松次郎、鬼頭伊八良

靜岡縣書籍雜誌商組合

昭和四年十一月静岡市に於て創立總會を開き、組合名稱、規約、役員選舉、豫算案審議を行つた。創立月より翌五年十月三十一日までの收支豫算は一千二百五十圓にして、組合員の數も二百五十名であつたが、其後年を経るに従つて組合員數も増加し、現在三百五十八名の多きに達した。創立當初齋藤義雄氏を顧問に推し、山口順之助氏が理事長に就任したが、山口氏は昭和六年二月二十七日病を得て在職中死亡せられ、菅沼甚藏氏が後を襲つて就任し現在に及ぶ。此間理事を評議員と改め、理事長を組合長と稱することとなり、菅沼氏就任と同時に組合事務所を山口順之助氏宅より菅沼甚藏氏宅に移した。創立當時の役員は左の如し。

山口順之助、菅沼甚藏、村上健吉、吉田正一、齋藤忠一、齋藤義雄

現在役員は顧問齋藤義雄、組合長菅沼甚藏、理事村上健吉、同吉見書店、監事吉田正一、同齋藤忠一の諸氏の外左の諸氏が評議員の任にある。

石山三藏、福川英一、菅沼甚藏、鈴木一可、安間庄太郎、佐藤源太郎、落合友治、酒井伊一、中村新十郎、神山良作、鈴木時之助、菅沼民太郎、佳本昇三郎、芹澤弘、大庭俊郎、平山茂、川村宇太郎、常盤伍三九、大澤房太郎、戸田卓、大澤良作、勝見彌作、福岡登良雄、夏目信太郎、三上時太郎、佐藤鐵藏、曾根虎吉、松本益吉、大石祐一、布施茂吉、中村福治、相佐静、安間平治、森上豊藏

(事務所) 静岡市稻川町百二十一番地。

岡山縣書籍雜誌商組合

本組合は、當初岡山書籍商組合と稱し、武内彌三郎氏組合長として大いに經綸を行ひしが、大正八年十二月役員改選を行ひ陣容一新、以て確固たる基礎を築き上げた。當時の役員は組合長武内新一郎副組長大森佐吉、幹事宮野浪治郎、大久保石太郎、山田直平、景山定四郎、荻野信太郎、柳本眞策、坂本次郎、松島芳治郎、入矢秀治の諸氏であつた。

武内組合長は爾來昭和二年六月の改選に至るまで九ケ年の長期にわたり、内外諸事の樞機を管掌し副組長には北村長太郎氏について大正十五年六月大森佐吉氏就任し、更に昭和二年に至り宮野浪次郎氏その後を襲ひ、昭和九年までその職にあつた。

大正十年以來、五ケ年以上勤続優良店員表彰規定を實施した。更に昭和二年三月には同縣雜誌商をも包含して岡山縣書籍雜誌商組合と改稱し今日に至つた。現在組合員數は百九拾名であつて、昭和九年六月に於て改選された役員は左の通りである。

組合長 大森佐吉、副組合長 吉田徳太郎

評議員 宮野浪治郎、石原文治、山田直平、難波五郎一、入矢秀治、高田壽男、藤野金造、與田勤、小田光義、大森春夫、渡邊柴次郎、土井惣三郎、杉原差三郎、多賀孝三郎、多賀四方左、石黒正次

現在組合事務所は岡山市内山下町三五の一（岡山書籍株式會社内）に置いてある。

岩手縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年十一月創立された。創立當時の役員は次の如し。

組合長 玉山慶次郎、副組長佐藤喜平、佐藤啓之

評議員 川村誠二郎、小田島尙三、佐藤庄兵衛、小成徳三郎、大森金次郎、大澤清次郎、赤澤亦

吉、阿部孫次郎、伊藤伊助、藤本大作

最初組合員も少數だったので、月費は甲乙丙の三種に分つて徴收した。これは一面には組合創立の眞目的である定價販賣勵行によつて受ける利益は、販賣高の多寡に比例するものだとの理由にも出發してゐる。併し組合員の増加と共に平等論が盛んになり、つひに規約を改めて月費を均一にし、現在に及んだ。現組合員は一六二名、事務所は盛岡市肴町におかれ、役員は次の如くである。

組合長 玉山慶次郎、副組合長 佐藤喜平、川村誠三、會計 小田島尙三

評議員 永井祐次、熊谷徳右衛門、佐藤庄兵衛、内田源五郎、佐々木久四郎、小成徳三郎

顧問 岩手日報社、佐々木仙助

鳥取縣書籍雜誌商組合

大正八年十一月九日、三十三名の組合員を以てその創立總會を開いた。當時の役員は次の諸氏であつた。

山本鐵五郎、今井兼文、徳岡長藏、横山敬次郎、花原健彦、内藤順、桑田信藏

その後順調な發展を遂げると共に、組合の平和を圖るため縣内三ヶ所を組合長指定地に定め、一年交代の持廻制度を採用した。大正十二年の關東地方大震災の折には見舞金として壹百圓贈呈し、尙組合員の火災、死亡等の場合には見舞金及弔慰金を呈する等、組合員の和衷協同の實を擧げてゐる。昭和八年の雜誌週間及圖書祭の活動としては、飛行機による空中宣傳、松江放送局より名士の放送、六大新聞への宣傳廣告、鳥取市長田神社に於て圖書祭の施行、又は店頭裝飾並に街頭においての宣傳等販賣線の積極的活動によつて、豫期以上の成績を收め、組合員も年々増加し昭和九年六月には百十五名に達した。

因みに創立以來の正副長には、組長今井兼文、山本鐵五郎、花原健彦、横山敬次郎、山本鐵太郎、徳岡長藏、副組合長 今井兼文、山本鐵五郎、花原健彦、横山敬次郎、山本鐵太郎、徳岡長藏、野島爲藏の諸氏が歴任し、昭和八年八月の改選に於て左の諸氏が夫々就任現在に至る。

組合長 徳岡長藏、副組合長 花原健彦、今井兼文

評議員 山本鐵太郎、横山敬次郎、野島爲藏、今井壽雄、内藤順、桑田修孝

（組合所在地）鳥取縣倉吉町四町四番屋敷（徳岡書店内）

信濃書籍雜誌商組合

明治三十七年の創立にして、西澤喜太郎氏を組長に、小松爲吉氏を副組長に、左の諸氏が評議員として組合の發展に盡した。

西澤喜太郎、高美實五郎、牧野長藏、堀田松藏、荻原磯右衛門、小松爲吉、宮坂清一郎、前田駒吉

組長西澤喜太郎氏は昭和五年五月まで二十五年間を、又副組長小松爲吉氏は、昭和九年六月まで二十九年間を勤め、西澤氏は現に名譽顧問に推されてゐる。昭和五年六月一日西澤賢吾氏が組長に、同九年六月七日高美實五郎氏が副組長に就任し、現在左の諸氏が評議員の任にある。

西澤賢吾、高美實五郎、小松爲吉、牧野長藏、荻原實、宮坂清一郎、松尾榮三、西村伊作、戸塚光作、小池勘次郎

現在組合員数は二百十名あり。

(事務所) 長野市大門町三十八番地西澤書店内。

佐賀縣書籍雜誌商組合

大正八年十一月三十日創立總會を開催し、評議員十名を選挙し、組長に大坪萬六氏、副組長に平井

平治、牧川徳次郎の兩氏を互選した。當時の組合員は四十二名であつて、會費も一級十圓、二級五圓三級三圓の三級に分れて居つた。組長大坪氏は組合員の徳望を一身に蒐めて一意組合の發展に努力し以て今日迄組合長の職に重任してゐる。其間大正九年に全國聯合會に加入し、昭和六年度に於て平井氏組長辭任の結果、大串誠三郎氏その後任となり、同年十一月には日本雜誌協會の承認を受くるに至つた。

昭和八年度に於ける組合員は百十二名であつて、四千五百餘圓の組合資産を有し、事務所を佐賀市吳服町五七番地に置く。

昭和九年十月改選されたる役員は左の如くである。

組長 大坪萬六、副組長 牧川徳次郎、大串清三郎

評議員 大坪芳介、木下吉六、井上八郎、大宅理八、森田良幸、山田鐵造、古賀立太郎、服部榮太郎、小部松一郎

埼玉縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年十一月創立、組長には菅間定治郎氏(先代)が就任した(副組長制なし)。當時の役員は次の如くであつた。

菅間定次郎(先代)、高野保平、吉田榮吉、宮前藤十郎、水野武平、川島平左衛門、伊藤儀八郎、

竹山小平、野澤直次、西山音五郎

現在組合員は百七十二名。事務所は川越市大字川越四七二番地に置かれ、役員は次の如し。

組長 菅間定治郎(二代)、常務幹事 高野保平、吉田榮吉、奈良市太郎

評議員 宮前進、川島平左衛門、小野禮次、關口藤吉、野澤直次、武藤和三郎、茂木甚一、中村朝次郎、杉浦増五郎、成野梅造

宮崎縣書籍雜誌商組合

大正六年七月宮崎市(當時宮崎町)に同業有志會同し、組合設立の議ありてその組織に着手せんとせしも、未だ機熟せず後日に譲りしも、組合設立の要望日に高まりつゝあり。同九年六月遂に機運熟し縣内同業者一致協力して營業上の弊害を矯正し、斯業の發展を期すると共に、相互扶助と親睦を圖る目的を以て規約を決定し、組合長以下役員の選舉を施行し、茲に宮崎縣書籍雜誌商組合が結成された初代組合長及役員は左の如くである。

組合長 松井義雄

評議員 長友小次郎、岩元仲介、高野清次、高野嘉平、濱屋鶴次、谷仲吉

其の後松井組合長の組合行政が餘りに放漫に過ぎ、役員會、總會の開かれざりし事三ヶ年に及び會計の報告も亦然り。遂に同組合は有名無實の殘骸たらんとした。斯る時現狀に憚らず組合改革すべし

として有志の奮起するところとなり、宮崎縣書籍雜誌商革新團が結成され、組合長排斥の烽火が揚げられた。

大正十二年六月十日總會が召集せらるゝや、殺氣場に滿ち議論百出、遂には暴力を以て相争ふが如き收拾能はざる状態のもとに組合長不信案が提出せられ、組合長は席上に於て辭表を提出し、遂に其の職を去るに至つた。依つて次期組合長を選舉の結果谷仲吉氏當選す。

第二代組合長谷仲吉氏は支配人甲斐清造氏をして組長事務を代行せしむることに依つて就任す。爾後組合の行政は一變し、軌道に還らんとする傾向にあつた。其間加入問題、評議員資格問題、割引問題等二三波瀾ありしも衆望厚き谷組合長と公平無私なる甲斐代務人の努力に依つて圓滿なる解決を遂げ、組合の基礎漸く安定せんとした。

昭和三年六月副組長の制度を決定し高野嘉平氏之が任に就く。

昭和五年六月高妻秀季氏高野嘉平氏辭任の後を承けて副組長に就任す。昭和五年十二月谷組合長病歿の爲高妻副組長之を代行す。此間組合長宅火厄に遭ひ類焼するや組合事務所も亦その厄を蒙り、書類其他を失ひ辛くも組合員の私書を得て補充せり。

昭和六年六月十五日役員の改選を施行左の諸氏當選す。

組合長 高妻秀季、副組合長 甲斐清造

評議員 小倉榮嗣、杉山寛一郎、松平金助、高野清次、金井俊藏、木谷新一、名村三郎、山崎市

太郎、井上平藏、千平種知、日高武雄、津田被夫、境政一、村田嘉市
組長に高妻氏新任と共に組合事務所を宮崎市宮田町二の一〇一(高妻方)に置く。

昭和七年五月に至るや宮崎縣金庫たる日向中央銀行破綻のため、創立以來十二年間の蓄積資産の大部分を失ひ、一朝にして致命的な大打撃を受くるに至つた。加ふるに經濟界の不況は同業者の困却にその拍車を加へ、誠に忍びざるものあり、依つて全組合員相協力して相互扶助の大義のもとに結果を鞏固ならしむると共に組合費の低下を斷行し、一方積極的活動に力を集注した。

昭和七年九月全國書籍商組合地方協會に、同八年十二月九州同業組合懇談會に各加盟し、亦再三規約の改正を行ひ、全國書籍組合聯合會及日本雜誌協會とは益々完全な諒解を得るに迄到達した。

前述の如く本組合は創立當初より相當の波瀾と災厄に遭遇せしも、組合員の協力一致の行動は創立十六年の歴史と共に益々堅きを加へつゝあり。現在組合員は六十八名を擁してゐる。

樺太書籍商組合

本組合は大正十五年八月創立した。最初の組長は若林平治郎氏で、役員は次の如くであつた。

若林平治郎、後藤文太郎、若林宇兵衛、小林藤庫、米津鼎
爾來現在まで組長は若林平治郎氏が重任し、組合員數は七十六名、事務所は豊原町西一條南一丁目におかれ、現役員は次の如くである。

若林平治郎、後藤文太郎、若林宇兵衛、小林洋之、米津鼎、鶴飼嘉一郎、小林參次

大分縣書籍雜誌商組合

大分縣書籍雜誌商組合は、大正九年の創立にして當時組合員は五十餘名であつた。當時の役員を擧げると、組合長甲斐憲一、副組合長塚本秀雄、評議員甲斐文七、宮崎準吾、梅津市郎、齋藤勝馬の諸氏であつた。

組合長甲斐憲一氏は全組合員の輿望を集めて、塚本組合長の良き援助のもとに、組合の充實、組合員の福祉の増進に努力を傾注して事蹟見る可きものあり。

昭和七年十月甲斐組合長病歿するや副組合長塚本秀雄氏推されて組合長に就任す。次で副組合長を二名制に改め、宮崎準吾、高野菊三郎の兩氏がその職に就いた。

爾來多少の迂曲ありしも組合員の親和協同により順調の發展を遂げ、創立十五年を閲せし今日、組合員は百六十七名に増加するに至つた。

現在の役員は左の如くで、組合事務所は大分市荷揚町三十七番地にある。

組合長 塚本秀雄、副組合長 宮崎準吾、高野菊三郎、常務幹事 飯沼清、評議員 梅津市郎、甲斐文七、齋藤勝馬、根本周作、武内兵吉、梅津米藏、福田五郎、阿部數太、松尾撤夫、渡邊逸矢野圓壽、安藤唯馬、了戒清、野々口辰五郎

山形縣書籍雜誌商組合

本組合は大正七年、山形縣書籍商組合として創立、同十年山形縣書籍雜誌商組合と改稱した。創立當時の組合員數は五十五名。役員氏名は次の如し。

組長 五十嵐太右衛門

評議員 市川茂太郎、倉田角治、(故)風間五右衛門、遠藤純平、(故)中村又三郎、(故)石川彌五郎、中村禎吉、小池藤二郎、相原太吉

現在組合員數は百三十四名、事務所は山形市七日町五一六に置かれてある。役員氏名は次の如し。

組長 五十嵐太右衛門

評議員 遠藤純平、尾原榮一郎、倉田角治、風間五右衛門、中村又三郎、大山宇兵衛、石川彌五郎、中村禎吉、小池繁松、相原太吉

熊本縣書籍雜誌商組合

熊本縣書籍雜誌商組合は、大正八年十二月縣下同業者壹百拾五名によつて設立された。爾來加入者の逐次増加と共にその基礎は益々鞏固に向ひつゝある。創立當時の役員は

組合長 長崎次郎、副組合長 長崎茂平、野口傳吉

評議員 大塚子之吉、高島佐藏、浦田伊助、鶴田惣三、西田徳太、宮原辰藏、都田伍一

の諸氏であつた。初代組長長崎次郎氏は大正十三年四月死去する迄四年五ヶ月其の職にあつた。副組合長長崎茂平氏その後を襲ひ今日に及んでゐる。同じく組合長の野口傳吉氏は創立より大正十一年五月迄二年半、長崎茂平氏は組長就任迄の五ヶ年間、野口傳吉氏の後に就任した都田位一氏は昭和六年八月迄九年十ヶ月間、長崎茂平氏が組長就任によつてその後を据つた大塚巳作氏は大正十三年十一月より現在迄、樋口尙氏は昭和六年十一月より現在迄各長期に亘つて副組合長たり。

斯くの如く組合役員の變動少なきは、當組合がその爲政者に人を得たることを立證すると共に、組合員の一致團結、相互扶助の精神が如何に組合を圓滿に發展せしめつゝあるかを雄辨に物語つてゐる。今や組合員數二百六十五名、組合積立金九千三百八十一圓を算してゐる。組合事務所は熊本市上通町五十七長崎方におく。現在役員は次の如し。

組合長 長崎茂平、副組合長 大塚巳作、樋口尙

評議員 高島佐藏、浦田伊助、西田清藏、鶴田恒三、宮原辰藏、小中政男、柏原伊八、園田政太郎、芹川慶助

沖繩縣書籍雜誌商組合

昭和四年組織され、全國を通じて最も歴史の新らしい組合である。その地域も狭く従つて組合員の

數も全國五十三組合中の最底位にあり、設立當時の昭和四年は十九名、同六年に二十一名、同七年に二十三名、その増加率も微々たる状態にある、昭和七年以來今日に至るまで四年間一名の新加入者もなく、役員は創立以來二期とも再選重任にて、組合事務も常に圓滿に運用されてゐる。現在の役員は即ち創立以來の役員であつて、組長大城兼義、副組長青山秋吉、評議員は新嘉喜倫徳、許田世榮、眞榮城文明、荒木次郎の六氏である。

(事務所) 那覇市東町一丁目二十八番地。

鹿兒島縣書籍雜誌商組合

本組合設立は大正三年鹿兒島市同業者間に於て、亂賣防止の目的を以て組織されたる親書會に胚胎してゐる。同會は毎月一回會合をなし、前記目的の外會員相互の親睦を計ると共に、業界發展のために種々な方策を計畫した。當時の會務は會員を順次持廻りによつて處理してゐた。其後同會の業績が着々効果を收めるや加入者激増し、遂に大正六年鹿兒島市書籍雜誌商組合にまで發展した。ついでその業績頗る顯著なるものが、同縣下の同業者をいたく刺激し、全縣的な組織たらんとする要望盛んに起り、それに一般的な諸條件の拍車も加つて遂に大正八年十二月縣組合の發生を見るに至つた。創立當時は發起人が一切の世話係として事務を處理したが、その後間もなく正式に左の役員を選出して完全な形態を具へたのである。

組合長 吉田幸兵衛、副組合長 谷村藤吉
評議員 稻盛榮市郎、徳田三次郎、紙屋哲三、前田徳藏、久永修一、地方代表役員、折田金次郎
和田彌兵衛

當時より組合長吉田幸兵衛氏方の支配人西徳藏氏は組合長代理として組合行政を掌り、組合員の和衷協同、組合の發展に碎身の努力を傾注して大正十一年に至り、以後吉田組合長自身組合の一切を執掌し、昭和六年九月辭任に至るまで克く組合の進展充實に力を至した。尙創立以來の副組合長には谷村藤吉、折田金次郎(先代)、和田彌兵衛の諸氏が就任し、昭和六年九月の總會に於て組合長に和田彌兵衛氏、副組合長に久永光一氏が推された。

昭和八年十一月の定時總會に於て規約を修正し左の條項を挿入した。

一、本組合員は雜誌の買戻し、貸覽、回覽、交換、古雜誌の賣買又は之に類する一切の不正行爲を爲すべからず

二、本組合員は古書籍兼業者と雖も古雜誌の賣買を爲すことを得ず

昭和九年十一月の定時總會に於て三ヶ年以上の勤続店員を表彰し、十ヶ年以上勤続の功勞役員に感謝状を贈呈した。現在の役員は、(大正八年改選)

組合長 和田彌兵衛、副組合長 久永光一
評議員 濱田彦太郎、川吉孝三、福留岩太郎、新原勝治、福留常次郎、野田十郎、西榮吉、玉利

慶二、丹宗三郎、川野武左衛門、福永常右衛門、宮原榮吉、下敷領新太郎
因に組合の所在地は鹿兒島市易居町二の二〇である。

宮城縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年十月創立され、現在事務所は仙臺市國分町二丁目一三六に在り、組合員數は百五十名。創立當初の役員は次の如くであつた。

組合長 藤原佐吉、組合長鈴木英三郎、丸善株式會社仙臺支店

評議員 伊勢善次郎、小野榮松、田中儀三郎、鈴木政治、末永勇四郎、佐藤源十郎、高野市三郎、渡邊藤助、畑谷嘉兵衛、米谷榮之助、佐々木榮之進、淺野善兵衛、伊藤龜三郎、狩野貞作、木村八兵衛

爾來本組合の對外的事業中には次の如きものがある。

- 一、昭和六年九月、日支事變戰死者中宮城縣人遺族慰問として金百五十圓を義捐した。
- 一、同八年三月、三陸地方の震災に際し、次の如く義捐した。
 - イ、一百圓 宮城縣一般罹災者へ
 - ロ、五十圓 同上軍人遺家族へ
 - ハ、五十圓 同上罹災者兒童學用品購入代へ

現在役員會の陣容は次の如くである。

組合長 鈴木英三郎、副組合長 末永勇四郎、藤原孝平

常任評議員 鈴木政治、山口快哉、佐藤榮十郎、畑谷嘉兵衛、淺井善右衛門

評議員 竹中史作、足立左覺、高橋直亮、高野市三郎、千葉庄之助、吉村忠兵衛、木村八兵衛、

武川正助、齋藤清治郎、宮崎英敏、丹野常松

顧問 藤原佐吉、渡邊藤助

德島縣書籍商組合

本組合は大正八年十一月九日德島市に於ける同業者十名を以て組織され、組合長に黒崎精二氏、理事に井關久米吉、黒崎正三の兩氏を推し、爾來黒崎氏組合長の職に重任して、一意組合の發展に奮闘以て今日の如き確固たる組合に築き上げた。其間縣下に於ける同業者の加入を極力勧誘して大正十一年に至り殆んど縣下の同業者を網羅するに至り、昭和九年には組合員九十二名に及んでゐる。尙現在の役員は次の通りである。

組合長 黒崎精二、常務理事 黒崎正三、理事 松本源平、井關定吉(會計兼務)、北谷松次、小山秀美

尙組合事務所は德島市西新町五の四八九(黒崎方)に置く。

茨城縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年十一月創立され、茨城縣書籍商組合と稱した。同十三年十一月、規約を改正し、雜誌商を加へて、茨城縣書籍雜誌商組合と改稱した。

創立當初の組長は川又銀藏氏、組長は橋本庄衛門氏で、役員は次の諸氏であつた。

平野實、高木市兵衛、宮田伍七、菅井清三郎、田所義雄、増田盛一、寺田文次郎、飯塚藤吉、川又銀藏、橋本庄衛門

現在事務所は水戸市泉町一〇三二川又書店内に置かれ、組合員數百七十七名(昭和九年五月末現在)組長は川又銀藏、組長は寺田文次郎氏、役員は次の如くである。

評議員 鴻野善造、中村喜八、平野實、増田兆五、田所義雄、宮田重太、諏訪米藏、立原正、川又銀藏、寺田文次郎
顧問 高木市兵衛、橋本庄衛門、羽成謙七

滿洲書籍雜誌商組合

本組合は濱井金次郎、落合實、山縣富次郎の諸氏の發起によつて、大正九年三月五日創立されたものである。當時組合員二十五名を擁し、濱井松之助、槐常藏、山縣富次郎、竹島磯次、植田梶太の五

氏が幹事に就任した。

大正十年三月七日大連に臨時總會を開催、次いで同年九月五日に定時總會を開き、初代組合長に濱井松之助氏が就任し、更に幹事二名を増員した。

大正十年十月東京に於て開催の聯合會總會に、「殖民地賣價設定請願の件」を朝鮮、臺灣、各同業組合と呼應し提出し、その貫徹を期するため濱井松之助、濱井金次郎、弓館悅藏、植田梶太、山縣富次郎の諸氏を委員に任命上京せしめ、東京出版協會並に聯合會の賛同を得て、所期の目的を貫徹すると共に、日滿同業者間の連繫に多大なる効果を齎らした。

大正十年十一月大連市に臨時總會を開催、殖民地割増販賣承認の件を上京委員より報告し、規約の修正を決定した。爾來割増販賣を円滑に實施す。大正十三年組合員五十三名に増加す。

大正十四年五月の定期總會には規約の補修を爲し、役員改選の結果は全員重任と決す。

昭和三年五月第五回總會開催、幹事一名を増員す。組合員六十七名となる。

昭和四年六月、奉天に於て第六回定期總會を開き店員表彰規定を定む。組合員七十一名。

昭和五年七月、大連に第七回總會開催、第一回店員表彰式を舉行す。表彰者三十八名。更に役員改選の結果前組合長濱井松之助氏を顧問に推薦し、組合長に濱井金次郎氏、新設の副組合長に山縣富次郎氏が就任し、幹事は何れも重任す。

昭和六年七月、旅順市に第八回總會を開催す。組合員八十名に増加す。

昭和七年六月、第九回總會を湯岡子温泉に於て開催す。役員改選全部留任、同年十二月十七日濱井組合長病歿す。

昭和八年八月、大連市に第十回總會開催、濱井組合長死亡に依る組合長補缺は副組合長山縣富次郎氏、それに伴ふ副組合長補缺に堤光藏氏が各當選し、幹事一名を増員す。次で第二回店員表彰式を舉行す。表彰者三十四名。

昭和九年六月、安東縣に於て第十一回總會開催、役員改選の結果全部重任し、更に幹事二名を増員すると共に常任幹事制を新設す。組合員百十五名に増加す。

尙現在の役員は次の如くである。

組合長 山縣富次郎、副組合長 堤光藏

常任幹事 槐常藏、小松圓吉、濱井良、幹事 酒瀬川傳太郎、大谷直定、宮坂徳次郎、能地榮太郎、田中昂治、森野常太郎、大谷愛三郎、小此木鉄三、弓倉悦藏、顧問 濱井松之助

組合所在地 大連市常盤町二(金鳳堂書店内)

秋田縣書籍雜誌商組合

大正八年十二月、營業上の弊害を矯正し、同業者相互の福利を増進するため本組合を組織し、規約を制定した。而して次の諸氏を役員にあげ、組長には成見清兵衛、副組長には石川信助氏が就任した

石川信助、東海林重太郎、藤島常三郎、栗林喜兵衛、成見清兵衛、榊田繁治、三光堂書店、大澤堅治

同九年一月、全國書齋商組合聯合會に加入。

現在事務所は秋田市大町二丁目十七番地石川書店内に置かれ、組合員數百四十名、組長は石川信助副組長は渡邊末治氏で、役員は次の如し。

石川信助、渡邊末治、菅勘助、後藤周藏、東海林重太郎、榊田繁治、藤島常三郎、大澤徳之助、

島田豊三郎、高堂忠治、川井恒吉、金子友之助、青山源七、小松由藏、平澤喜久治

尙ほ創業以來の組長は成見清兵衛、石川信助氏、同上副組長は石川信助、成見清兵衛、渡邊末治氏である。

高知縣書籍雜誌商組合

本組合は大正八年創立以來順調な發展を遂げ、その事業に於ても、優良店員の表彰等見る可きものあり。創立當時の役員は、

組合長 澤本駒吉、副組合長 片桐仲雄

評議員 机金之助、小川久太郎、二宮猪之吉、野町太吉、上田政吉、本久正相、井上菊吉

の諸氏であつた。組合長澤本氏及副組合長片桐氏は共に創立以來其職に重任してゐる。尙現在の役

員は、

組合長 澤本駒吉、副組合長 片桐仲雄

評議員 淺井茂猪、上田政吉、川島保五郎、小川久太郎、井上菊吉、野町太吉、机金之助、本久
正相

因に組合事務所は高知市種崎町一五三番地に置いてある。

滋賀縣書籍商組合

大正八年の創立、當時組合員數七十八名、現在は百七名を數ふ。創立以來の正副組長は左の如し。

吉田善次郎氏 組長 (自大正八年至昭和元年、八ヶ年)

栗林孝太郎氏 組長 (自昭和二年至同三年、二ヶ年)

吉田善次郎氏 組長 (自昭和四年至現在)

太田駒次郎氏 副組長 (自大正八年至昭和元年、八ヶ年)

石岡 清藏氏 副組長 (自昭和二年至同三年、二ヶ年)

加藤康治郎氏 副組長 (自昭和四年至現在)

創立當時の役員は組長吉田善次郎、副組長太田駒次郎兩氏の外左の諸氏が評議員として組合の發展に寄與した。

澤宗次郎、島林大治郎、寺田美賢、平柿吟藏、栗林孝太郎、加藤梅吉、石岡清藏、吉田寅吉、藤井與三郎、乾邦造、千田伊兵衛、池本卯之助

現在の役員は創立當時組長たりし吉田善次郎氏が組長に、副組長は加藤康治郎氏、外に顧問として石岡清藏、栗林孝太郎、太田駒次郎の三氏あり、左の諸氏が評議員の任にある。

澤一二郎、島林大治郎、村岡甚五郎、小林繁治郎、藤田三郎右衛門、西川金三郎、北村佐十郎、藤井與三郎、乾邦造、千田伊兵衛、池本卯之助、原田嘉藏
(事務所) 大津市丸屋町株式會社文泉堂内。

北海道書籍雜誌商組合

本組合は大正八年、札幌の中村信以、布川榮助、函館の西堀久太郎、佐野政治、小樽の川南重祐、左文字萬藏、八並美太郎七氏の主唱にて小樽市に會合創立に關する協議を遂げた結果、中村信以氏を創立委員長とし、全道同業者に檄を飛ばし其の賛成を得て、札幌市役所樓上に創立總會を開催したのは、同年十二月六日であつた。

當時の組合員は五十七名、組長には中村信以、副組長には川南重祐氏が當選。役員は次の如くであつた。

中村信以、川南重祐、布川榮助、志賀信治、加我峰太郎、最上谷次吉、山本秀一、左文字萬藏、

西堀久太郎、小島千代松、中川榮造、野村俊明、米倉三郎、政所龜三郎、小林董吉、阿部守雄、小林小一、疋田友吉、古田喜代二、山田久太郎

而して組長は中村信以、渡邊熊藏、最上谷次吉氏を経て現在の四代組長中村信以氏に至るまで十七年、此間五十七名の組合員が八百十九名に増加したのは非常な發展である。歴代の副組長は次の如し

川南重祐、池正猪、小島千代松、布川榮助、前原好雄、最上谷次吉、山田久太郎、前原好雄

此間の事業としては、昭和四年七月、創立十周年記念式を舉行し、同六年七月、物故組合員の慰靈祭を兼ね、全國書籍商大會を札幌市公會堂に開催した。此日出席者は全國書籍商組合聯合會々長林平次郎氏を始め、全國各府縣組合の代表者五十一名に及び、業界百年の大計を謀り、空前の盛況であった。尙ほ全國各組合に率先して書籍雜誌運賃低減問題を提唱し、つひに全國商工會議所を動かして、其の決議となり、政府當局に陳情の運びとなつた。更に年々東京に於ける地方協會並に全國聯合會に本問題を提案し、奮闘をつづけた結果、つひに昭和八年に至り、雜誌發行元及び元取次の雜誌運賃負擔並に荷造費の低減となり、目的の一部を達成することが出来たのは特筆に値すべき事績である。現在事務所は札幌市北三條西一丁目一番地に置かれ、役員は次の如し。

組長 中村信以、副組長 前原好雄、顧問 渡邊熊藏

小笠原楠彌、西堀久太郎、市村榮市、古田喜代二、左文字萬藏、櫻庭作治、最上谷次吉、鈴木永次郎、清水松太郎、小島誠二、小川爲藏、土肥文岳、太田喜久馬、工藤修三、村上佐市、大關又

太郎、須貝市郎、森島利一郎、布川榮助、志賀金治、木村卓三郎、野邊地次郎、中原伊勢藏、堀喜代三郎、高橋又治、齋藤榮吉、高田助次郎、小谷木常祐

福岡縣書籍雜誌商組合

本組合の設立以前に於て、大正三年、九州書籍商組合が組織され、金文堂菊竹嘉市氏組長に就任、大正八年四月一日よりは定價販賣勵行を決議し、更に同年十月全國同業者大會發起人となり、大會を開催、菊竹氏實行委員に選任せられ、

一、各地方組合の組織

二、定價販賣の實行

三、組合員外との取引方法

四、規約違反者の制裁方法

五、全國書籍商組合聯合會組織

等に關し、率先盡力したが、同八年十二月、縣組合創立の爲、九州書籍商組合を解散し、改めて福岡縣書籍商組合を設立したのである。當時の組合員は百〇四名であつて役員氏名は次の如くである。

組合長 菊竹嘉市

評議員 石松國吉、大塚金太郎、田中幸次郎、飯野數吉、上野善太郎、八木外茂雄

大正九年五月全國書籍商組合聯合會幹事に選任さる。

同九年九月副組長一名を置く。

同十年九月販賣規程を制定す。

同十一年十月組長菊竹嘉市氏發起人となり書籍雜誌商地方協會設立に盡力し、正當番委員に選任さる。

同十四年九月福岡縣書籍雜誌商組合と改稱す。

同十四年九月菊竹嘉市氏病氣にて組長辭任に付慰勞記念品贈呈。

同十四年九月顧問の制を設け菊竹嘉市氏を推薦す。

昭和五年五月副組長を二名に改正す。

同七年九月名譽評議員の制を設け、八木外茂雄、石松國吉の兩氏を推薦す。

同八年九月第一回雜誌週間を開催す。

同八年十一月官幣中社太宰府天滿宮に第一回圖書祭を舉行し、講演會及圖書均一特賣を開催す。

同八年十二月本縣組合主唱にて九州書籍雜誌商組合聯合會設立。

同九年六月前組長八木外茂雄、石松國吉の兩氏に慰勞記念品を贈呈す。

同九年九月第二回雜誌週間を開催す。

同九年十一月第二回圖書祭執行講演會及圖書均一特賣を開催す。

同九年十一月福岡市に於て三日間福岡日々新聞、九州帝國大學圖書館、福岡縣圖書館後援にて全國圖書祭記念大展覽會を開催す。

同九年十一月福岡縣中等教科書販賣協會設立。

同九年十二月第十二師團司令部へ國防費を獻金す。

現在組合事務所は福岡市西中州町博多商工會議所内に置かれ、組合員數は四百六十名である。現在の役員は、

顧問 菊竹嘉市、名譽評議員 八木外茂雄、石松國吉

組長 菊竹大藏、副組長 二宮鶴吉、中尾峰次郎。

評議員 宮本惣市、白石強壯、下川七郎、大石忠市、古閑直記、古賀辯吾、上野善太郎、養父守家、原田秀一、松浦盛雄、村上作次郎、白川廣助、古賀喜太郎、後藤善一、恒崎久右衛門、賀來壽七郎

尙創立以來の正副組長名及其任期は左の如し。

組長 菊竹 嘉市 (自大正八年十二月至同十四年九月)

同 八木外茂雄 (自大正十四年九月至昭和五年六月)

同 石松 國吉 (自昭和五年六月至同七年九月)

同 菊竹 大藏 (自昭和七年九月至現在)

- 副組合長 大塚金太郎 (自大正九年九月至同十二年九月)
- 同 石松 國吉 (自同十二年九月至昭和五年六月)
- 同 中尾次次郎 (自昭和五年六月至現在)
- 同 古賀 辯吾 (自昭和五年六月至同七年九月)
- 同 二宮 鶴吉 (自昭和七年九月至現在)

京都書籍雜誌商組合

明治時代

京都書籍雜誌商組合は明治廿三年を以て創立さる。之より先、明治十八年、當局が産業獎勵の爲同業組合準則を布達して各業者の團結を圖るや、當時の平樂寺書店主村上勘兵衛(盛信)氏は大谷仁兵衛氏等有志と相謀つて京都書林俱樂部を設立、後京都書籍商組合と改稱し、事務所を三條御幸町の藤井孫兵衛氏(五車樓)方に置いた。當時の組合員數は四十數名であつて、役員の名は左の通りである。

組長 村上勘兵衛、副組長 小川多右衛門

役員 藤井孫兵衛、出雲寺文治郎、大谷仁兵衛、田中治兵衛、坂田彌兵衛

明治廿六年一月に至り規約に大改訂を加へた。其全文は「日本出版大觀」に掲載しあるを以て茲には

省略する。

村上氏は明治卅四年まで組長の任に在つたが、明治卅五年一月の定時總會に於て東枝吉兵衛氏當選村上氏に代つて組長に就任す。

東枝氏組長に就任と共に、事務所を三條高倉角の東枝新聞部内に移し、後同新聞部が御幸町三條上に移るや、事務所も同所に移轉した。

東枝組長就任當時の副組長は法藏館西村七兵衛氏であつて、爾後東枝組長と共に引き続き其の任に在つた。

明治卅九年國定問題の起きた際、東枝氏が東上して滋賀一圓の國定販賣權を獲得するや、組合員の憤激を買ひ、同年遂に組長を辭任し、松田庄助氏が八ヶ月間代理で組長に就任したが、翌年再び東枝氏組長に就任、爾來大正十五年五月迄其任に在つた。

同四十一年一月、再び組合格約に大改訂を施した。

大正時代

大正八年定價販賣制が布かれるや、本組合員數も激増し、同年九月末現在に於ては三百六十九名の多數を數へるに至つた。

同十一年京都雜誌商組合(組長東枝吉兵衛氏)と合併、京都書籍雜誌商組合と改稱された。

同八年より同十五年に至る間、京都商業會議所内に事務所を置かれたが、此の時代に於て、同組合の組織は漸く整備、進展されたのである。
同十五年一月、京都市公會堂に於て定時總會を開催、規約の改訂を行ひ、組長に東枝吉兵衛、副組長に永澤信之助、木村徳太郎の兩氏當選す。
同年五月府立第一高女寄附金問題起り紛糾したが、其解決を俟つて東枝氏組長を辭任、清水精一郎氏が其後任に、東枝氏は相談役に推された。

昭和時代

昭和三年一月の定時總會に於て、

一、幹事任期二年案(幹事會提案)

二、役員選舉方法を單記投票にすべし(建議案)

の二案が上提され大波瀾を惹起したが、兩案共に否決されて事無きを得た。

同年十一月三日、明治節の佳節を卜して記念圖書館の開館式を舉行した。同圖書館は大正十二年、今上天皇陛下が皇太子に在らせられた時の御成婚記念として、京都書籍商組合の圖書館建設を企て、全組合員贊助の下に建設委員會を設け、東枝吉兵衛氏委員長となつて建設に盡力し、聖上陛下の御大典の大儀を行はせらるゝ目出度き日を前に完成したのである。後之を昭和圖書館と名命した。

同四年一月、清水精一郎氏組長を辭任、相談役に推薦され、永澤信之助氏が組長に、前田正次郎氏副組長に就任す。

同年五月、昭和圖書館規約制定及役員選舉の爲臨時總會を開催、規約は原案卅ヶ條中二ヶ條を削除十四ヶ所を修正して審議を了し、役員は評議員三十八名を選びその中より互選に依つて理事長(館長)以下を決定す。

理事長 東枝吉兵衛氏、常務理事木村徳太郎、前田正次郎

理事 清水精一郎、永澤信之助、監事 木村五郎、井上治作、若林茂一郎

同五年に於て、本組合は一大轉換期に遭遇した。即ち同年一月の定時總會に於て、吉田文治氏等多年に亘つて所謂幹部派と對立しつゝあつた少壯連は、左翼的な暴露戰術を用ひて、理事者に猛烈な攻撃を加へ、爲に議事の審議不能に陥り、議長は一旦休憩を宣し、再開後出席者定員の不足を理由に流會を宣せしも、反對派は此の責任は役員に在りとして、組長以下の總辭職を迫り、紛糾其極に達したので遂に永澤組長、前田、木村兩副組長以下幹事十五名は連袂辭職を決定した。茲に於て反對派は殘留役員の名で直ちに同文電報を以て臨時總會を召集、翌日の臨時總會に於ては東枝、清水の兩相談役が斡旋大いに努めた結果、妥協成立して永澤組長、前田副組長を相談役に推薦、其他の幹事は全部留任して圓滿解決を見たるも、斯る事柄は全國書籍商組合稀に見る事件として注目された。斯くて組長以下互選の結果、組長に木村徳太郎、副組長に木村五郎、一井利喜藏の兩氏が當選した。

昭和六年一月の定時總會に於て、全國組合最初の制度たる代議員制を決定、直ちに之を實行に移した。要旨を左に摘記す。

第五章

第三十八條 本組合ニ代議員三十名(市部二十五名、郡部五名)ヲ置ク

第三十九條 代議員中ヨリ議長及副議長ヲ互選ス

議長ハ代議員會ノ議事ヲ處理ス、副議長ハ議長ヲ補佐シ議長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第四十條 代議員ノ選舉ハ組合ノ總會ニ於テ無記名五名連記投票ヲ以テ選舉シ、有効投票ノ多數ヲ以テ當選トス、得票同數ナル時ハ年長者ヲトリ、若シ同年タル時ハ抽籤ニ依ル

第四十一條 前條ノ選舉會ハ一週間以前ニソノ日時及場所ヲ通告ス

第四十二條 代議員ノ任期ハ總會ヨリ次期選舉マデトシ再選ヲ妨グズ

第四十三條 會議ヲ分チテ左ノ二種トス

一、代議員會

二、役員會

第四十四條 代議員會ハ毎月一回之ヲ開キ、役員會ハ毎月一回以上必要ニ應ジ之ヲ開ク
代議員會ノ召集ハ組長之ヲ行フ

第四十五條 代議員會ハ組長ノ諮問ニ應ジ組合事務ヲ審議ス

第四十六條 毎年一月ノ代議員會ニ於テ左ノ事項ヲ審議ス

一、前年度ノ收支決算、財算目錄

二、其年度ノ豫算

三、規約ノ更改

前項ノ代議員會ノ召集ハ五日以前ニ之ヲ爲ス

第四十七條 會議ハ出席員數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル

同年四月、組長木村徳太郎病歿、組長事務代理取扱の決定に絡んで、木村、一井の兩副組長を辭任し新に木村五郎、須磨勘兵衛の二氏を副組長に選任、組長代理事務取扱には須磨勘兵衛氏が就任。

同七年一月の定時總會に於て、須磨勘兵衛氏を名譽理事に推薦す。

尙、同總會に於て「雜誌運賃荷造費發行元全額負擔」を決議した。

同年一月廿六日、正副組長を改選、組長に前田正次郎、副組長に伊藤清次郎、若林茂一郎の兩氏を推した。

同年十一月三日より一週間、京都日々新聞後援の下に業界最初の催たる讀書週間を開催した。週間中の主なる催は左の如くである。

- 一、圖書館無料公開
- 二、出版資料展覽會
- 三、紀念文化大講演會
- 四、飛行機宣傳、ラジオ放送
- 五、雜誌勸誘デー
- 六、新刊書廣告デー

同八年一月の定時總會に於て、圖書切手の發行を決定、委員會を構成して實行に移り、當局の認可を得しも經費の關係にて實施を延期した。

同年一月、正副組長改選の結果、組長に木村五郎氏、副組長に速水吉平の兩氏が當選、前組長前田正次郎氏を相談役に推薦した。

同年十月、本組合よりの提案に依り、全國聯合會統制の下に毎年「全國圖書祭」を舉行することに、本組合にても十一月一日より一週間に亘り盛大に開催。

同九年一月、正副組長改選の結果、副組長に松田善六氏當選、他は重任した。
尙、昭和十年一月改選の現在の役員は左の通りである。

組長 木村五郎、副組長 木村頼之助、宮崎則忠

幹事 中四喜一郎、山本錦次郎、田中源太郎、伊藤嘉市、河村一學、中島善爾、岩田駒次郎、小川彌太郎、岡田大吉、井上治作、松田善六、井上藤三郎、山内正次郎、松井爲三郎、岩本健一、丹保次郎七、久保澄雄、河原武四郎、山本常吉、武藤欽、前田喜久郎、北口一雄、野口双平、稻葉彌助、坂根善藏、飯田兼次郎、大槻敬造、大嶽貢

大阪書籍雜誌商組合

本屋仲間時代

大阪書籍雜誌商組合は、大正九年三月一日大阪市書籍商組合と大阪雜誌販賣業組合の合併により、大阪書林俱樂部に於てその創立總會を開いたが、その發生は遠く大阪本屋仲間として享保年間に始まり、本稿を起す前に先づ本屋仲間時代に遡つて記述する必要があると思ふ。文献によつて大阪本屋仲間創制前提から解體に至るまでを次に摘録する。

大阪本屋仲間創制前提

貞享元年甲子四月 出版法令發布、當時は板木屋と稱し書林を兼業とし、本屋仲間組織の形勢を見ず。

元祿十一年戊寅八月七日 板權侵害取締上仲間申合認許の件につき當時の板木屋(書林)有力者二十四名の連署を以て請願書を町奉行に提出す。

同年戊寅八月付大阪町奉行松平立蕃頭の名を以て國禁書目三十種の賣買禁止を布令し、大阪本屋一般に申渡をなす。

同年戊寅十一月 本屋仲間取締上月行司創定の件につき二十四名の連署を以て申請書を町奉行に提出す。

當時は二十四名を六組に分ち、四名宛四ヶ月毎に交替の制度なりしが、後間もなく單に行司と改稱し、毎年正、五、九月各二十日に交替し四ヶ月六人制に変更せり。

大阪本屋仲間組織公認

享保八年癸卯三月二十四日 出版法令、心中物讀書禁令、好色本禁令發布せられ、取締上書物問屋を認め出板書につき仲間(組合成立)吟味(出板書の審査)申付らる。

同年癸卯八月七日 大阪本屋仲間行司公認組合組織請願書を町奉行所へ提出、代表者二十四名の連署を以て申請す。

同年癸卯十二月二十三日 大阪本屋仲間及其行司制度を公認し、新板書の審査権を附與せられ仲間(組合)成立し組合制度確立し、同業團體として活動を開始す。組合員二十四名。

同九年甲辰正月十三日 本屋仲間總人數組合員三十二名。

同十一年丙午二月 本屋仲間總人數組合員八十九名。

同十九年甲寅二月 繪草紙問屋の出版物を本屋行司に於て審査手續をとることに改まる。

同二十年乙卯一月 當局と交渉の上未加入者との取引を嚴禁し、仲間加入者以外の者の本屋を営むことを禁止する旨行司より觸出し本屋仲間株を定む。

此頃より月行司を本屋行司と改稱す。

寶曆七年丁酉七月 三都組合(大阪、京、江戸各書林仲間聯合)創設す。

天保十二年辛丑十二月 老中水野越前守天保改革の施政方針により、諸問屋株(組合組織)廢止令發

布せられ、本屋仲間(組合)も亦解體し、組合組織瓦解す。

嘉永四年辛亥三月 諸問屋株再興令發布せられ、本屋仲間(組合)復た再興し假株札を下附せらる。

明治五年正月 一般商業株仲間廢止せられ従来の書林行司は總て廢滅となり、入札人選(投票)により年行司を置き視察せしめらる旨大阪府より通達を受く。

同七年五月 大阪書籍商組合(本屋仲間の化身)設立。

願書提出組合加入連署三百二十二名、書林組合取締人の名儀を以て申請し、大阪府の許可を受け組合員に營業鑑札を下附せられ、上、中、下等の三級に分たる。

同九年一月 書林行司を取締と改稱す。

同十年一月 取締を書林取締と改稱す。

同十三年一月 本商取締事務所を書籍商集會所と改稱し、新古本屋、道具屋、反古屋、新聞雜誌屋を綜合加入せしむ。

同年七月二十六日 大阪市東區安土町四丁目四番地に集會所を引移し、大阪府下書籍商集會所と改稱す。

同十四年二月八日 書籍商同盟仲間規則を作製し、組合員三百二十七名連署を以て大阪商法會議所の證明を得、大阪府に提出許可せられ、合議制を改め公議制に變更す。

同二十二年一月 大阪市東區安土町四丁目二十九番地に移轉し、大阪府下書籍商集會所と稱す。

同二十四年二月 書籍商、新聞雜誌賣捌商取締を統一せられ、大阪府書籍商事務所と改稱す。
同二十八年二月 大阪市及接近二郡書籍及古本商新聞雜誌賣捌取締事務所と改稱す。當時組合員四百餘名。
同三十年九月 同業組合法の制定により、從來の仲間(組合)を解散し、新に書籍、卸賣業者の加入を募り、純書林同業者約五十名を以て更に組合を組織し、大阪市書籍商組合と稱す。
即ち現在組合の主體たる大阪市書籍商組合は茲に始めて組織され、明治三十年七月七日仲間會議に於て規約を制定し、同年八月十日この創立總會を開いた。同四十四年一月十二日の總會に於て、規約修正案が上程され、翌四十五年二月二十日の臨時總會に於て、商取引規則、小賣規則、仲裁規則等新たに設けられた外、規約全般に亘る大修正が可決され、此時大阪書籍商組合と改稱された。

雜誌販賣組合出生

一方明治三十年の大阪書籍商仲間の組織變更まで包含されてゐた雜誌販賣業者は、書籍商組合の組織に際して、除外された爲めに忽ち統制力を失ひ、同業者間に盛んに濫賣が行はれ、その弊害著しく書籍卸業者の營業にも脅威を與へるので、何等か取締の方法を講じなければならぬ破目に陥つた。大正三年濫賣取締の目的を以て東京雜誌販賣業組合が組織されたので、大阪書籍商組合では之に倣ひ調査委員を擧げて雜誌販賣組合の組織に關する調査を行ひ、書籍商組合とは別に雜誌販賣組合を設立す

ることになり、創立委員家村吉兵衛氏以下二十六名によつて、大正三年五月十六日書籍商組合事務所創立總會を召集し、規約草案を可決すると共に、幹事長岸本榮七、常任幹事家村吉兵衛氏外六名、幹事十五名の役員を擧げ、茲に結成を見た。當時の組合員數百八十名。

書籍雜誌兩組合の合併

大阪雜誌販賣業組合はその母系たる大阪書籍商組合と異體同心の關係を保ち、同業者間の圓滑なる取引の爲めに努力したが、濫賣の弊風は殆んど全国的に彌漫してゐた爲め、實質的に大いなる効果はなかつた。併し同業者は此の儘に推移するならば、破綻は到底免れ得べき筈もなかつた折から、歐洲大戰の勃發によつて用紙並に工賃は大暴騰を來し、業界は全般的に不振となり、茲にその振興策が論議され、定價販賣實施の聲が全國に昂つて來た。

時恰も東京書籍商組合に於ては、大正八年九月に地域の擴張と販賣業者の加入を決定したので、大阪書籍商組合も之に倣つて大阪雜誌販賣業組合との合併による組織の大改造を策したが、機宜を得て兩組合の議は立所に纏り、遂に大正九年三月一日を以て合併することになつた。兩組合は茲に歴史を終り、新たに大阪書籍雜誌商組合が設立されるに至つたのである。

歴代の役員

斯くてその創立總會は頭初にも記した通り、大正九年三月一日大阪書林俱樂部に於て開かれ、岸本前大阪書籍商組合長が議長となり、合併報告、規約制定、收支豫算編成、評議員選舉を行つた。此時の組合員總數は四百四十餘名。當日の出席者五千名、創立第一回の評議員として左の二十四氏が當選した。

今井清次郎、家村吉兵衛、石塚猪男藏、博多久吉、鹿谷喜太郎、柏佐一郎、田中庄二郎、立川熊次郎、立田茂三郎、武田三枝、塚越翁太郎、名倉龜楠、中村卯之助、矢部外次郎、柳原喜兵衛、丸善株式會社、小谷卯七郎、阪江市藏、岸本榮七、三宅莊藏、宮内節次郎、新家春三、秀能井郡治、鈴木常松

評議員の互選を以て次の通り正副組長を決定した。

組長 岸本榮七氏、副組長 鈴木常松氏、同 家村吉兵衛氏

次に大正九年より今日に至る歴代正副組長を掲ぐ。

就任年月	組長	副組長
大正 九年 三月	岸本 榮七	鈴木 常松
同 十年 一月	同	同
同 十一年 一月	同	同
同 十二年 一月	鈴木 常松	矢部外次郎
		田中庄二郎

同 十三年 一月	鈴木 常松	家村吉兵衛	矢部外次郎
同 十四年 一月	同	同	同
同 十五年 一月	同	同	同
昭和 二年 一月	同	同	田中庄二郎
同 三年 一月	同	同	木村 嘉藏
(註) 木村副組長二月二十一日辭任し、野島藤次郎氏が就任。			
同 四年 一月	三木 佐助	田中庄二郎	所 貞一郎
同 五年 一月	同	同	立川熊次郎
同 六年 一月	同	同	同
同 六年 九月	同	同	同
(註) 臨時總會を開き評議員の改選及び正副組長の互選を行ふ。			
同 七年 一月	同	石田松太郎	大塚 覺二
同 八年 一月	同	同	同
同 九年 一月	同	同	所 貞一郎
同 十年 一月	石田松太郎	所 貞一郎	湯川松次郎

重要事項摘録

大正九年 三月一日の總會に於て、同月末日までの加入者には特に加入金七圓とし、四月一日以後は三十圓也と定む。前大阪書籍商組合長三木佐助氏並に同評議員森本專助の兩氏を組合名譽顧問に推薦し、記念品を贈呈す。

昭和十年 一月十一日の第二回定時總會に於て、一等滿十五年、二等滿十年、三等滿五年の各勤績者を等級別に、第一回店員表彰を行ふ。この店員表彰は今日まで毎年定時總會當日行はれてゐる。同年十月二日臨時總會を開き加入金を此時より五十圓に改む。五月四日第一回運動會を播州明石公園に於て舉行、今日まで毎年一回行つてゐる。

大正十一年 一月十四日の定時總會に於て加入金五十圓を三十圓に改むの規約修正を可決す。

大正十二年 一月十四日の定時總會に於て、加入金三十圓を五十圓に改め、評議員二十四名を三十名(出版卸業者より十五名、小賣業者より十五名)と改むの規約修正を可決。四月六日臨時總會を開き前組長岸本榮七氏を名譽顧問に推薦し記念品を贈る。九月三日關東大震災に際し、臨時評議員會を開き東京書籍商組合へ一千圓、朝日新聞社義捐募集に對し二千圓、合計三千圓を贈る。

昭和四年 一月二十二日定時總會に於て鈴木常松、家村吉兵衛、矢部外次郎三氏を名譽顧問に推薦す。

昭和五年 一月十七日定時總會に於て加入金五十圓を百五十圓に改む。

昭和六年 八月二十二日臨時總會を開き、前任書記不始末に關する責を負ひ、全評議員辭任し、九月二日臨時總會を開き、役員の改選を行ふ。十一月九日在滿軍隊へ慰問金三百圓を、朝日新聞社を通じて贈る。

昭和八年 五月十五日雜誌附録制限問題の要務を帯び委員を上京せしむ。六月六日近接府縣組合役員と大阪參文社、盛文館の代表者と同道にて委員再度上京す。九月七日より二十日まで第一回雜誌週間を開催、此年より毎年秋雜誌週間を行つてゐる。十一月一日より七日まで第一回全國圖書祭を行ひ此年より毎年秋全國圖書祭を行ふ。

昭和九年 三月二十六日臨時評議員會を開き、函館市の大火災に對し、北海道組合へ百圓也の見舞金を贈る。九月二十一日未曾有の風水害に遭ひ、組員二百名の店舗侵水す。九月二十三日緊急臨時評議員會を開き、見舞金の贈呈を可決し一千四十圓也を支出す。各地同業組合よりの見舞金總額一千八百圓也を寄せらる。

昭和十年 一月十四日定時總會に於て附則雜誌規程へ、

第六條 發賣日を協定せる雜誌は其協定日以前に於て發賣することを得ずの一條を新たに加ふ。

一月十四日の定時總會に於て選舉された評議員は次の通りである。

卸賣部―湯川松次郎、三木佐助、大阪參文社、石田松太郎、盛文館、柏佐一郎、矢部良策、大淵善吉、小島重太郎、武田福藏、服部勘太郎、協阪要太郎、岡本政治、佃要三郎、丸善大阪支店、松本善次郎、千葉徳松、藤谷芳三郎、此村庄助、清水權次郎(以上二十氏)
小賣部―米原一之、松本政治、別所誠、松葉重造、森川茂太郎、今西時太郎、中村清三郎、荒木太藏、四方耕太郎、大塚覺二、所貞一郎、法西保藏、田中庄二郎、今井平次郎、牧藤治、稻森啓造、杉岡惣吉、丸山英一郎、森田勝太郎、高橋貞二(以上二十氏)

大阪圖書出版業組合

大正五年三月の創立にして大阪圖書出版協會と稱し、同九年四月大阪圖書出版業組合と改稱した。創立當時の経過を見るに、大正五年三月九日付を以て四十四名の同業者に對し創立趣意書を發した。拜啓今般圖書出版協會を設立し營業上の利益を増進仕度と存じ既に有志相謀り協議の末規約草案作製仕候に付來る三月十六日午後正一時(時間勵行)より大阪書籍商組合事務所に於て創立總會開催仕候間何卒御賛成の上萬障御繰合せ御來會被成下度右御通知に及候也

三月九日

發起人

即ち三月十六日午後二時から大阪書林俱樂部内大阪書籍商組合事務所に於て創立總會を開催し、武田福藏氏議長となり、規約草案を逐條審議の上可決した。發起人は左の十五名であつた。

石塚猪男藏、博多久吉、岡本三郎、大塚卯三郎、柏原眞三郎、武田福藏、名倉龜楠、中村寅吉、松村九兵衛、又間安次郎、此村庄助、青木恒三郎、三宅莊藏、積善館、炭谷傳次郎
創立總會席上に於て幹事十名の選舉を投票によつて行ひ、更に正副組長を互選を以て左の通り決定茲に初めて本組合の前身たる大阪圖書出版協會の成立を見るに至つたのである。此時の協會員は四十九名であつた。

(幹事)武田福藏、青木恒三郎、博多久吉、中村寅吉、石塚猪男藏、三宅莊藏、大塚卯三郎、岡本三郎、柏佐一郎、此村庄助

(會長)青木恒三郎、(副會長)武田福藏

大正七年二月二日會長青木恒三郎氏廢業退會について、長を辭任し、副會長武田福藏氏が會長に就任したが、同年十一月十日武田會長死去し、會長に博多久吉氏、副會長に岡本三郎氏が就任した。

大正八年六月協會の機關雜誌「圖書時報」(年四回發行)の創刊號を發行、同年八月二十日副會長岡本三郎氏が辭任した。

大正九年四月十日臨時總會を開き、大阪圖書出版協會を大阪圖書出版業組合と改稱し、組合組織に變更、幹事を評議員と改稱す。同年九月九日組合員勤續店員(滿十箇年以上勤續者)の第一回表彰式を舉行す。

大正十五年三月二十四日より二十八日まで市内大丸に於て、本組合創立十周年記念事業として「創

始三百年記念大阪出版文化展覽會」を開催好評を博す。
昭和五年二月組合同規約を改正、評議員十五名を二十名に増員し、正副組長を改選の結果前任者重任す。

昭和七年四月組合同規約を改正、副組長を二名に増員す。即ち組長博多久吉氏、副組長三宅莊藏、同湯川松次郎(新任)の兩氏、同時に會計委員、表彰委員、調停委員、出版委員、市會委員、計畫委員の各委員を設く。

昭和十年二月現在組合同員は五十八名にして、組長博多久吉氏(大正七年十一月十日會長就任、同九年四月十日組長就任)、副組長三宅莊藏氏(大正九年四月十日就任)、同湯川松次郎氏(昭和七年四月一日就任)、評議員二十名あり。

組合の主なる事業は春季大羅市會(三月)、秋季大羅會(十月)、特別大卸市會(一月)、共盛會市會(一三、五、七、九、十一月六回)の外に、勤続店員表彰式(年一回)、店員陸上運動會(年一回五月第一日曜)を行つてゐる。又出版部は「組合時報」「圖書月報」を發行してゐるが、尙「享保以降大阪出版書籍目錄」を編纂中である。

(事務所) 大阪市西區南堀江通一丁目三十八番地

諸參考統計資料

全國出版業者一覽

(ア)

あ かね社 芝區西久保明舟町一
ア トリエ社 牛込區喜久井町三四
ア トラス社 牛込區北町三〇
ア ル ス 神田區神保町三の一三の一
馬 駿木發行所 神田區小川町一の一 内神田ビル内
青 野書店 日本橋區通四の四
青 山書院 赤坂區青山南町三の三三
赤 い鳥社 淀橋區西大久保一の四六一
赤 城書房 牛込區赤城下町二八
曉 書院 日本橋區本町二の一
愛 鶴書院 小石川區竹早町七四
曙 社出版部 小石川區上富坂町二三
淺 見文林堂 日本橋區大傳馬町一
朝 香屋 本郷區丸山福山町一三

朝 日書房 神田區錦町三の二〇
朝日新聞社出版部 總町區有樂町二の三
梓 書房 神田區駿河臺一の八

(イ)

いろは書房 淺草區南元町二四
偉 業館 大阪市住吉區駒川町八の七
井 田書店 神田區錦町一の一九
井上辭典刊行會 日本橋區本石町四の一五
伊 坂出版部 京橋區靈岸島町一
伊 林弘文堂 下谷區上車坂町六四
伊 藤書林 麴町區飯田町一の一四
伊 藤書房 神田區多町二の三の五
育 英會 豐島區西巢鴨三の八〇七
育 英館 麴町區中六番町七〇
育 英書院 澁谷區千駄ヶ谷四の七二〇
育 成館 本郷區元町一の一五
育 成洞 本郷區森川町七一

育文舎 神田區紺屋町三六
 郁文堂 本郷區森川町八〇
 石塚書店 牛込區矢來町二
 磯部甲陽堂 日本橋區本町四の二
 一元社 本郷區弓町一の二五
 株式會社一元社 神田區神保町二の四四
 一光社 神田區下二番町三七
 一進書堂 大阪府南區安堂寺橋通四の三九
 一心社 神田區錦町一の二
 一成社 本郷區湯島新花町一〇〇
 一誠社 芝區二本樓西町三
 一誠社 麴町區九段四の八の八
 一文社 神田區神保町一
 一本所區東兩國一
 一粒社 名古屋市中區流川町一八
 市ヶ谷書院 牛込區市ヶ谷山伏町一
 岩波書店 神田區一ツ橋通町三
 印刷雜誌社 麴町區大手町二の二

(ウ)

宇宙社 麴町區丸ノ内海上ビル四階

上田泰文堂 淀橋區戸塚町一の二三
 上田屋 神田區神保町一の二
 白井書店 神田區神保町二の五
 内田美術書肆 京都市竹屋町通高倉東入
 内田老鶴圃 日本橋區大傳馬町一の四
 卜部昭文館 神田區神保町三丁目
 芸艸堂 京都市寺町通二條南入
 芸艸堂 本郷區湯島一の二
 芸艸堂 神田區駿河臺 駿河臺圖書館内

(エ・エ)

エスベラント研究社 麴町區三番町八三
 永樂堂 麻布區市兵衛町二の三七
 英學生新聞社 麴町區丸ノ内 昭和ビル内
 英語研究會 本郷區動坂町九四
 英語青年社 小石川區白山御殿町一〇七
 英語通信社 本郷區西片町一〇
 英進社 日本橋區大傳馬町一 淺見文林堂方
 英文研究社 本郷區千駄木町二八六
 英文法通論發行所 神田區小川町 小川町ビル内
 英風社 澁谷區千駄ヶ谷一の三五二
 映畫評論社 淀橋區戸塚町三の九二四

榎本書店 大阪府南區松屋町三九

(オ)

オト社 大阪府西區阿波座堀通二の一九
 オム社 神田區錦町三の一八
 小笠原書院 品川區五反田一の二七七
 小田原書房 神田區五軒町四一
 織田書店 麻布區三聯隊前
 大岡山書店 麻布區一本松町二七
 大川屋 涉草區三好町一
 大倉書店 日本橋區茅場町一の三三
 大阪出版社 大阪府南區上本町二
 大阪圖書販賣株式會社 大阪府浪速區惠美壽町二の五〇
 大阪堂 大阪府西區阿波座堀通三の三五
 大阪毎日新聞社 大阪府北區堂島二
 大塚巧藝社 日本橋區吳服橋二の五
 大村書店 本郷區金助町五四
 大村書店 小石川區武島町一〇
 歐亞社 芝區神明町九四
 歐文社 淀橋區下落合四の一九八六
 應來社 神田區駿河臺四

岡倉書房 神田區淡路町二の七 小口ビル内
 岡崎屋 神田區神保町一丁目
 岡田文祥堂 神田區駿河臺一の八
 岡田日榮堂 大阪府西區靱北通三の三三
 岡村書店 淺草區下平右衛門町九
 音樂世界社 神田區小川町三の二四
 音樂社 神田區三崎町三の三六
 音樂新潮社 京橋區銀座三 十字屋
 音樂教育書出版協會 神田區錦町三の一

(カ)

カニヤ書店 京都市寺町夷川上ル
 香川縣教育圖書株式會社 高松市南鍛冶屋町一
 加藤文桂堂 神田區猿樂町二の四
 科學知識普及會 麴町區丸ノ内二の六
 家事及裁縫社 牛込區矢來町二二
 家庭醫學社 神田區神保町ビル内
 家庭生活改善會 本郷區駒込動坂町四七
 課外讀本刊行會 牛込區東五軒町一〇
 課外理科文庫刊行會 日本橋區通三の五 青野書店内

畫報社 本郷區湯島切通坂町二五
 回宏社 大阪市浪速區稻荷町二の九四五
 改進社 四谷區新宿二の五四
 改世社 本郷區元町二の四七
 改善社 神田區錦町一の二
 改造社 大阪市此花區阿波座下通二の三六
 海紅社 芝區新橋七の一
 海外社 世田ヶ谷區太子堂町三四八
 海軍研究社 淀橋區下落合三の一三六七
 海軍研究社 赤坂區溜池一 三會堂ビル
 海軍研究社 麴町區内幸町一の六
 海軍研究社 大阪市此花區上福島北一の四
 海文堂 神戸市元町通三
 海文堂 神田區小川町二の一の二
 海文堂 品川區南品川一の七
 海文堂 神田區西神田一の二 同盟會館内
 開拓社 神田區九段四の二
 開拓社 神田區錦町三の五
 開拓社 芝區新櫻田町一九
 開放社 麴町區丸ノ内仲五號館
 外交時報社 神田區神保町三の三
 外語學院出版部 神田區昌平河岸四號地
 學海指針社 神田區昌平河岸四號地

學究社 神田區神保町一丁目
 學藝社 京橋區銀座西八の五 日吉ビル
 學習社 神田區神保町一の一
 學術出版社 神田區三崎町一の八
 學而堂 麴町區飯田町四の三一
 外語研究社 本郷區西片町一〇
 樂園書房 神田區三崎町二の四
 學修館 日本橋區茅場町二の二
 學文堂 神田區錦町三の一三
 學友館 神田區神保町二の一九ノ五
 勝田書店 芝區芝公園一五の一
 門野書店 神田區神保町三の六の六
 金刺芳流堂 神田區神保町三の九の一
 金原商店 本郷區湯島切通坂町二一
 鼎式研究社 小石川區關口水道町四一
 上方屋書店 日本橋區品川町裏河岸二號地
 川瀨日進堂 神田區神保町三の二三
 河野書房 神田區神保町三の二四番屋敷の一
 河野書店 日本橋區和泉町一
 河内書店 日本橋區吉川町九

干城堂 麴町區下六番町一七
 觀世流改訂本刊行會 神田區神保町三の六
 嚴松堂 神田區神保町二の二
 嚴翠堂 神田區三崎町三の一六五
 考へ方研究社 神田區一ツ橋通町二
 (キ)
 木村書房 京橋區木挽町四の五の二
 紀伊國屋 淀橋區角筈一の八二六
 紀元社 豊島區千川町二の四三九八
 紀文閣 豊島區西巢鴨二の二二三八
 鳩巢房 澁谷區千駄ヶ谷二の三八三
 救世軍出版所 神田區一ツ橋通町五
 牛山堂 神田區雉子町三〇
 共益商社 芝區松本町四四
 共生閣 神田區淡路町二の三
 共立社 神田區駿河臺三の九
 共和堂 本郷區春木町二の五九
 京都共生閣 京都市上京區出町
 京文社 神田區淡路町二の九
 京文社 小石川區宮下町四三

協調會 芝區芝公園六號地
 教育館 小石川區高田老松町六〇
 教育科學社 豊島區長崎東町二の一〇〇八
 教育資料研究所 深川區東森下町四
 教育研究會 神田區神保町一の二二
 教育出版社 下谷區上根岸町四四
 教育實際社 京橋區入舟町三の五
 教育圖書株式會社 小石川區大塚仲町四一
 教文館 京橋區銀座四の二
 教文社 麴町區富士見町二の一六
 教文社 本郷區向ヶ丘彌生町三
 郷土研究社 小石川區若荷谷町五二
 郷土社 豊島區長崎東町二の九六六
 曉山閣 京橋區木挽町竹田ビル
 極東書院 赤坂區溜池町三二
 玉文社 神田區神保町二の四四の一
 桐山商店 麴町區三番町四一
 基督教書類會社 京橋區銀座四の四
 基督教思想叢書刊行會 神田區西神田一の二
 基督教出版社 神田區錦町一基督教會館内
 近世醫學社 牛込區加賀町二の二

近 代 文 藝 社 京橋區銀座西五 對鶴ビル内
 近 代 文 明 社 大阪市東區博勞町二
 近 代 文 明 社 下谷區谷中初音町四の二六
 金 雞 學 院 小石川區原町一
 金 港 堂 書 籍 株 式 會 社 神田區神保町三の八
 金 星 堂 神田區神保町三の二一
 金 塔 社 本郷區根津片町五
 金 の 星 社 下谷區二長町一六二
 金 關 社 豊島區駒込一の二八
 金 龍 堂 淺草區小島町七五
 銀 行 研 究 社 麴町區九段一の四
 銀 行 問 題 研 究 會 大阪市北區會根崎中二の二一
 銀 座 書 房 目黒區平町一三七
 (ケ)
 ぐろりあそさえて 麴町區内幸町大阪ビル
 九 段 書 房 神田區神保町三の一七
 熊崎式速記術普及會 四谷區西信濃町三
 倉 持 書 店 本郷區本郷五の二八
 栗 田 書 店 神田區神保町一の三九
 蕪 風 會 神田區神保町二の四四の一

軍 事 教 育 會 麴町區紀尾井町六
 刑 務 協 會 麴町區西日比谷一
 奎 運 堂 神田區神保町一の六九
 奎 文 社 京橋區松屋町一の三
 啓 成 社 麴町區丸ノ内三の六
 啓 文 館 神田區淡路町一の二
 啓 文 社 本郷區元町二の二一
 景 氣 研 究 所 麴町區丸ノ内 時事新報社ビル内
 敬 文 館 神田區小川町三の二四
 經 眼 社 芝區高輪南町三〇
 經 濟 研 究 社 日本橋區江戸橋二の六 明正ビル
 經 濟 情 報 社 麴町區丸ノ内二の一八
 經 濟 知 識 社 麴町區丸ノ内 丸ビル三〇四區
 經 濟 之 日 本 社 京橋區寶町一の 東京ビル
 慶 文 堂 神田區錦町一の九
 警 察 眼 社 日本橋區通三の八
 警 醒 社 神田區錦町一の二二
 警 醒 社 京橋區六挽町五の四

藝 術 社 澁谷區櫻丘町四三
 月 旦 社 麴町區内幸 幸ビル
 建 設 社 牛込區揚場町八
 建 築 畫 報 社 芝區虎ノ門
 建 築 書 院 大阪市西區新町通三の四一
 建 築 書 房 京橋區西八丁堀三の六
 建 文 館 牛込區矢來町七九
 健 文 社 麴町區富士見町二の一
 研 究 社 麴町區富士見社一の五
 研 精 堂 神田區神保町一丁目
 研 文 社 龍野川區田端町四〇〇
 研 友 社 麴町區有樂町一の四
 賢 文 館 神田區神保町一の五五
 支 黃 社 本郷區西片町一〇
 支 光 社 豊島區西巢鴨二の二三六四
 支 洋 社 澁谷區神山町二三
 元 文 社 大阪市西區立賣堀南通四
 現 代 教 育 社 神田區神保町二の三〇
 現 人 社 牛込區喜久井町三四
 健 康 日 本 社 芝區南佐久間町二の一
 顯 眞 學 院 京都市上京區賀茂板倉町六一

(コ)
 コ ド モ 區 小石川區林町五七
 コ ロ ナ 社 小石川區駕籠町一二
 小 島 文 開 堂 大阪市西區阿波堀通三の四
 小 林 商 店 出 版 部 淺草區淺草橋際
 小 山 書 店 小石川區諏訪町四五九
 五 聖 閣 出 版 局 神田區須田町一の五
 護 國 會 小石川區西丸町六〇日本國防協會内
 子 供 の 日 本 社 神田區猿樂町三の一
 古 今 書 院 神田區駿河臺二の一〇
 古 典 社 沼津市住吉町
 工 業 教 育 會 本郷區眞砂町一八
 工 業 雜 誌 社 京橋區銀座七の三
 工 人 社 神田區神保町二の五
 工 政 會 出 版 部 麴町區丸ノ内三の四
 公 文 館 神田區神保町一の五九
 公 民 社 澁谷區下落合四の一六〇〇
 甲 子 社 赤坂區青山南町五の一
 甲 文 堂 大阪市東區長柄中通二の一〇
 巧 藝 社 神田區須田町一の七

光學堂 小石川區原町一二
 光世館 日本橋區本町四の一二
 光風館 神田區神保町一の五二
 光文堂 四谷區傳馬町一の三七
 光融館 神田區小川町三の二〇
 向山堂 麴町區九段坂
 弘道館 神田區神保町二の二〇
 弘道閣 神田區錦町三の一
 弘道閣 神田區神保町二の四〇
 弘道閣 小石川區水道端一の四四
 弘道社 神田區錦町一の二
 弘道社 大阪市東區備後町一の三
 弘道莊 本郷區森川町一〇七
 弘道堂 神田區駿河臺下
 弘道堂 神田區錦町一の一
 弘道堂 神田區錦町三の七
 弘道堂 長崎市東濱邊町一一
 好盛館 大阪市西區朝上通二の三八
 好盛堂 京橋區銀座六の四五
 好盛社 神田區錦町一の九
 交通經濟社 小石川區江戸川町一八

更生閣 京都市上京區烏丸通
 更生社 世田ヶ谷區上馬町三の一〇〇八
 硬筆書方調查會 赤坂區青山北町六の二九
 郊外社 龍野川區西ヶ原町七四
 恒星社 芝區南佐久間町二の三
 洪洋社 牛込區市ヶ谷臺町一〇
 皇學院 澁谷區氷川町二一
 厚生閣 麴町區下六番町四八
 浩文館 本郷區森川町九三
 浩文社 日本橋區藥研堀町四八
 後樂社 小石川區丸山町一一
 航空樂社 埼玉縣入間郡所澤町五二九
 航空研究會 芝區櫻田備前町一七
 高陽院 神田區小川町 内神田ビル
 高踏社 澁橋區柏木一の一四二
 構成社 麴町區九段一の一四
 廣告圖案社 神田區駿河臺三の四の一
 廣文社 小石川區丸山町一九
 廣文社 神田區小川町一 國民文庫刊行會内
 廣文堂 京橋區京橋一の一八
 廣文堂 牛込區早稻田大學正門前

廣道館文化會 神田區神保町一の九
 興學會 小石川區大塚坂下町一一四
 興學會 大森區入新井三の一二八一
 興學館 神田區錦町三の二六
 興文社 日本橋區馬喰町二の一
 鴻盟社 芝區新橋五の四の四
 克誠堂 本郷區本富士町二
 國光印刷株式會社 京橋區築地二の二一
 國華會本部 小石川區茗荷谷町五七
 國華社 麻布區市兵衛町二の一
 國華堂 淺草區瓦町二八
 國際映畫通信社 京橋區銀座一の五一
 國際經濟通信社 京橋區槇町二の七
 國際書院 芝區田村町六の六の三
 國際書房 福岡市博多上吳服町一八
 國際情報社出版部 神田區神保町二丁目
 國際聯盟協會 麴町區内幸町 大平ビル別館
 國際聯盟協會 麴町區丸ノ内二の一二
 國書刊行會 麴町區山元町三の四
 國文社 澁橋區百人町二の一三七
 國民教育會 小石川區林町四三
 國民教育獎勵會 京橋區銀座西八の九 民友社内

國民思想研究所 麴町區牛河町五の二七
 國民出版社 神田區神保町三の六の六
 國民新聞社 京橋區銀座西七の二
 國民文化研究會 本郷區駒込西片町一〇上の六號
 國民文庫刊行會 神田區小川町一
 國民法制學會 澁橋區柏木一の一四一
 國風會出版部 牛込區東五軒町一
 黑龍會出版部 麴町區永田町二の八六
 近藤出版部 牛込區赤城下町七一
 (サ)
 采文閣 神田區旅籠町一の一〇
 西東社出版部 神田區錦町三の二四
 濟生館 本郷區本郷六の五
 財政經濟時報社 日本橋區吳服町二の一
 酒井書店 本郷區駒込淺嘉町五〇
 酒井澁海堂 神田區東神田一八
 神原文盛堂 日本橋區本町四の二の一
 作品社 京橋區大挽町二の四
 櫻木書房 神田區小川町一の九
 笹川書店 神田區三崎町三の一六

里見研究所 京都市吉田
 三協社 神田區神保町一の五九
 三元社 神田區鍛冶町一の一
 三元堂 神田區錦町一の二
 三光出版社 瀧野川區西ヶ原町七四
 三光社 日本橋區濱町二の一七
 三光書院 牛込區林町一の七〇
 三才社 神田區一ツ橋通町一七
 三松堂 京橋區槇町二の五
 三進堂 神田區神保町一の四三
 三成社 神田區神保町一丁目
 三星社 神田區小川町三の七
 三省堂 神田區神保町一の一
 三精堂 大阪市東區南本町御堂筋西入
 三費閣 神田區神保町二丁目
 三友社 淀橋區戸塚町一の一三
 三友堂 四谷區新宿町一の八八
 三友堂 牛込區細工町六
 三友社 小石川區大塚仲町三六
 三友堂 神田區神保町二の一〇
 三喜房 本郷區本郷六の九

産業組合中央會 牛込區揚場町二一
 産業宗教協會 淀橋區下落合一の四八二
 産業新報社 京橋區銀座西一の三 實業ビル内
 (シ)
 シグナル週報社 赤坂區青山北町三の六八
 ジャパンタイムス社 麴町區内幸町一の五
 ジャパンマガジン 麴町區内幸町一の六
 シンフォニー樂譜出版社 牛込區西五軒町三四
 支那問題研究所 赤坂區青山原宿一七〇の二〇號
 四海書房 豊島區巢鴨七の一六九四
 四條書房 神田區駿河臺二の一
 四六書院 神田區神保町一の一
 至誠堂 日本橋區本町四の一五の五
 至誠書院 麴町區九段二の六の一
 至文堂 芝區愛宕町一ノ一九
 至文堂 牛込區拂方町二七
 使命社 世田ヶ谷區北澤五の七一〇
 詩と人生社 牛込區天神町五三
 斯文館 神田區神保町二丁目
 斯文書院 牛込區新小川町二の一

斯文堂 本郷區曙町二六
 資文堂 麴町區九段一の一四
 自彊館 神田區錦町一の一
 自彊術學院出版部 神田區駿河臺三の一の一七
 自治館 神田區神保町三の八
 自由閣 下谷區上野廣小路 帝博ビル内
 自由社 麴町區四番町七
 兒童教育社 麴町區内幸町一の六
 時事新報社 麴町區丸ノ内二の一八
 時事潮社 芝區田村町二の五三
 維の木の社 中野區川添町四六
 實業界社 芝區田村町二の一
 實業之世界社 芝區芝公園五號地
 實業之日本社 京橋區銀座西一の三
 實生生活社 品川區大井瀧王子町四五〇三
 清水書店 神田區神保町三の二
 石楠社 中野區西町四〇
 社會教育協會 神田區錦町一の一六
 社會教育協會 小石川區白山御殿町二二七
 社會教育研究會 麴町區日比谷公園 市政會館
 社會運動往來社 日本橋區濱町二の六一

主婦之友社 神田區駿河臺一の六
 受驗界社 麴町區内幸町一の三 大阪ビル二階
 受驗研究社 神田區神保町一の五九
 受驗生社 神田區小川町三の二二
 秀文閣 芝區芝公園五號
 地秋豐園 神田區小川町一の一 内神田ビル
 修文館 神田區神保町一の二五
 修教社 神田區錦町三の二六
 修省堂 神田區猿樂町二の四の一
 修英社 神田區一ツ橋通町三
 集成社 牛込區原町二の四五
 集文館 牛込區津久戸町三一
 集精堂 本郷區龍岡町三一
 集樂社 本郷區根津須賀町七
 聚字社 京橋區銀座三の二
 聚方閣 本郷區湯島一の一七
 出版タイムス社 神田區神保町三の一
 春江堂 日本橋區藥研堀町三
 春秋書房 日本橋區吳服橋二の五
 春秋書房 神田區神保町三の六の六
 春鳥會 小石川區關口駒井町三

春 潮 瀧野川田端町八〇〇
 春 芳 堂 澁谷區代々木上原町一二三五
 春 陽 堂 日本橋區通三の八
 春 陽 社 神田區神保町三丁目
 出版 研究所 小石川區大塚坂下町九三
 出版 通信社 神田區錦町三の一三
 書物 展望社 京橋區新富町三の七
 女子中等教育普及會 小石川區關口臺町一四
 小學 館 神田區一ツ橋通町三
 少女畫報社 澁谷區神泉町四
 少年團日本聯盟 麴町區 文部省構内
 正文 館 名古屋市中區新榮町三の三三
 尙 風 館 牛込區富久町四
 尙 美 堂 神田區一ツ橋通町一六
 尙 文 堂 神田區神保町二の一
 松 雲 堂 神田區神保町三の一
 松 榮 堂 神田區神保町三の一三の一
 松 華 堂 神田區錦町一の二二
 松 山 房 神田區猿樂町一の六
 松 陽 堂 淺草區福井町一の一
 昇 龍 堂 神田區西神田二の二一

昭 晃 堂 澁谷區代々木初臺町五九一
 昭 文 閣 麴町區元園町二の一〇
 昭 文 館 大阪市南町阿波座中通二
 昭 和 房 神田區神保町三丁目
 昭 和 房 神田區錦町三の一〇
 商 店 界 社 神田區錦町一の一九
 章 華 社 日黒區中目黒二の五八二
 倣 文 館 神田區神保町一五九
 照 林 堂 神田區錦町一の二
 彰 文 館 神田區神保町一の一
 裳 華 房 麴町區中六番町五四
 柴 田 房 澁谷區西大久保三一六九
 素 人 社 本郷區眞砂町一五
 辰 文 館 神田區仲町二の六
 晋 文 館 四谷區内藤町一
 信 義 堂 日本橋區蠅殼町一の三
 信 友 堂 神田區神保町一丁目
 實 益 社 四谷區左門町五六
 振 興 館 京橋區銀座西七五 國文ビル
 新 科 社 下谷區御徒士町三の七九
 新 建 社 豐島區西巢鴨二の二三九三
 新 光 閣 神田區淡路町二の一四

新 光 社 神田區錦町一の一九
 新 興 社 神田區小川町三の二六の二
 新 興 房 小石川區白山御殿町一〇七
 新 興 出版 社 牛込區新小川六一の五
 新 時 代 社 牛込區早稻田町三八
 新 小 説 社 神田區錦町一の四
 新 進 社 神田區三崎町三の一二二
 新 生 閣 神田區錦町一の二
 新 生 堂 神田區神保町二の四
 新 潮 社 牛込區矢來町七一
 新 知 社 麴町區下二番町七〇
 新 日 本 社 麻布區本町一三
 新 橋 書 院 芝區新橋六の五〇
 新 橋 堂 京橋區銀座七の二 相模屋ビル
 新 聞 研究 所 京橋區銀座西三の三
 新 聞 正 堂 芝區櫻川町七
 新 聞 聯合 社 大阪市北區堂島上二二五
 審 美 書 院 京橋區銀座西三の三
 醫 生 堂 大阪南區東清水町二九
 人 生 創 造 社 千葉市向寒川二五四
 人 文 書 院 京都市河原町二條下ル

人 文 書 房 豐島區池袋二の四九一
 神 易 館 日本橋區藥研堀町四八
 神 宮 館 下谷區西町一
 神 誠 館 本郷區湯島四の五
 須 田 右 文 社 牛込區東五軒町六
 須 原 屋 京橋區京橋二の二
 水 産 社 麴町區丸ノ内三の八
 水 タア 社 麴町區丸之内三の二二
 水 明 書 院 赤坂區丹後町九八
 崇 文 堂 神田區神保町一の四五
 嵩 山 房 本郷區西須賀町一七
 數 學 研究 社 京都市吉田橋町三一
 數 理 學 館 小石川區表町一〇九
 數 理 專 修 學 院 神田區錦町三の一
 杉 田 日 進 堂 神田區錦町三の三
 杉 本 書 店 京都市中京區二條
 杉 山 書 店 本郷區東片町五
 鈴 木 書 店 日本橋區通三の二

(七)

世界社 牛込區市ヶ谷田町三の三
 世界堂 京橋區築地一の七
 正興館 牛込區下宮比町一五
 正則英語學校出版部 神田區錦町三の二
 成運堂 神田區錦町二の三
 成海堂 神田區駿河臺二
 成光館 神田區元佐久間町一〇
 成蹊學園出版部 豊島區池袋
 成進堂 神田區神保町二丁目
 成象堂 神田區錦町三の二
 成美堂 大阪府南區大寶寺町西之町二二
 成甲社 日本橋區通三の四
 成東書房 日本橋區大傳馬町二
 西東書院 神田區花房町四
 青々書院 神田區一ツ橋通町二〇
 青年教育會 大阪府西區阿波堀通四の二〇
 青年教育普及會 四谷區中信濃町二
 青年國防普及會 神田區一ツ橋通町 教育會館
 小石川區關口臺町一四
 大森區新井宿六の六一三
 青蘭社 神田區神保町一丁目
 星文閣 神田區神保町一丁目

星文館 日本橋區元大工町一四
 政教社 神田區猿樂町二の一五
 政宏社 神田區鎌倉町一一
 政經書院 京都市中京區河原町二條東北角
 盛華堂 日本橋區吉川町九
 盛進社 神田區西小川町二の五
 盛文館 大阪府西區靱北通二の一八
 盛文社 本郷區駒込富士前町六〇
 盛林堂 日本橋區本町四の一
 盛光堂 神田區錦町一の二
 誠文堂 神田區神保町一丁目
 誠文堂 神田區鍛冶町四
 誠文堂 神田區錦町一の一九
 誠明堂 牛込區早稲田鶴卷町四一〇
 聖公會出版部 麻布區材木町二四
 聖書研究社 淀橋區柏木四の九一九
 聖華堂 神田區須田町一の六の二
 精華院 高崎市山田町二八
 精研館 神田區神保町一の三九
 精文館 神田區三崎町二の一
 赤爐閣 大阪府南區安樂寺橋通三
 積善館 神田區神保町三の四

(リ)

積文館 神田區小川町二の二二
 關書院 豊島區西巢鴨二の二五三六
 川流堂 麴町區永田町一の四
 先進社 麴町區九段二の三 九段ビル
 先進堂 神田區神保町二の四
 戰旗社 四谷區新宿一の八
 全甲社 淀橋區下落合二の七三五
 全日本スキー聯盟 本郷區駒込神明町三〇八
 全日本活映教育研究會 大阪府北區堂島大阪毎日新聞社内
 全線社 京橋區銀座西一の一 金剛閣ビル
 禪の生活社 芝區芝公園第八號地の一
 前衛閣 神田區駿河臺二の一

創造社 小石川區水道端町一四四
 創文社 麴町區九段三の二の九
 層雲社 麻布區新堀町三
 綜合科學出版協會 神田區駿河臺一の四
 綜合美術研究所 世田ヶ谷松原町三の九五八
 叢文閣 麴町區九段四の八の八
 莊人社 神田區錦町三の二四
 タイムス出版社 麴町區有樂町二の四
 ダイヤモンド社 麴町區内幸町二の三
 田中宋榮堂 大阪府南區安樂寺橋通三の一
 田邊光文社 神田區多町二の一の三
 田邊光文社 神田區須田町二五 巧藝社内
 太洋社 京橋區木挽町三の一五
 太陽社 神田區神保町三丁目
 太陽堂 大阪府南區長堀橋筋一の二四
 太光堂 神田區神保町二の七
 泰山房 下谷區御徒士町一の二二
 泰山館 豊島區西巢鴨二の二三六四
 泰山館 神田區神保町一の五〇
 大日堂書院 小石川區丸山町一一

泰文堂 淀橋區戸塚町一の二三
 泰文堂 神田區錦町一の二
 大瓜堂 神田區錦町一の二〇
 大瓜堂 神田區鍋町二
 大學書房 豊島區池袋六の一九七三
 大學書房 本郷區湯島六の二八
 大觀堂 淀橋區戸塚町一
 大光館 神田區神保町二の二八
 大興社 日本橋區江戸橋二の七
 大周社 牛込區辨天町七五
 大修館 神田區錦町三の二四
 大衆書房 岐阜市神田町六
 大正一切經刊行會 本郷區本郷三の三
 大正書院 淀橋區戸塚町一の五三二
 大乘社支部 京橋區築地三の一
 大進堂 神田區神保町一丁目
 大成書院 神田區錦町三の二〇
 大盛堂 澁谷區上通三の四
 大誠堂 京橋區八丁堀二の一
 大地書舍 豊島區雜司ヶ谷一の六一
 大地書院 府下吉祥寺町二一四二

大地社 日本橋區馬喰町三の二〇
 大東館 日本橋區通二の五
 大東出版社 芝區芝公園七號地の一〇
 大東館 牛込區早稻田鶴卷町四一五
 大東書房 本郷區駒込千駄木町五八
 大東書院 神田區西神田二の五
 大東文化協會 麴町區富士見町
 大同館 神田一ツ橋通町三
 大同書院 大阪市北區會根崎上三の八
 大同社 神田區駿河臺三の五
 大同道社 麻布區六本木町二七
 大日書院 神田區小川町二の二二
 大日書社 神田區旭町一
 大日書房 小石川區丸山町一
 大日本エスベラント會 澁谷區青葉町二〇
 大日本歌道奨勵會 赤坂區青山南町二の六七
 大日本工業學會 小石川區丸山町一
 大日本皇道會 淀橋區角管一の八七九
 大日本山林會 赤坂區溜池町一
 大日本蠶絲會 赤坂區溜池町一
 大日本眞宗宣傳協會 芝區芝公園五號地の一〇
 大日本水産會 赤坂區溜池町一

大日本圖書株式會社 京橋區銀座一の五
 大日本農會 赤坂區溜池町一の一
 大日本文化研究會 大森區田園調布商店街一二二
 大日本雄辯會講談社 小石川區音羽町三の一九
 大文館 大阪市西區薩摩堀東之町一五
 大文館 神田區小川町一の一
 大菩薩峠刊行會 小石川區音羽三の一九
 大鳳閣 神田區須田町一の七 巧藝社内
 大明通信社 神田區小川町三の二二
 大明通信社 神田區神保町二の四の三
 大雄關 小石川區西江戸川町三一
 第一出版協會 神田區三崎町三の九二
 第一出版社 神田區三崎町二の七
 第一書房 麴町區三番町一
 第三書房 神田區神保町一丁目
 第三書院 神田區鎌倉町五
 高瀬書房 京橋區橫町二の七
 高岡書店 神田區神保町一の五
 高原書店 京橋區京橋一の四 山中ビル内
 竹内敬文堂 牛込區早稻田鶴卷町四三六
 竹内書店 麻布區新網町一の二二

竹村書房 四谷區坂町七八
 武田芳進堂 牛込區看町三二
 立川文明堂 大阪市南區安堂寺橋通三の四五
 橋書店 牛込區市ヶ谷臺町一六
 玉井清文堂 神田區神保町一の五三
 玉川學園出版部 淀橋區四久保一の五一五
 淡海堂 神田區東神田一八
 短歌研究會 杉並區上荻窪町四九四
 短歌月刊社 四谷區霞ヶ丘一六八人類愛善新聞社内
 (子)
 千倉書房 京橋區第一相互館内
 地誌刊行會 淀橋區戸塚町一の一三上田泰文堂内
 地理學研究會 杉並區天沼三の八〇九
 地理歴史研究會 澁谷區代々木初臺町四八九
 竹醉書房 本郷區丸山福山町一三
 竹柏會 本郷區西片町一〇
 竹柏會出版部 日本橋區本石町三の四
 中央教化團體聯合會 麴町區外霞ヶ關 内務省社會局分室
 中央工學會 小石川區表町一〇九
 中央公論社 麴町區丸之内 丸ビル

中央出版社 本郷區湯島三組町八〇
 中央佛敎社 麴町區飯田町四の一三
 中央報徳會 牛込區矢來町五七
 中外出版株式會社 澁谷區代々木深町一六一六
 中外出版株式會社 京都市七條橋畔 中外日報社内
 中等教育協會 豐島區雜司ヶ谷五の六七九
 中日文化協會 四谷區東信濃町二
 中文書房 牛込區辨天町一七四
 中文書房 神田區淡路町一の一
 中等教育研究所 日本橋區吳服橋二の五 春秋ビル内
 中等教科研究社 日本橋區大傳馬町一
 忠誠堂 大阪市西區北堀江通一の三
 忠文館 神田區西神田二の二一
 長久社書店 神田區神保町一丁目
 長隆舍 芝區本芝四の一六
 朝風社 麴町區丸之内 昭和ビル一階
 朝陽會 麴町區大手町二の二 内閣印刷局内
 潮音社 瀧野川區田端町二八三

(ツ)
 つはもの發行所 麴町區九段一丁目
 つるや書房 麴町區九段下
 圖書手工社 芝區西久保八幡町四
 土屋商店 本郷區湯島六の三
 筒井一進堂 神田區錦町一の二
 綱島書店 日本橋區馬喰町二の一四
 常山堂書店 神田區錦町一の二

(テ)
 丁酉出版社 神田區神保町二丁目
 丁未出版社 澁谷區青葉町三
 帝國海軍社 麴町區内幸町一の六
 帝國海軍協會 麴町區丸之内 海上ビル四階
 帝國繪畫協會 下谷區谷中清水町一
 帝國教育會出版部 神田區一ツ橋通町 教育會館内
 帝國教育研究所 下谷區谷中眞島町一
 帝國軍事教育會 神田區小川町三の二四
 帝國軍人後援會 牛込區若松町一〇
 帝國建築協會 神田區三崎町三の八四

帝國國防協會 牛込區東五軒町一〇
 帝國工業教育會 四谷區大番町一〇
 帝國工藝會 芝區新芝町 東京高等工藝學校内
 帝國興信所 京橋區櫻橋南側
 帝國公民教育協會 赤坂區青山南町三の三三
 帝國水産會 神田區西神田一の三の一
 帝國地方行政學會 麴町區内山下町一の一 東洋ビル内
 帝國稅務協會 京橋區銀座西七の一
 帝國稅務協會 下谷區谷中三崎町一八
 帝國農會 芝區田村町一の三の一
 帝國飛行協會 麴町區丸之内三の一
 帝國文化協會 澁谷區百人町三の三七三
 帝國文武學會 横須賀市中里町二二八
 帝都出版社 芝區田村町四の一の二の一
 帝都日日新聞社 芝區芝公園五號地二〇の三
 遞試會社 京橋區銀座八の八 都ビル内
 遞友會 仙臺市靈屋下 仙臺遞信講習所内
 鐵道研究所 中野區東郷町二一
 鐵道講習會 京橋區南大工町一〇
 鐵道圖書局 麴町區飯田町二の一
 鐵道時報局 神田區鍋町ア一チ第三號

鐵道之日本社 豐島區西巢鴨町二の二一七
 天業民報社 下谷區上野櫻木町一
 天人社 澁谷區代々木富ヶ谷一三九六
 天地書房 牛込區若宮町二六
 天平民書院 神田區神保町一丁目
 電氣協會 麴町區有樂町一の三
 電氣工業講習會 小石川區鴛籠町一
 電氣之友社 京橋區銀座八の一

(ト)
 吐鳳堂 本郷區龍岡町三一
 都市研究會 麴町區外霞ヶ關一 内務省内
 圖書研究會 豐島區池袋三の一四六二
 圖書研究社 神田區猿樂町一の五
 圖書館事業研究會 牛込區津久戸町八
 獨逸語研究社 京橋區木挽町八の四 八重洲ビル
 獨逸語發行所 本郷區森川町一
 獨立堂 澁谷區百人町二の二五四
 刀江書院 神田區駿河臺三の六
 東亞經濟調查局 麴町區内山下町一の一 東洋ビル
 東亞社 赤坂區青山南町六八三

東亞研究會 豊島區池袋三の一二五八
 東亞振興會 麴町區日比谷公園 市政會館内
 東亞同文會調查編輯部 麴町區三年町一
 東雲堂 神田區神保町三の二七
 東榮閣 京橋區小田原町二の一〇の一
 東華堂 四谷區東信濃町二
 東海堂 京橋區銀座西六の二
 東學社 澁谷區戸塚町一の一〇九
 東京數學研究所 牛込區納戸町二二
 東光書院 小石川區原町一三
 東京泰文社 牛込區鶴卷町四四三
 東京印刷株式會社 日本橋區兜町二
 東京 神田區駿河臺三
 東京開成館 小石川區小日向水道町八四
 東京共成社 神田區小川町二の六
 東京工學社 小石川區駕籠町六
 東京興信所 日本橋區坂本町五二
 東京興農園 澁谷區上通二の二六
 東京國民書房 神田區駿河臺二の一
 東京市政調査會 麴町區日比谷公園 市政會館内
 東京辭書出版社 神田區美土代町三の一

東京出版會 神田區小川町三の八
 東京出版社 牛込區副工町六
 東京 芝區南佐久間町二の一〇
 東京書房 神田區神保町三の二五の一
 東京書籍株式會社 小石川區指ヶ谷町一三六
 東京書籍商組合事務所 神田區駿河臺一の二
 東京受驗研究社 麴町區九段一の一四
 東京 麴町區九段一の七
 東京統計協會 京橋區銀座西三の一
 東京農業大學出版部 澁谷區常盤松町一〇三
 東京美術書院 神田區雉子町三〇
 東京佛教學會出版部 神田區一ツ橋通町一〇
 東京每夕新聞社出版部 麴町區永樂町二の一
 東西醫學社 小石川區宮下町三三
 東京橋區銀座七の一
 東枝書店 京都市佛光寺通り烏丸東入
 東治書院 麴町區三番町一二の六
 東條書店 神田區神保町二五
 東盛堂 下谷區上根岸町四四
 東大書房 牛込區改代町一八
 東都書籍株式會社 神田區神保町一の二三

東文堂 澁谷區上通三の二
 東方書院 神田區一ツ橋通町二
 東方時論社 本郷區眞砂町三一
 東邦書院 京橋區京橋一の八
 東明書院 本郷區駒込千駄木町五〇
 東明堂 神田區三崎町三の二四
 東洋協會出版部 麴町區内幸町一の三
 東洋經濟新報社 日本橋區本石町三の二の一
 東洋研究會 麴町區丸之内 昭和ビル四〇六九
 東洋出版社 京橋區木挽町一の二
 東洋書籍出版協會 京橋區四八丁堀三の九
 東洋圖書株式會社 大阪市南區内安堂寺町一
 東洋圖書刊行會 神田區神保町一の六七
 東洋圖書刊行會 下谷區西町三
 東洋書院 芝區南佐久間町二の一〇
 同志文學社 京橋區銀座西八の一の二五十五公野方
 同人社 神田區駿河臺二の四
 同人館 神田區神保町一
 同人社 神田區神保町一の八
 同人社 四谷區仲町三の二三
 同文書院 小石川區諏訪町五五
 常盤書房 小石川區諏訪町五五

德文堂 芝區三田一の二
 讀書新聞社 牛込町改代區一八
 ナッカ社 神田區神保町二の一三
 なでしこ社 麴町區元園町一の七
 名倉育英館 神田區神保町三丁目
 内外出版印刷株式會社 京都市下京區西洞七條南
 日本橋區室町四の五寶文館内
 内外書房 澁谷區戸塚町三の八九〇
 内外書籍株式會社 本郷區春木町二の五六
 内西書房 小石川區竹早町三二
 内觀書房 澁谷區伊達町七三
 中西書房 小石川區大塚上町五八
 中屋書店 淺草區瓦町二四
 中村書店 本郷區森川町一
 長崎書店 牛込區平稻田鶴卷町四七一
 南光社 神田區神保町一の三〇
 南江堂 本郷區春木町三の三二
 南山堂 京都市上京區寺町通御池南
 南郊社 牛込區矢來町二五
 南山堂 本郷區靑岡町三六
 南山人社 麴町區下二番町五三

南 北書院 麴町區下二番町七〇
南 洋堂 神田區小川町三の七
南陽堂本店 本郷區本町二の六六

(二)

二 光堂 日本橋區
二 三子堂 神田區錦町三の九
二 松學舎出版部 麴町區一番町一六
二 里木書店 神田區美土代町二の一
西 書店 本所區平川橋三の六の四
西ヶ原刊行會 赤坂區一ツ木町三一
日 英社 神田區千代田町二八
日 英堂 神田區錦町一の一二
日 昭館 神田區神保町二の三四の一
日 進堂 牛込區下宮比町七
日 東書院 神田區神保町二の四四の一
日 獨書院 本郷區本郷一の六
日本エスベラント會 麴町區三番町八三
日本エスベラント學會 本郷區元町一の二三
日本エスベラント協會 神田區西今川町七

日本園藝會 澁谷區松濤町三七
日本園藝研究會 澁谷區上中里町一一七
日本海事學會 京橋區寶町一の一
日本學術研究會 神田區錦町三の三
日本學術普及會 小石川區上宮坂町一九
日本玩具協會 麴町區丸之内 有樂館内
日本棋院 麴町區永田町二の一
日本教育會 本郷區駒込蓬萊町六六
日本コロンビア蓄音機株式會社 川崎市久根町
日本古典全集刊行會 豊島區長崎東町三の一の六二
日本工藝學會 小石川區東青柳町二七
日本公論社 神田區一ツ橋通町 教育會館内
日本交通協會 麴町區丸之内 郵船ビル内
日本弘道會 神田區西神田二の一
日本講演社 麴町區内幸町一 商興ビル内
日本國寶全集刊行會 澁谷區代々木初臺町五六二
日本國防協會 小石川區西丸町六〇
日本山岳會 芝區琴平町一 本不二屋ビル
日本産業協會 麴町區内山下町一の一
日本兒童劇協會 大阪市東區南替町二の一八
日本本社 豊島區西巢鴨二の二三九三

日本書店 芝區新堀町四一
日本聖書雜誌社 淀橋區上落合一の四四七
日本社會問題研究所 麴町區平河町六の一四
日本辭書出版社 小石川區大塚町七〇
日本出版社 神田區榮町一三
日本書院 三重縣松坂町
日本書誌學會 麴町區麴町三の二
日本書房 小石川區小日向臺町三の四三
日本書籍株式會社 豊島區長崎仲町二の三六五七
日本殖民通信社 小石川區久堅町一〇八
日本心靈學會 麴町區下六番町五〇
日本心學學會 京都市河原町二條下ル
日本青年館 四谷區霞ヶ丘町一一
日本青年社 神田區三崎町三の一七四
日本青年通信社 赤坂區丹後町九七
日本精神醫學會 品川區御殿山七一一
日本禪書刊行會 神田區駿河臺二の一〇
日本聖公會出版部 麻布區材木町二四の一五
日本體育學會 牛込區矢來町二六
日本通信大學出版部 日本橋區濱町三の一四
日本通信學會 日本橋區材木町河岸三五
日本電報通信社 京橋區銀座西六

日本圖書出版社 澁谷區西ヶ原町八三一
日本童話協會出版部 大阪市西區阿波座通三の五
日本のローマ字社 麴町區有樂町一三 柏ビル四階
日本農業社 目黒區自由ヶ丘二四五二
日本美術學院 豊島區長崎南町一の一八三一
日本評論社 京橋區京橋三の四
日本文學社 麴町區飯田町四の三一
日本文化協會 四谷區永住町三
日本法律研究會 本郷區込千駄木町四三
日本放送出版協會 日本橋區通三の八
日本ラヂオ協會 大阪市東區久太郎町一の二三
日本ラヂオ通信學校 麴町區有樂町一の一
日本力行會 日本橋區八重洲口中通角
日本用書房 板橋區小竹町
日佛會館 神田區駿河臺二の三の一
日曜世界社 大阪市天王子區悲田院町二八
日露通信社 麴町區丸之内三の二 三菱二一號館
鶏の研究社 麴町區丸之内九ビル六九六
ぬかご社 麴町區丸之内二の二二

ぬ はり 社 豊島區西巢鴨六の一四七〇

(ノ)

館 樂書院 赤坂區新町五の三四
農業と水産社 芝區田村町五の五
農 民 社 芝區琴平町二
法 木 書 店 日本橋區人形町三の二二

(ハ)

ハイキング社 大森區入新井一の七九
パイロット社 神田區新銀町一六
パワー社出版部 神田區小川町三の七
俳 書 堂 麴町區丸之内 三菱二一號館一階
培 風 館 神田區錦町三の一七
萩原星文館 神田區神保町一の三五
白 氷 社 麴町區飯田町二の三
白 鳳 社 神田區神保町三の二五
白 日 社 目黒區自由ヶ丘
白 日 社 淀橋區西大久保三の二二八
白 水 社 神田區小川町三の八
白 帝 書 房 牛込區原町三の五七

白眉出版社 目黒區下目黒二の四六八

白揚社 神田區美土代町二の一

白林社 本郷區駒込林町一七五

柏葉書房 牛込區新小川町二の四

博 英 社 豊島區巢鴨一の四

博 進 社 下谷區坂本町三の三五

博 信 堂 日本橋區浪花町二四

博 美 社 豊島區長崎東町二の一〇〇八

博 文 館 日本橋本町三の九

博文堂東京支店 本郷區東片町一四六

博 芳 社 神田區三崎町二の一

博 報 社 豊島區巢鴨七の一五七〇

八 絃 社 神田區錦町

春 川 社 麻布區富士見町五三

汎 人 會 本郷區駒込林町四八 望月方

犯罪公論出版部 麴町區丸之内 昭和ビル内

番 町 書 房 芝區片門前町二の六

萬 里 閣 麴町區下二番町七〇

(ヒ)

ビクター出版社 日本橋區本町二

一 二 三 館 牛込區若松町一五〇

日 比 書 院 瀧野川區田端町四三

日 吉 堂 本店 淺草區淺草橋一の三

日 吉 堂 淺草區瓦町二四

非 凡 閣 小石川區表町一〇九

美 術 研 究 社 小石川區戸崎町三

美 術 發 行 所 豊島區巢鴨三の二六

美 術 の 國 社 豊島區雜司ヶ谷七の九七四

聖 書 房 神田區神保町二丁目

檢 書 店 神田區小川町二の一

表 現 社 澁谷區豊分町五

平 野 書 房 本郷區本郷四の一七

平 野 書 店 京都市烏丸通り今出川通り

ブックスドム社 下谷區金杉上町八〇

ブックスドム社 神田區錦町三の一〇

不二出版社 日本橋區通三の七

不動社 神田區西神田二の四

不動書房 神田區神保町一丁目

(フ)

不 老 閣 淀橋區百人町三の二六九

普 及 書 房 麴町區上六番町四八

婦 人 之 友 社 豊島區雜司ヶ谷六の一四八

婦 女 界 社 麴町區九段四の一三

富 山 房 神田區神保町一

富 文 館 神田區鍛冶町一の六

武 俠 社 芝區南佐久間町二の一〇

武 揚 堂 日本橋區通三の七

風俗資料刊行會 本郷區坂下町四八

福 永 書 店 京橋區銀座八の一

藤 井 書 店 神田區駿河臺三の九

藤 谷 崇 文 館 神田區錦町一の九

佛 語 研 究 社 大阪市西區靱信濃橋交叉點北の辻西

佛 教 年 鑑 社 神田區一ツ橋通町 教會育館内

佛 教 運 社 牛込區新小川町一の五

文 運 堂 神田區駿河臺三の六

文 英 閣 中野區・高田一の二七四

文 英 堂 本郷區龍岡町三六

文 英 堂 大阪市寺町通り三條上る

文 淵 閣 日本橋區通三の五の二

文 淵 堂 麴町區永田町二の三〇

文 淵 社 豊島區長崎東町二の九六六